



# **ひたちなか市第3次環境基本計画 (改定)**

**～暮らしと自然が共存し、  
ゆとりと潤いを未来に  
つなぐ共創のまち～**

**2021年3月**

**(改定:2026年3月)**

**ひたちなか市**

## 目 次

|                                                                   |           |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 ひたちなか市の概況</b>                                              | <b>1</b>  |
| 1 地理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | 1         |
| 2 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 2         |
| 3 気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | 3         |
| <b>第2章 計画の基本的な考え方</b>                                             | <b>4</b>  |
| 1 世界、日本の環境問題に関する動き・・・・・・・・                                        | 4         |
| 2 本市の環境問題に関する動き・・・・・・・・                                           | 5         |
| 3 計画の性質と位置づけ・・・・・・・・・・                                            | 6         |
| 4 対象とする計画の範囲・・・・・・・・・・                                            | 7         |
| 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 7         |
| 6 第3次環境基本計画の振り返り・・・・・・・・                                          | 8         |
| <b>第3章 計画の基本的な方針</b>                                              | <b>10</b> |
| 1 目指す環境像・・・・・・・・・・・・・・・・                                          | 10        |
| 2 取り組みの視点（5つのアプローチ）・・・・                                           | 11        |
| 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 12        |
| <b>第4章 施策の展開 ～5つのアプローチに関する具体的な施策～</b>                             | <b>13</b> |
| アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然・・・・・・・・                         | 13        |
| アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境・・・・・・・・                            | 19        |
| アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会・・・・・・・・                                | 27        |
| アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会・・・・・・・・                                  | 38        |
| アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち・・・・・・・・                                     | 48        |
| <b>第5章 リーディングプロジェクト</b>                                           | <b>54</b> |
| 1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進）<br>（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画を含む）・・・・ | 54        |
| 2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）・・・・・・・・                                   | 60        |
| 3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）・・・・                               | 62        |
| <b>第6章 計画の推進</b>                                                  | <b>65</b> |
| 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 65        |
| 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 66        |
| 3 環境に関する調査・研究・・・・・・・・・・                                           | 66        |

# 第1章 ひたちなか市の概況

## 1 地理

本市は、東京から約 110km の距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13km、南北約 11km で 101.02km<sup>2</sup> の面積を有しています。西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13km の海岸線が続いています。市域は、太平洋に面し、那珂川下流域に位置する海拔 7m 前後の低地地区と、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔 30m 前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられています。

低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。



ひたちなか市の位置

表 地目別土地面積（2024 年 1 月 1 日現在）

単位：km<sup>2</sup>

| 総面積    | 田    | 畑     | 宅地    | 山林   | 原野   | 雑種地   | その他   |
|--------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 100.26 | 9.14 | 18.49 | 30.82 | 6.27 | 0.63 | 18.87 | 16.04 |

資料：資産税課

2 人口の推移

2024 年(令和6年)10 月 1 日現在の人口は、153,213 人で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下 4 番目の規模の都市です。

| 区分    | 総数<br>(人) | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 世帯数<br>(世帯) | 1 世帯あたり<br>の人口 |
|-------|-----------|----------|----------|-------------|----------------|
| ○ H27 | 155,689   | 78,270   | 77,419   | 61,104      | 2.5            |
| H28   | 155,884   | 78,514   | 77,370   | 62,025      | 2.5            |
| H29   | 155,970   | 78,701   | 77,269   | 62,846      | 2.5            |
| H30   | 155,681   | 78,636   | 77,045   | 63,584      | 2.4            |
| R1    | 155,080   | 78,404   | 76,676   | 64,245      | 2.4            |
| ○ R2  | 156,581   | 79,293   | 77,288   | 66,754      | 2.3            |
| R3    | 155,684   | 78,664   | 77,020   | 67,198      | 2.3            |
| R4    | 154,987   | 78,351   | 76,636   | 67,857      | 2.3            |
| R5    | 154,283   | 78,068   | 76,215   | 68,549      | 2.3            |
| R6    | 153,213   | 77,564   | 75,649   | 69,047      | 2.2            |

※ ○は国勢調査数値 (各年 10 月 1 日現在)

資料：統計ひたちなか

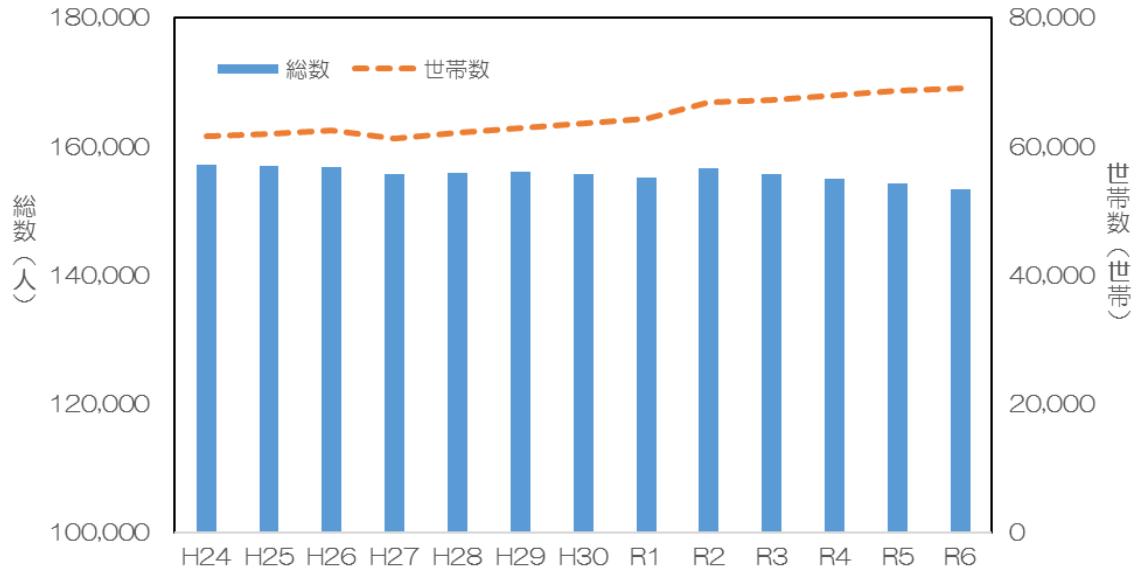


図 人口の推移

### 3 気候

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で台風などによる自然災害も比較的少なく、過去10年間では、期間平均気温は15.2℃、最高気温は38.3℃、最低気温は-7.3℃、期間平均降水量は1,327.9mmでした。

| 区分  | 天候 (日) |     |    |   | 気温 (℃) |      |      | 風向・風速(m/s) |          |               | 降水量<br>(mm) |
|-----|--------|-----|----|---|--------|------|------|------------|----------|---------------|-------------|
|     | 晴      | 雲   | 雨  | 雪 | 最 高    | 最 低  | 平 均  | 最多<br>風向   | 平均<br>風速 | 10m以<br>上 (日) |             |
| H27 | 222    | 107 | 36 | 0 | 37.1   | -4.7 | 14.9 | 北東         | 2.1      | 137           | 1,249.0     |
| H28 | 212    | 121 | 32 | 1 | 37.7   | -4.6 | 14.8 | 北東         | 2.1      | 146           | 1,371.5     |
| H29 | 215    | 118 | 31 | 1 | 34.6   | -5.5 | 14.2 | 北東         | 2.0      | 142           | 1,136.5     |
| H30 | 216    | 129 | 18 | 2 | 38.3   | -7.3 | 15.3 | 北東         | 2.0      | 139           | 1,178.0     |
| R 1 | 223    | 101 | 39 | 2 | 35.1   | -4.7 | 14.9 | 北東         | 1.9      | 139           | 1,428.5     |
| R 2 | 198    | 127 | 37 | 3 | 37.5   | -6.0 | 14.8 | 北東         | 1.9      | 134           | 1,321.5     |
| R 3 | 216    | 107 | 42 | 0 | 37.8   | -6.2 | 15.0 | 北東         | 1.8      | 128           | 1,539.0     |
| R 4 | 229    | 108 | 27 | 1 | 36.7   | -5.2 | 14.9 | 北東         | 1.9      | 144           | 1,125.0     |
| R 5 | 251    | 81  | 33 | 0 | 37.6   | -6.1 | 16.3 | 北北西        | 1.6      | 113           | 1,525.5     |
| R 6 | 215    | 114 | 37 | 0 | 37.4   | -3.6 | 16.4 | 北北西        | 1.6      | 114           | 1,404.5     |
| 平均  | 220    | 111 | 33 | 1 | -      | -    | 15.2 | -          | 1.9      | 134           | 1,327.9     |

資料：統計ひたちなか



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 世界、日本の環境問題に関する動き

今日における世界的な環境問題としては、気候変動による異常気象、海洋プラスチックごみ汚染※をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性※の損失などが挙げられます。この環境問題は、私たちの日々の生活や経済活動に由来する温室効果ガス※などが原因の1つとされているため、日々の生活において一人ひとりが環境負荷※に関して考え、行動することが求められています。

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、その中核をなす国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは環境・経済・社会の向上にかかる17の目標及び169のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会※づくりを実現するための目標であり、それぞれの目標・ターゲットが相互に関係している、複数の課題を統合的に解決することを求めています。



参考：国際連合広報センターより「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」環境省

環境問題の中でも気候変動については、2015年にフランスのパリで開催された締約国会議※（COP21）において、京都議定書※以来となる2020年以降の温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界177カ国・地域が締結したパリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。また、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての国に対して、削減目標を作成し、目標達成に向けた国内対策を進めることを義務付けています。

日本では、2016年に「パリ協定」の批准承認案が可決され、地球温暖化※対策計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました。その後、2021年4月に2030年度に2013年度比で46%の水準にすることとしました。さらに気候変動適応計画※を策定し、気候変動影響評価報告書※において示された7つの分野「農業、森林・林業、水産業分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害・沿岸域分野」、「健康分野」、「産業・経済活動分野」、「国民生活・都市生活分野」における基本的な施策を示し、気候変動により引き起こされるであろう災害等を未然に防ぐ、もしくは被害を最小限に抑える対策を行っています。

## 2 本市の環境問題に関する動き

本市は、これまで県下有数の工業都市として発展してきましたが、これに起因した大気や水質などの環境の悪化が、1960年代から1970年代前半にかけて見られました。このため、茨城県公害防止条例による地域公害防止計画※に基づく施策を実施し、これらの克服に努めてきました。しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の定着に伴う、日常生活における環境負荷の増大により、都市・生活型公害※が顕在化してきました。また、本市海岸部においては、約1,200haに及ぶひたちなか地区の開発が進められています。この開発は、北関東地域の総合的な開発を先導する重要なプロジェクトであり、茨城県の北部地域開発の拠点として、中核国際港湾茨城港常陸那珂港区※や国営ひたち海浜公園の建設が進められているところです。

大規模な開発等による地球規模の自然環境破壊などを背景とする、自然環境保護意識は高まりによって、環境行政に求められる対応も変化しており、従来の事案対処型行政と共に社会情勢に即した対応が求められています。

このような状況の中、本市においても多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し、2000年3月、環境保全に関する基本理念を掲げ、今後の環境政策の理念を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定しました。

### 〈ひたちなか市環境基本条例で掲げる4つの基本理念〉

- 健全で豊かな環境のもたらす恵みの持続的な享受
- 各主体の協同による有限な環境資源の適正管理
- 地球規模の環境問題に対する、市の施策による環境保全上の支障の未然防止
- 環境保全施策の科学的かつ総合的な実施

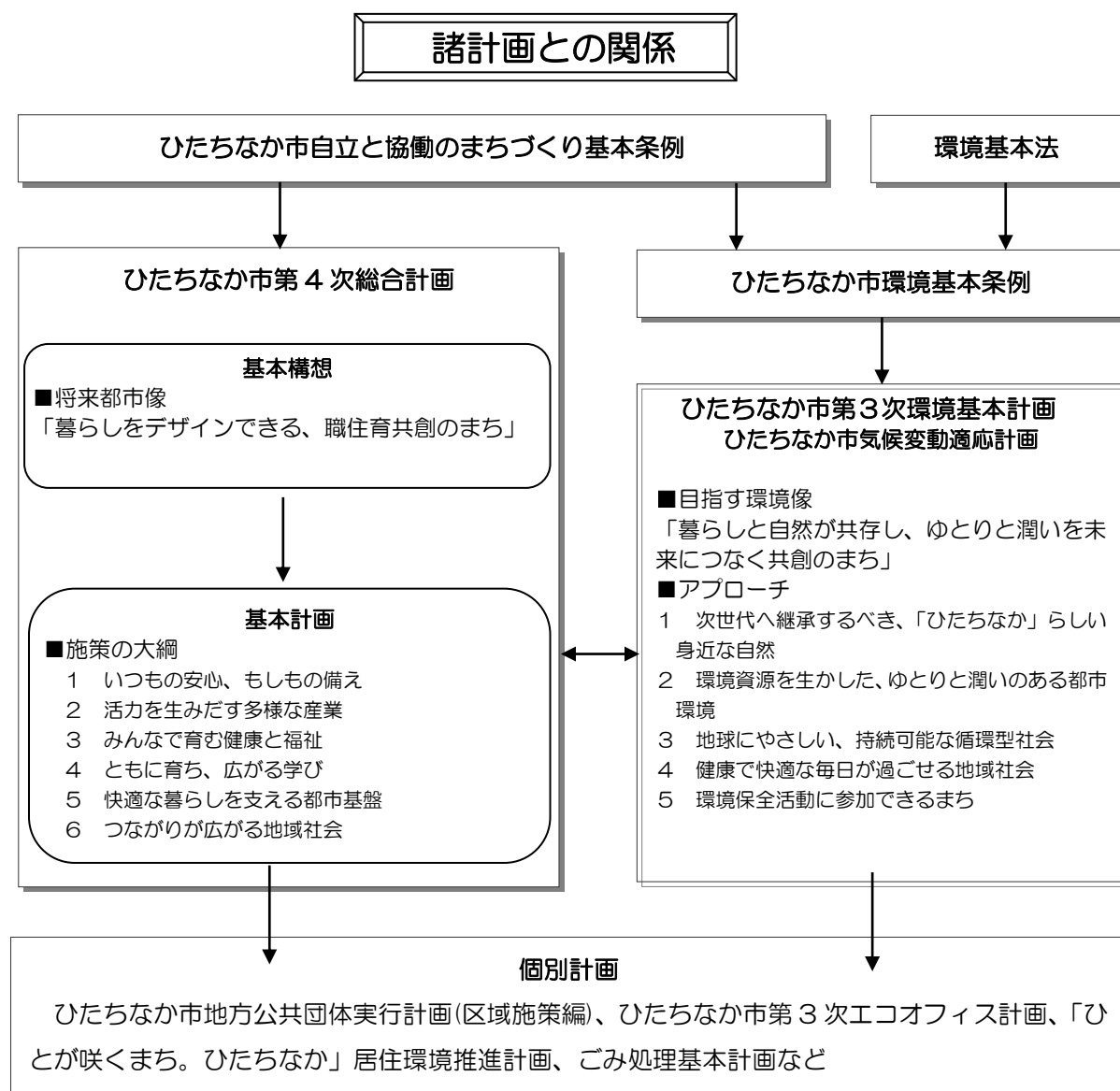
同環境基本条例で示された基本理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため、2002年3月に「ひたちなか市環境基本計画」を策定しました。2012年5月には「ひたちなか市第2次環境基本計画」を策定し、その中で環境学習の推進など、市民や事業者の環境に関する意識向上を図ってきました。

今般、第2次環境基本計画の期間満了に伴い、本市において影響が避けられない世界的な環境問題に取り組むため、SDGsの考え方や気候変動問題を包括した「ひたちなか市第3次環境基本計画」を策定しました。

### 3 計画の性質と位置づけ

本計画は、2000年3月に制定された「ひたちなか市環境基本条例」第8条の規定に基づき策定する環境行政に関する総合的な計画であり、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を施策として展開するための具体的方向性を示すものです。環境行政の基本理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向及びその他環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。あわせて、本市の施策の遂行にあたっての環境への配慮事項や、個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を明らかにするものです。

また、気候変動適応法第12条に基づき策定する「地域気候変動適応計画」を本計画に統合した計画として位置づけます。



## 4 対象とする計画の範囲

本計画の対象は、ひたちなか市域全体とし、市が先頭に立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。また、本計画の対象分野は、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境／循環型社会※」、「生活環境」及び「パートナーシップ」の5つの分野とします。さらに、関連する分野であって、広域的な連携対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

### 自然環境

地形・地質／河川・海岸／動物／植物／  
身近な水辺・自然／ひたちなか地区の自然 など

### 都市環境

都市景観／公園・緑地／歴史的・文化的環境／  
暮らしのマナー・モラル など

### 地球環境／循環型社会

地球環境（地球温暖化／オゾン層破壊※／酸性雨※ 等）／  
資源・エネルギー／廃棄物／水資源・水循環／自動車交通 など

### 生活環境

大気汚染／水質汚濁／騒音・振動／悪臭／土壌汚染／  
地盤沈下／有害化学物質等※／環境放射線※等 など

### パートナーシップ

環境教育／環境学習／環境情報／環境保全活動 など

## 5 計画の期間

改定後の計画期間は、「ひたちなか市第4次総合計画」の前期基本計画期間（令和8年度～令和11年度）における環境行政の成果や社会情勢の変化等を踏まえ、第4次環境基本計画の策定に反映させるため、2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

また、本計画は、計画で考慮されていない新たな問題の発生や、市民の環境に対する認識・ニーズの変化、環境に関する情勢の変化に対しても柔軟に対応します。

| 計 画            | 年度         |            |             |             |             |
|----------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
|                | 2026<br>R8 | 2027<br>R9 | 2028<br>R10 | 2029<br>R11 | 2030<br>R12 |
| 市第4次総合計画前期基本計画 | ◎          |            |             |             | 後期計画        |
| 市第3次環境基本計画（改定） | ◎          |            |             |             |             |

◎：目標年度

## 6 第3次環境基本計画の振り返り

今般、第3次環境基本計画は策定から5年が経過し、計画に定める中間見直しの時期を迎えました。この間の環境に関する社会情勢の変化や、市民・事業者のニーズの動向を的確に把握し、計画後半の施策をより実効性のあるものとするため、現行計画の評価を実施しました。

本計画の上位計画である『市第3次総合計画後期基本計画』の【V-9 環境保全】において、環境保全対策に関する市民満足度を確認しました。計画最終年度である令和7年度の目標値3.14に対して、令和4年実績が3.14、令和5年実績が3.13、令和6年実績が3.25と、おおむね目標を達成する見込みです。

次に、市第3次環境基本計画を見直すにあたって、市民、児童生徒、市内事業者の環境に関する意識を把握するために、アンケートを実施いたしました。アンケートの設問内容は、環境に関する意識、行動変容を確認するような内容としました。アンケートは、市第3次環境基本計画策定時（2020年度実施）に導入したWEBアンケート方式を引き続き採用し、発送時の運輸に係る温室効果ガス排出削減やアンケート用紙の紙削減に努めました。周知方法は、市報や市ホームページのほか、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒とその保護者に対してはアプリを利用し、関係事業者等には、ひたちなか商工会議所の協力で、当該会議所のホームページに掲載しました。その結果、2,147件の回答をいただきました。（アンケート結果は参考資料72～87ページ参照。）

### ○ 対象者

- ・市内に居住している方、通学・通勤をしている方
- ・市内小学校5年生及び義務教育学校5年生
- ・市内中学校2年生及び義務教育学校8年生
- ・市内事業者

### ○ 実施期間

市民・児童・生徒 令和7年6月18日(水)～令和7年7月2日(水)

事業者 令和7年7月10日(木)～令和7年7月24日(木)

### ○ 結果

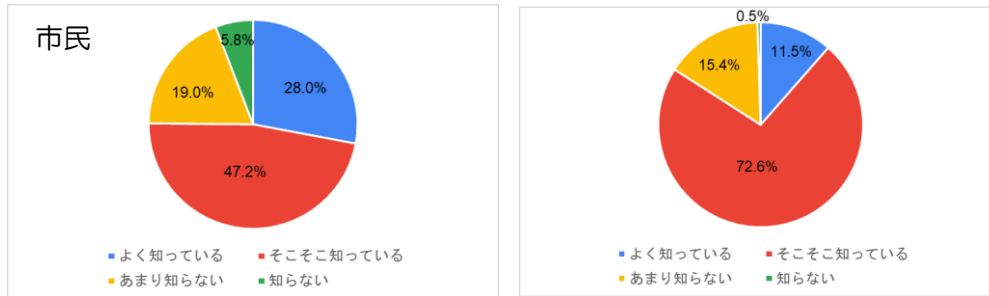
- ・市民、児童・生徒の環境に関する興味関心においては、おおむね市第3次環境基本計画策定時よりも多くの方の興味関心が増加したことが分かりました。
- ・一方で、行動手法や効果がわかりにくいために、環境に良い行動を実行に移すことができない場合があると明らかになりました。

### ◎ 改定の方向性

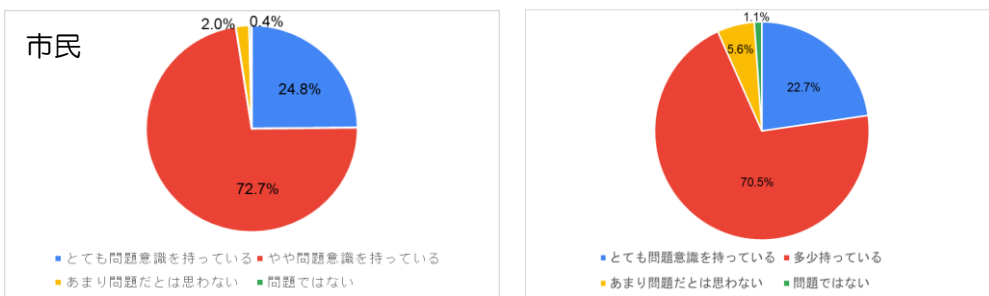
以上の評価結果から、改定の方向性としては、計画の目指す環境像や基本的な体系は、現行計画の考え方を引き続き堅持し、その取組を推進します。併せて、社会情勢の変化を踏まえて各種情報を最新化するとともに、特に優先度の高い課題である重点的な取組（リーディングプロジェクト）の見直しを行い、環境保全行動の実践を促す施策の充実を図ります。

環境に関する意識調査アンケート抜粋

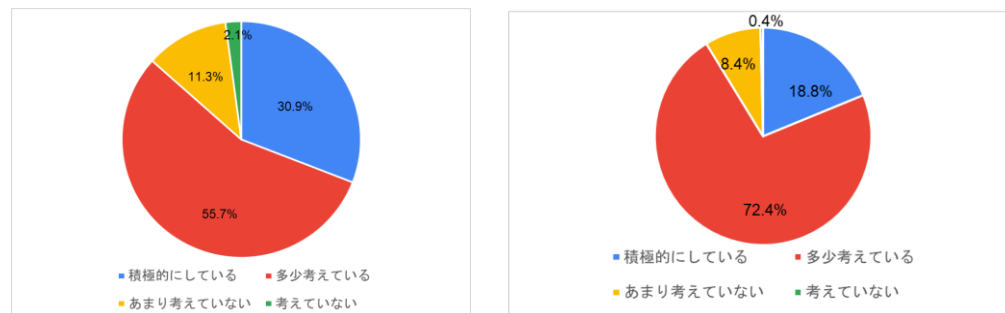
Q1 地球に起きている環境問題を知っていますか。



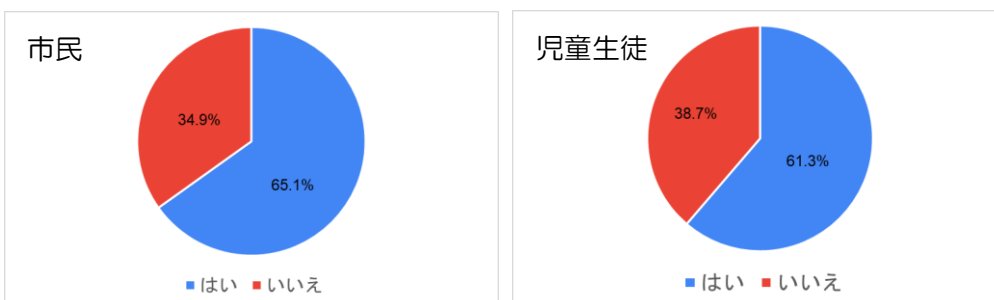
Q2 環境問題に対して、どの程度の問題意識を持っていますか。



Q3 日頃から環境に配慮した行動をしようと心がけていますか。



Q6 環境に配慮した行動を行おうとしたけれど、できなかったことはありますか。



## 第3章 計画の基本的な方針

### 1 目指す環境像

本計画の目指す環境像は、次のとおりとします。

暮らしと自然が共存し、ゆとりと潤いを未来につなぐ共創のまち

#### ■ 暮らしと自然が共存……とは

本市は、身近で豊かな自然に囲まれ、多くの人々がそこで暮らすとともに、工業・水産都市として活発な産業活動が行われています。

今後は、地球環境にやさしい循環を基調としたライフスタイルやワークスタイルの浸透を図るとともに、暮らしと産業と自然が共存できる環境を目指します。

#### ■ ゆとりと潤いを未来につなぐ共創のまち……とは

本市は、美しく豊かな自然環境など、恵まれた条件と地域資源の最大限の活用や市民憲章※やコミュニティ活動を通じた市民ぐるみの緑化運動などを実施などによって、ゆとりや潤い、快適さを実感できるまちづくりを行っています。今後は市民、事業者など異なる立場を掛け合わせ、新たなゆとりや潤いを生み出していくと共に、行政だけでなく様々な立場からの協働によってゆとりや潤いを持続可能なものとし、未来につないでいくまちを目指します。

## 2 取組の視点（5つのアプローチ）

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。

この計画では、目指す環境像を実現するための取組の視点として 5 つのアプローチを提示します。

| アプローチ |               |                            |
|-------|---------------|----------------------------|
| 1     | 自然環境          | 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然 |
| 2     | 都市環境          | 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境    |
| 3     | 地球環境<br>循環型社会 | 気候変動に対応する持続可能な循環型社会        |
| 4     | 生活環境          | 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会          |
| 5     | パートナーシップ      | 環境保全活動に参加できるまち             |

また本計画では、各アプローチと特に関連性の深い SDGs の目標を示し、重点的に取組を進め、関連する計画指標を達成することで、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現を目指します。

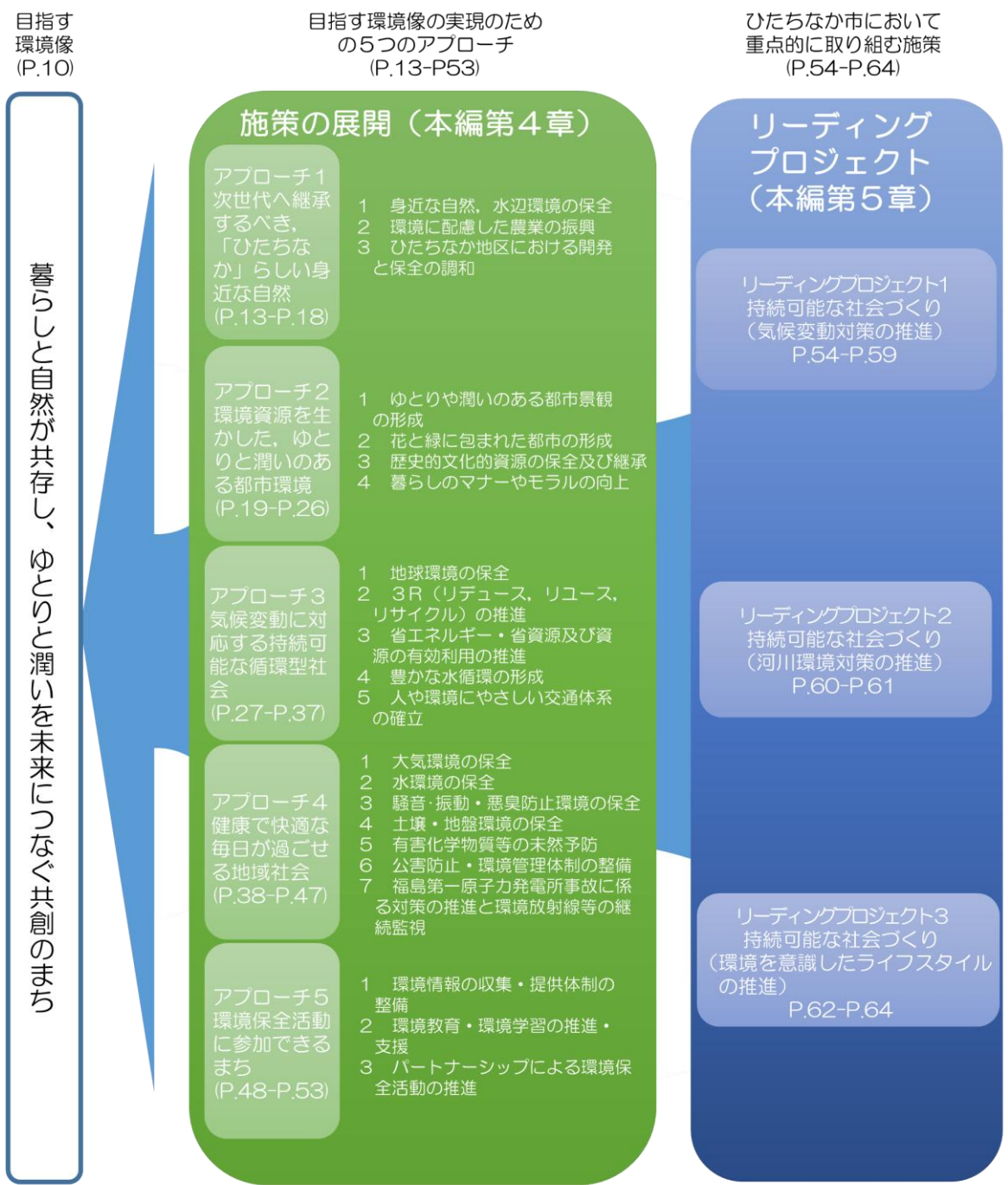
### 本計画が目指す 5 つのアプローチと SDGs の関連性

|   |                            |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                          |
|---|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然 |    | 6 安全な水とトイレを世界中に<br>14 海の豊かさを守ろう<br>15 陸の豊かさを守ろう          |
| 2 | 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境    |    | 11 住み続けられるまちづくりを<br>14 海の豊かさを守ろう<br>15 陸の豊かさを守ろう         |
| 3 | 気候変動に対応する持続可能な循環型社会        |    | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに<br>12 つくる責任つかう責任<br>13 気候変動に具体的な対策を |
| 4 | 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会          |    | 3 すべての人に健康と福祉を<br>6 安全な水とトイレを世界中に<br>11 住み続けられるまちづくりを    |
| 5 | 環境保全活動に参加できるまち             |    | 4 質の高い教育をみんなに<br>16 平和と公平をすべての人に<br>17 パートナーシップで目標を達成しよう |

3 計画の体系

本計画の体系を以下の図に示します。

目指す環境像を実現するための 5 つのアプローチ中で、特に重点的に取り組む施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけます。このリーディングプロジェクトを達成することにより、目指す環境像の実現をより確実なものとしします。





## 第4章 施策の展開

～5つのアプローチに関する具体的な施策～

### アプローチ1 『 自然環境 』

次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然

地球の長い歴史の中で受け継がれてきた豊かな自然環境を「次世代を担う子どもたちへ」と継承し、あわせて、自然と調和のとれた開発を推進します。

SDGs 該当目標



#### 現状と課題

本市は、那珂川と、その河口から国営ひたち海浜公園にいたる海岸部、北部の大規模な樹林地帯、中小河川や水路、ため池に接する斜面緑地※、水辺地など、豊かな自然環境に恵まれています。市域面積の約 3 割を占める農地では、かんしょ、イチゴ、メロン、トマトなど数多くの農作物を生産する優良な畑地帯が広がり、特に、本市のかんしょを原料にしたほしいもは日本一の生産量を誇っています。

一方、本市と東海村にまたがる「ひたちなか地区」では、県北地域振興の拠点及び北関東の中核都市として総合的な発展を先導するために、国営ひたち海浜公園の整備や中核国際港湾（茨城港常陸那珂港区）などの開発が進められています。

国では、生物多様性の損失を止め、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられています。市内でも、こうした国の動きに関連し、民間の取組による「自然共生サイト」（OECM）の認定事例が確認されています。本市としても、こうした国の動向も踏まえ、豊かな自然環境を保全するため、引き続き風致地区※や緑の保存地区※の指定などの施策に取り組む必要があります。また、市内の農地では、農業者の高齢化などにより遊休農地※などが増加していることから、引き続き、遊休農地の有効活用など農地の流動化対策に取り組む必要があります。

また、ひたちなか地区では、残された生態系を保全し、自然と発展性という優れた特徴を生かした開発を進めています。国や県、市民、事業者と連携を図りながら、引き続き、自然環境と調和のとれた開発を推進していく必要があります。

身近に残された豊かな自然は、地球の長い歴史の中で受け継がれてきた本市の貴重な財産です。今後も私たちは、豊かな自然、優良な農地などの恵まれた環境を「次世代を担う子どもたち」へと継承しながら開発を推進していく必要があります。

## 1.1 身近な自然、水辺環境の保全

## ■市が取り組むこと

| 取組内容      | 取組内容の詳細                                                                             | 担当課                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 良好な緑地の保全  | ○ 保安林※や大洗県立自然公園区域※、釜上自然環境保全地域※及び多良崎城跡緑地環境保全地域※などの緑地を、市民共有の財産として保全します。               | 農政課<br>環境政策課<br>教育政策課文化財室 |
|           | ○ 市域に残る良好な平地林※や斜面緑地等は、地域制緑地※保全計画に基づいて、市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定し、地域制緑地として保全に努めます。      | 都市計画課<br>公園緑地課            |
|           | ○ 良好な緑を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木※に指定します。                                             | 公園緑地課                     |
| 水辺空間の保全   | ○ 河川の浄化や生物の生育環境にも配慮した河川整備を進めるとともに、市民と協力し河川の清掃活動を行います。                               | 河川課                       |
|           | ○ 親水空間として下江川の水辺の楽校※の適切な管理・運営を行います。                                                  | 河川課                       |
|           | ○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます。                                         | 公園緑地課                     |
|           | ○ 名平洞公園は、水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査、水質浄化剤の投入などを行い、その効果を検証し、水質浄化につなげることを目指します。         | 公園緑地課                     |
|           | ○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴重な海岸環境を保全するため、地域住民や関係団体等と協力し、海岸クリーン運動※を実施します。            | 環境政策課                     |
|           | ○ 漁港環境の美化は、漁港管理者である茨城県と連携し、漁港をきれいにする会を支援します。                                        | 水産課                       |
|           | ○ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全に努めます。                                                           | プロジェクト推進課                 |
| 生物多様性の確保  | ○ 野生動植物を適切に保護し、野生動植物の生息、生育環境を保全に努めます。                                               | 環境政策課                     |
|           | ○ 生物多様性の損失を止めるため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標である『30by30』について、適切な情報提供を行います。 | 環境政策課                     |
|           | ○ 貴重な動植物の保護や特定外来生物※の防除等に対する理解や協力を得るため、適切な情報提供を行います。                                 | 環境政策課                     |
|           | ○ 特定外来生物の分布、生育状況などを把握し、固有生態系に影響が生じないように対策を図ります。                                     | 環境政策課                     |
| 自然保護意識の高揚 | ○ 市民の自然保護意識の高揚を図るため、自然保護思想の普及啓発に努めます。                                               | 環境政策課                     |

■**市民が取り組むこと**

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ることや、捕獲・収集をしないようにします。
- 外来生物が生態系に及ぼす影響を理解し、外来種※等の動植物を野に放さないようにします。
- 「30by30」や「自然共生サイト」など、生物多様性について理解を深めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

■**事業者が取り組むこと**

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 自社が保有・管理する土地（工場の緑地、社有林、ゴルフ場、敷地内のビオトープなどを生物多様性保全の場として、保全します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 開発事業では、既存の植生や地形をできるだけ生かす計画・事業としたり、自然への影響が小さい工法を採用したりするなど種や生態系の保全に努めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

## 1.2 環境に配慮した農業の振興

## ■市が取り組むこと

| 取組内容        | 取組内容の詳細                                                                         | 担当課                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 環境保全型農業※の推進 | ○ 農薬や化学肥料の使用を低減し、輪作や有機肥料の活用による土づくりを基本とした環境との調和を図る環境保全型農業を進め、安心・安全な農産物の生産を拡大します。 | 農政課                   |
|             | ○ 環境保全型農業の推進者であるエコファーマー（いばらきみどり認定）※認定を支援します。                                    | 農政課                   |
| 地場農業の振興     | ○ 農業団体と連携して市民との交流イベント等を開催し、農業への関心を深めてもらうことで、地域農業の持続的な発展を促進します。                  | 農政課                   |
|             | ○ 学校給食等での地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消※の取組を促進します。                    | 幼児保育課<br>農政課<br>保健給食課 |
| 農地保全の推進     | ○ 農業振興地域整備計画※に基づき、優良農地※の保全及び整備に努めます。                                            | 農政課                   |
|             | ○ 遊休農地の解消及び農業体験を通じた市民と農業のふれあいの場の提供を目的に、市民農園※等の整備事業を検討します。                       | 農政課                   |
| 農業集落地域の環境整備 | ○ 生活排水※対策など、農業集落地域の環境整備に努めます。                                                   | 環境政策課<br>料金サービス課      |
| 平地林の保全      | ○ 保安林及び森林整備計画対象民有林は、環境資源として水源かん養※や潮風害防止などの公益機能としての役割が高いことから、森林の保全を図ります。         | 農政課                   |

■市民が取り組むこと

- 農産物直売所の利用や契約栽培の活用等、地場産品を積極的に購入します。
- 農家との交流イベント等に参加し、消費ニーズの提示、新しい調理法の紹介など地場産品の普及啓発に協力します。
- 市や関係団体と連携し、市民と農家の交流イベント等を企画・運営します。

■事業者が取り組むこと

- 有機農法※・低農薬農法の導入、環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など、環境保全に配慮した農業を実践します。
- 地場産の飼料作物の利用など、地域内で生じた窒素やりんなどを活用した循環型農業の構築に取り組みます。
- 食品関係事業者は、無農薬作物など環境負荷の低い農産物を積極的に購入し、環境保全型農業の普及を支援します。
- 市民農園の開設やオーナー制度※等を企画・運営し、地場産品の販路の拡大や谷津田等の農地環境の保全を支援します。
- 消費者のニーズ等を踏まえ、無農薬作物など消費者が安心できる作物を提供します。
- 農産物直売所等の充実等を通じ、地域住民への販路を拡大します。
- 食品関係事業者は、地場産品を積極的に取り扱い、消費者にPRします。

### 1.3 ひたちなか地区における開発と保全の調和

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容             | 取組内容の詳細                                                                                           | 担当課                |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 港湾建設に伴う環境の変化の監視  | ○ 港湾建設に伴う環境の変化を監視します。                                                                             | プロジェクト推進課<br>環境政策課 |
|                  | ○ 茨城港常陸那珂港区の緑地整備を促進するとともに、ひたちなか地区内の施設は緑地の確保や緑化の推進、雨水の地下浸透に配慮した施設づくりを要請・指導します。                     | プロジェクト推進課<br>環境政策課 |
|                  | ○ 常陸那珂火力発電所及び常陸那珂共同火力発電所 1 号機に係る公害防止協定※の進行管理に努めます。                                                | 環境政策課              |
|                  | ○ ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定の締結を働きかけます。                                                               | 環境政策課              |
| 湿地、砂丘環境の保全と活用の促進 | ○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘、樹林地などの貴重な自然環境の保全に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。                                      | 環境政策課              |
|                  | ○ オオウメガサソウ、ハナハタザオ、スカシユリ、ハマギクなどの貴重な野生植物の保護・保全・増殖活動に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。                           | 環境政策課              |
|                  | ○ 生態系の頂点に立つオオタカや海浜部に営巣するコアジサシ、沢田湧水地のオゼイトトンボやホトケドジョウなどの貴重な動物の生息状況の把握・保護・保全対策に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。 | 環境政策課              |
|                  | ○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘、樹林地などの自然環境を生かした観察施設の整備、体験学習プログラムへの参加を促進します。                                 | 環境政策課<br>指導課       |

#### ■市民が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動に積極的に参加します。
- 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘や樹林地などの自然環境を生かした観察施設を積極的に利用します。
- 国営ひたち海浜公園の豊かな自然環境を活用した親子自然教室、ネイチャーウォキングや環境学習などの体験学習プログラムに積極的に参加します。

#### ■事業者が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動を支援します。
- 国営ひたち海浜公園で実施している体験学習プログラムを従業員やその家族に周知します。

## アプローチ2 『都市環境』

### 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境

優れた文化資源や海・緑などの恵まれた自然資源の保全、緑化の促進や生活マナー・モラルの向上などにより、「ゆとり」や「潤い」、「快適さ」といった要素を重視した、まちづくりを推進します。

SDGs 該当目標



#### 現状と課題

本市では、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川などの沿岸の豊穡な田園地帯などが一体となった良好な景観が形成されています。

また、市街地の良好な景観を形成するために整備された公園や緑地は、市民の憩いやふれあいの場であるとともに、森林の植栽により洪水や土砂災害を抑制する防災機能や、緑化の推進による温室効果ガスの削減効果といった様々な付加価値も生み出しています。

そのため本市では、良好な緑地を残し、これらの景観を保持するため、それぞれの場所に適した都市整備を進めています。

市域に残る良好な斜面緑地等は、地域制緑地として風致地区や緑の保存地区に指定し保全を図り、公共公益施設※は、幹線道路等に樹木や花を植栽して、緑化の推進に努めています。また、生垣設置の奨励や記念樹の配布により市民の緑化に対する意識を促進し、事業者には、工場・事務所等を建築する際に市の緑地確保基準※に基づく緑地整備の指導を行っています。

都市化が進む本市では、近隣の交流や相互扶助の意識の希薄化による、ペットや騒音などの生活マナーに関するトラブルの増加や、良好な景観を保持・創造するために建物等の形態や色彩を周辺の街並みと調和させることなどが、課題となっています。

市民一人ひとりが快適に心地よい暮らしができるよう、生活マナーの向上と、景観に配慮した市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。

## 2.1 ゆとりや潤いのある都市景観の形成

### ■市が取り組むこと

| 取組内容            | 取組内容の詳細                                                                                                                          | 担当課                                                                       |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 景観に配慮したまちづくりの推進 | ○ 茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物等は、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。                                                                         | 都市計画課                                                                     |
|                 | ○ 都市景観ガイドライン※の活用を図りながら、地区ごとに、その地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。                                                                           | 都市計画課                                                                     |
|                 | ○ 地区計画※や建築協定※などにより、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、良好な都市景観の創出に努めます。                                                                       | 都市計画課                                                                     |
|                 | ○ 屋外広告物は、茨城県屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、違反広告物の是正指導に努めます。                                                                                | 都市計画課                                                                     |
| 魅力ある都市空間の整備     | ○ 歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路は、地域住民の協力を得ながら、四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めます。                                                                  | 道路管理課<br>都市計画課<br>公園緑地課<br>区画整理事業課<br>区画整理一課<br>区画整理二課<br>那珂湊地区土地地区画整理事務所 |
|                 | ○ 河川やため池を活用し、自然景観を生かし整備した公園は、水と触れ合う親水空間として適正な保全に努め、市民の憩いや学習の場として一層の活用を図ります。                                                      | 公園緑地課                                                                     |
|                 | ○ 中心市街地は、立地適正化計画により、商業、医療、福祉などの多様な都市機能の誘導・集約を図り、誰もが安心して歩いて回遊できる環境づくりを進めます。佐和駅周辺地区は、土地地区画整理事業により良好な居住環境を生みだし、佐和駅を中心としたまちづくりを進めます。 | 都市計画課                                                                     |
|                 | ○ 大洗県立自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域を、貴重な自然景観を有する景観資源として保全し、周知を図ります。                                                           | 環境政策課<br>教育政策課文化財室                                                        |
| 自然景観の保全と活用      | ○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴重な海岸環境を保全するため、地域住民や関係団体等と協力し、海岸クリーン運動を実施します。                                                          | 環境政策課                                                                     |
|                 | ○ 市街地の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な                                                                                                     | 公園緑地課                                                                     |

|  |                                                                |                |
|--|----------------------------------------------------------------|----------------|
|  | 樹木を保存樹木に指定します。                                                 |                |
|  | ○ 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等は、市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定して、地域制緑地として保全に努めます。 | 都市計画課<br>公園緑地課 |
|  | ○ 特色ある景観を保持するため、天然記念物※、史跡及び名勝地の保全に努めます。                        | 教育政策課文<br>化財室  |

#### ■市民が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 敷地内の生垣の設置や緑化などにより、良好な街並み景観の形成に協力します。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

#### ■事業者が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 大規模な建築物等を建設する際は、周辺景観との調和を図るとともに、地区の特性にも配慮したデザインを使用します。
- 屋外広告物は、周辺景観との調和が図られた適正なデザインを使用します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

## 2.2 花と緑に包まれた都市の形成

### ■市が取り組むこと

| 取組内容         | 取組内容の詳細                                                                     | 担当課                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 緑化推進体制の充実    | ○ 事業所等の緑化は、市緑地確保基準により指導し、緑化の推進に努めます。                                        | 公園緑地課                 |
|              | ○ 市民憲章やコミュニティ活動を通し、市民による緑化運動を促進し、緑の愛護思想の普及に努めます。                            | 公園緑地課                 |
| 公共公益施設の緑化の推進 | ○ 市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹に適した樹木を植栽し緑化に努めます。                                  | 都市計画課<br>公園緑地課        |
|              | ○ 植樹帯や植樹柵への緑化活動を、花植え活動団体等との協働により推進します。                                      | 公園緑地課                 |
|              | ○ 学校などの公共施設は、四季折々の変化が楽しめるような樹木や花の植栽及び保全に努めます。                               | 公園緑地課<br>学校管理課<br>指導課 |
|              | ○ 街かど花いっぱい運動の一環として、小中学校などを対象にチューリップの球根配布を実施し、学校敷地内における緑化の推進と景観の向上に努めます。     | 公園緑地課                 |
|              | ○ 幹線道路の清掃や植樹帯等の除草を実施し、清潔な道路環境の保持に努めます。                                      | 道路管理課                 |
| 都市公園※の整備     | ○ 公園整備は、地域住民の意見を聞きながら、地域の特性や周辺環境に配慮した公園整備に努めます。                             | 公園緑地課                 |
|              | ○ 既設公園は、計画的に施設の管理・維持補修に努めます。                                                | 公園緑地課                 |
|              | ○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます。                                 | 公園緑地課                 |
|              | ○ 名平洞公園は、水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査、水質浄化剤の投入などを行い、その効果を検証し、水質浄化につなげることを目指します。 | 公園緑地課                 |
|              | ○ 既設公園は、公園内樹木の伐採や剪定を年次的に行うなど、緑の保全に努めます。                                     | 公園緑地課                 |
|              | ○ 公園の管理は、公園管理団体との協働も活用しながら適切な管理に努めます。                                       | 公園緑地課                 |
|              | ○ 国営ひたち海浜公園は、沢田湧水地や地域固有の自然、動植物の保全を促進します。                                    | 環境政策課                 |
| 私的空間の緑化の促進   | ○ 記念樹（誕生・結婚・新築）の配布や生垣設置の奨励などにより、住宅地の緑化促進に努めます。                              | 公園緑地課                 |
|              | ○ 工場や事務所等を建築（新・増築）する場合は、市緑地確保基準により、緑化促進に努めます。                               | 公園緑地課                 |
|              | ○ 市域の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な樹                                                | 公園緑地課                 |

|  |                                                  |       |
|--|--------------------------------------------------|-------|
|  | 木を保存樹木に指定します。                                    |       |
|  | ○ 事業所との公害防止協定締結時に市緑地確保基準の規定を盛り込み、事業所内の緑化促進に努めます。 | 公園緑地課 |
|  | ○ 良好な工場環境を保持するための方法などについて、啓発・支援に努めます。            | 商工振興課 |

#### ■市民が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 花植え活動団体等の地域の緑を守る活動に積極的に参加します。
- 記念樹の植樹や生垣の設置により緑化に努めます。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 公園管理団体に協力し、公園の保全に努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 事業所内の緑化を進めます。

## 2.3 歴史的文化的資源の保全及び継承

### ■市が取り組むこと

| 取組内容            | 取組内容の詳細                                            | 担当課           |
|-----------------|----------------------------------------------------|---------------|
| 文化財の調査、保護・保存の推進 | ○ 文化財は、計画的に調査し、保護・保存するとともに、保護体制の充実に努め、文化財指定を推進します。 | 教育政策課<br>文化財室 |
|                 | ○ 遺跡の周知を進めるとともに、開発地域に所在する遺跡は、関係者に協力を得て発掘調査を実施します。  | 教育政策課<br>文化財室 |
| 文化財愛護活動の充実      | ○ 文化財を紹介するマップ・リーフレットや市報などにより、文化財愛護思想の普及に努めます。      | 教育政策課<br>文化財室 |
|                 | ○ 文化財愛護団体※の活動を支援します。                               | 教育政策課<br>文化財室 |
|                 | ○ 文化財の公開を推進するとともに、文化財講座等を開催します。                    | 教育政策課<br>文化財室 |

### ■市民が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 埋蔵文化財※の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財※の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 郷土を知るための文化財講座等に積極的に参加します。

### ■事業者が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 開発予定地などでは、埋蔵文化財の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 敷地内の文化財や遺跡を保全します。

## 2.4 暮らしのマナーやモラルの向上

### ■市が取り組むこと

| 取組内容                  | 取組内容の詳細                                                                    | 担当課                             |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 近隣に配慮した暮らしの普及         | ○ 悪臭や騒音を出さないよう、近隣に配慮した生活・事業活動のマナーの普及啓発を行います。                               | 環境政策課                           |
|                       | ○ 苦情の発生等の際し、それぞれの事案に応じた適切な改善指導を行います。                                       | 環境政策課                           |
|                       | ○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用により犬のふん害防止に努めるとともに、犬の適切な飼育方法の啓発を実施します。               | 環境政策課                           |
|                       | ○ 過度な騒音や排気ガスを発生させる車両の走行を抑制できるよう、警察と連携して適切な対策を講じます。                         | 生活安全課                           |
|                       | ○ 空き地等適正管理条例及び空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き地や空き家など民有地の適正な管理指導を行います。            | 住宅政策課<br>空き家・空地等対策推進室           |
| 不法投棄(ごみの投げ捨てを含む)対策の推進 | ○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用によりごみの投げ捨て防止に努めるとともに、地域住民活動と連携し、ごみの回収や監視・指導体制を強化します。 | 廃棄物対策課                          |
|                       | ○ 啓発や監視活動等により、不法投棄防止に努めます。                                                 | 廃棄物対策課                          |
| 環境美化活動の促進             | ○ 市コミュニティ組織連絡協議会と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進し、河川・海岸クリーン運動や環境美化運動等を実施します。    | 市民活動課<br>環境政策課<br>廃棄物対策課<br>河川課 |
|                       | ○ 公園管理団体等と連携し、各公園の環境美化運動等を実施します。                                           | 公園緑地課                           |
|                       | ○ 自宅前の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーの普及啓発に努めます。                                 | 環境政策課<br>廃棄物対策課                 |
|                       | ○ 市民等が行うボランティア清掃活動は、市民と協同し、ボランティア用ゴミ袋を配布するとともに、清掃後のごみ袋の回収を行います。            | 廃棄物対策課                          |
|                       | ○ 公衆トイレは、定期的に清掃や修繕を行い、市民が利用しやすいよう、衛生管理に努めます。                               | 各施設担当課                          |
|                       | ○ 観光事業者や市民団体等の協力のもと海岸清掃を行い、ごみのない美しい海岸環境の保全に努めます。                           | 観光振興課                           |
| 観光マナーの普及              | ○ 観光事業者、市民団体等の協力を得ながら、ごみの持ち帰りなどのクリーン推進キャンペーンや観光地の環境美化運動を行います。              | 観光振興課                           |

**■市民が取り組むこと**

- 日頃から騒音や悪臭を出さないなど、近隣に迷惑のかからない暮らしに努めます。
- 地域をよく理解し、近隣との良好な関係を築きます。
- 犬のふんは持ち帰り、処分します。
- ペットは適切に飼育・管理等を行い、最後まで面倒をみます。
- ごみの投げ捨て・不法投棄はしません。
- 市が不法投棄対策として実施するごみの回収などに協力します。
- 悪質な不法投棄を見かけた場合は、速やかに「不法投棄110番※」に連絡します。
- 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し、自主的な草刈りや庭木管理、清掃等を行います。
- 市や地域が行う環境美化活動に積極的に参加・協力します。

**■事業者が取り組むこと**

- 事業所内及び事業所周辺の美化に配慮し、自主的な植栽管理や清掃活動を実施します。
- 廃棄物は不法投棄せず、適正な処理・処分を行います。
- 市や地域が行う環境美化活動に積極的に参加・協力します。
- ホテル、釣具店、交通機関等において、ポスターやパンフレットによる観光マナーの普及を図ります。
- 滞在者へのごみ持ち帰りの周知・意識啓発を徹底します。

**■滞在者が取り組むこと**

- ごみの投げ捨て・不法投棄はしません。
- 動植物への影響などに配慮し、環境破壊のないレジャーマナーを守ります。

## アプローチ3 『 地球環境／循環型社会 』

### 気候変動に対応する持続可能な循環型社会

世界的な課題でもある「気候変動」や「廃棄物問題」をはじめ、資源やエネルギーの枯渇など様々な問題に対し、「自分たちができること」を意識して、具体的な行動を起こしていくことが求められています。

#### SDGs 該当箇所



#### 現状と課題

本市は、地域のリーダーとなる事業所として、「市第3次エコオフィス計画」や「ごみ処理基本計画※」などを策定し、環境問題に対して様々な視点から行動しています。

気候変動の影響は「地球沸騰化」の時代とも言われ、熱中症患者の増加や豪雨災害の頻発化などに象徴されるように、市民生活に直接影響する事例が顕在化しています。

特に気候変動への対応は、国の「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、従来の化石燃料※への依存から、再生可能エネルギー※を基調としたエネルギー体系への転換が急務となっています。本市では「ひたちなか市再生可能エネルギービジョン」に基づき再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、国の「第7次エネルギー基本計画」等で示されている次世代技術の動向も注視しつつ、市全体のエネルギー構造の高度化を図っていく必要があります。

また、資源・廃棄物問題に関しては、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から脱却し、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」へ移行が求められています。本市でも、3R※の取組により、資源物も含めたごみの総量は減少傾向にある一方、資源化率※は国・県平均値より下回っている状況にあります。今後も資源化率向上へ向けた取組として分別を更に徹底するなど、引き続き循環型社会の構築を推進していく必要があります。

私たちは、それぞれの役割の中で、国の「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（愛称「デコ活」）を意識し、具体的な行動に移すことで、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

### 3.1 地球環境の保全 《リーディングプロジェクト1(P.54～)関連》

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容        | 取組内容の詳細                                                                                                               | 担当課                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 温室効果ガスの排出削減 | ○ 地域のリーダーとなる事業者として、職員一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、温室効果ガス排出削減のため、市第3次エコオフィス計画を推進します。                                           | 全課                          |
|             | ○ 物品の調達、購入は、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入※に努めます。                                                                            | 全課                          |
|             | ○ 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割において、温室効果ガス排出削減策を推進するよう啓発を行います。                                           | 環境政策課                       |
|             | ○ 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、CCUSやメタネーションなどのカーボンリサイクル等の様々な次世代技術について、動向を注視し、情報提供を行います。                                    | 環境政策課                       |
|             | ○ 植物による二酸化炭素※の吸収を促進するため、緑の保全や公共施設等の緑化を積極的に行います。                                                                       | 環境政策課<br>公園緑地課              |
|             | ○ 二酸化炭素やHFC※消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク※へ登録し、適正に管理します。                                                    | 資産経営課<br>環境政策課              |
|             | ○ いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会に参画し、茨城県全体において温室効果ガスの大幅削減や新エネルギー・再生可能エネルギー等を活用した産業競争力・立地競争力の強化を実現するために必要な官民学の連携を図る協議を行います。 | プロジェクト推進課<br>商工振興課<br>環境政策課 |
|             | ○ 茨城港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループに参画し、「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた協議を行います。                                                  | プロジェクト推進課                   |
| オゾン層保護対策の推進 | ○ オゾン層を破壊する特定フロン※等を排出させないために、公用車、公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新、廃棄の際は、フロン排出抑制法、家電リサイクル法や自動車リサイクル法に基づき適正に回収します。                    | 各施設担当課                      |
|             | ○ ハロンなどの消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。                                                         | 資産経営課<br>環境政策課              |
|             | ○ オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、フロン排出抑制法、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などの遵守徹底や特定フロン等の取扱いについての意識啓発を行います。                              | 環境政策課<br>廃棄物対策課             |

|           |                                                |                |
|-----------|------------------------------------------------|----------------|
|           | ○ 事業所で使用されている特定フロン等の取扱いに関する指導に努めます。            | 環境政策課          |
|           | ○ オゾン層破壊による有害紫外線※の増加に伴う影響や対策について、情報収集・提供に努めます。 | 健康推進課<br>環境政策課 |
| 酸性雨対策の推進  | ○ 雨水成分調査による監視を実施します。                           | 環境政策課          |
|           | ○ 酸性雨の原因や影響等の対策について、情報収集・提供に努めます。              | 環境政策課          |
| 森林保護対策の推進 | ○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、用紙類の合理的使用やその管理に努めます。        | 全課             |
|           | ○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、環境に配慮した紙製品の購入に努めます。         | 全課             |
|           | ○ 森林の減少が生物多様性や気候変動などに及ぼす影響について、情報提供に努めます。      | 環境政策課          |

#### ■市民が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を理解し、日々の生活で温室効果ガス排出の削減に努めます。
- 省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーへの転換を進めます。
- 家電製品や自動車等を購入するときは、ノンフロン製品※を選択し、フロン類が使用されているものは、適正に処分します。
- 紙製品を購入するときは、環境に配慮したものを選択し、適正な使用に努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を理解し、温室効果ガス排出削減の検討を行います。
- 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーへの転換を進めます。
- 未利用エネルギー※や次世代エネルギーの活用に努めます。
- CCUS に対する情報収集をします。
- 特定フロン等に関する規制を遵守し、回収及び適切な処理を徹底します。
- 二酸化炭素やHFC 消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。
- グリーン購入に努めます。
- 生産工程や製品のノンフロン化を推進するとともに、製品等に含まれるフロン類の有無や適正な処分方法を表示します。
- 再生可能エネルギーの利用や次世代自動車※（ハイブリッド自動車※など）の導入、ばい煙※除去設備の整備などにより、事業活動に伴う酸性雨の原因物質を含むばい煙等の排出を抑制します。
- 建設事業における国産材の利用を促進します。
- 紙を無駄なく使用するとともに、再生紙や間伐材※などの木材を利用していない環境に配慮した紙製品の購入や開発・販売に努めます。

### 3.2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容                | 取組内容の詳細                                                                      | 担当課                                |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 公共施設での3Rの推進         | ○ 市第3次エコオフィス計画及びごみ処理基本計画に基づき、公共施設から排出されるごみの3Rを推進します。                         | 資産経営課<br>環境政策課<br>廃棄物対策課<br>各施設担当課 |
| 家庭での3Rの推進           | ○ 分別品目の分類や回収方法、電化製品の処理方法など、ごみ出しのルールについて周知徹底を図ります。                            | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 3Rを推進するため意識啓発に努めるとともに、資源物の回収を促進します。                                        | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 不用品を手軽に売却できる一括査定サービス「おいくら」の活用を推進することにより、市民のリユースに対する意識の向上を図り、市域のリユースを推進します。 | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ ごみの減量化や分別のため、指定ごみ袋や処理券の使用を促進します。                                           | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 生ごみの減量化を促進するとともに、段ボールコンポストの普及や生ごみ処理容器の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクルを促進します。     | 環境政策課<br>廃棄物対策課                    |
|                     | ○ 自治会や子ども会による資源回収事業や牛乳パック回収事業を促進します。                                         | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 使用済み乾電池の回収を促進します。                                                          | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 環境に配慮した消費行動（3Rの推進・マイバッグ持参運動※・食品ロス※の削減、プラスチック製品使用の適正化）の啓発に努めます。             | 廃棄物対策課                             |
| 事業所での3R・廃棄物適正処理等の推進 | ○ 事業者へ3Rの意識啓発を図ります。                                                          | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 事業者へ一般・産業廃棄物の適正な処理・処分について啓発や指導を行います。                                       | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 多量なごみを排出する事業者に対しては、減量化計画等の策定を指導します。                                        | 廃棄物対策課                             |
|                     | ○ 県など関係機関と連携してパトロールを推進し、不法投棄の防止に努めます。                                        | 廃棄物対策課                             |
| 学校等における教育の充実        | ○ 学校等で分別収集※を推進するなど3Rに関する啓発を行い、ごみ問題への関心や意識の高揚を図ります。                           | 廃棄物対策課<br>指導課                      |

■**市民が取り組むこと**

- 市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守します。
- 紙類の分別の徹底、生ごみの水切りなど、より適切なごみの出し方に努めます。
- 電化製品はルールに基づき、適切に処理します。
- 「おいくら」を活用し、家庭のリユースを促進します。
- 食べ残しを減らす、たい肥化を図るなど、生ごみの減量とリサイクルに努めます。
- 長持ちする商品やリサイクル品の購入、修理等により、物を長く使う工夫をします。
- 「ごみを出さない」・「使えるものは繰り返し使う」・「リサイクル」の3Rを実践します。
- マイバッグの持参や詰め替え商品の購入などにより、ごみの発生を減らします。

■**事業者が取り組むこと**

- ごみ減量化計画※等を作成し、従業員への啓発指導の強化や目標値等に基づく計画的な3Rの取組に努めます。
- 事業活動における3Rの取組を徹底し、ゼロエミッション※化を目指します。
- 食品ロスがなくなるような工夫に努めます。
- 容器包装の簡素化や詰め替え製品、適量販売など、ごみの出にくい製品等の開発・販売を進めます。
- 自社製品の回収・再使用・リサイクルなど、製品等の循環する仕組みづくりに努めます。
- できるだけ長く使える製品等の開発・販売を進めます。
- 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直し・使う体制を強化します。
- 廃棄物は不法投棄せず、適正な処理・処分を行います。

### 3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容              | 取組内容の詳細                                                                                                                | 担当課             |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 省エネルギー・省資源施策の率先実行 | ○ 物品等の調達・購入にあたっては、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入に努めます。                                                                        | 全課              |
|                   | ○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、公共施設における省エネルギー化や職員の省エネルギー行動を推進し、その成果を公表します。                                                         | 環境政策課           |
|                   | ○ 第3次エコオフィス計画に基づき、施設照明のLED化を推進します。                                                                                     | 環境政策課<br>各施設担当課 |
|                   | ○ 公共施設におけるコージェネレーション化※や深夜電力を活用した電力負荷平準化設備※の導入など、エネルギー利用の合理化を検討します。                                                     | 各施設担当課          |
|                   | ○ 学校や公共施設における省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの環境に優しい機器の導入を推進します。                                                            | 各施設担当課          |
|                   | ○ ひたちなか・東海クリーンセンターの焼却熱を回収して、蒸気タービン発電を行い、発電した電力はセンター内で使用するほか余剰電力は電力会社に売電を行います。                                          | 廃棄物対策課          |
|                   | ○ ひたちなか・東海クリーンセンターの燃焼排ガスに含まれるCO <sub>2</sub> を資源として活用する実証事業に協力し、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた取り組みを支援します。                        | 廃棄物対策課          |
| 省エネルギー・省資源推進      | ○ グリーン購入・省エネルギー製品の普及促進に努めます。                                                                                           | 契約検査課<br>環境政策課  |
| のための意識の啓発、知識の普及   | ○ 環境省が推進する「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の周知を図り、市民や事業者の参加を呼びかけることで、ライフスタイルにおける省エネルギー・省資源の取り組みを促します。                    | 環境政策課           |
|                   | ○ 市民・事業者に対し、市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき省エネルギー・省資源意識の啓発を行います。                                                               | 環境政策課           |
|                   | ○ 節電などに役立つ情報の提供を行います。                                                                                                  | 環境政策課           |
|                   | ○ 環境省が提供している省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」、「うちエコ診断WEBサービス」等の使用を推進し、最新家電への買い換えを推進します。                                          | 環境政策課           |
|                   | ○ 県が推奨する県民運動「いばらきエコスタイル」の周知を図り、「エコチェックシートWEB」や「いばらきエコチャレンジ」を活用し、生活するうえで発生するCO <sub>2</sub> を可視化することにより、家庭での省エネ行動を促します。 | 環境政策課           |

|                |                                                                                              |                 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                | ○ 県が実施する中小企業向け「中小規模事業所省エネルギー診断」を周知することで、市内の中小企業の節電や省エネルギー対策を支援します。                           |                 |
|                | ○ 学校における省エネルギー・省資源に関する活動や教育を推進します。                                                           | 環境政策課<br>指導課    |
| 再生可能エネルギー利用の促進 | ○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、施設の新築・改築時には、施設の特性、立地状況、屋上の利用形態等を考慮し、太陽光発電設備の設置可能な場所へ、設置の検討を実施します。         | 環境政策課<br>各施設担当課 |
|                | ○ 市民・事業者に対し、市再生可能エネルギービジョンに基づき、太陽光などの自然エネルギーをはじめ、次世代エネルギーである水素など環境負荷の少ないエネルギーの普及や導入の促進を図ります。 | 環境政策課           |
|                | ○ 再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供を行います。                                                                | 環境政策課           |

#### ■市民が取り組むこと

- 日常生活における節電に努め、資源を有効に使います。
- 環境家計簿※を利用するなど、家庭でのエネルギーの消費状況を把握し、無駄のないエネルギー利用に努めます。
- 「デコ活」を実施し、ライフスタイルにおける省エネルギー・省資源の取り組みを行います。
- 「しんきゅうさん」、「うちエコ診断 WEB サービス」などを使用し、各家庭に最適な家電を把握し、最新家電へ買い換えます。
- 省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの購入に努めます。
- 太陽光発電システムを住宅に導入するなど、再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 住宅の断熱化をはじめ、風通しや自然採光の活用にも努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 節電に向けた目標値の設定や担当部署の設置など、計画的な推進体制をつくり、事業活動に伴う節電を着実に実行します。
- 熱回収や再生可能エネルギーなど、環境にやさしいエネルギー技術を積極的に取り入れます。
- 省エネルギー技術の開発や省エネルギー・省資源に配慮した製品の開発・製造・販売に努めます。
- 製品のエネルギー効率に関する情報やエネルギー消費の少ない使い方など、省エネルギー情報の提供に努めます。
- 事務所、工場等を建設する際は、断熱構造、通気性、採光等に十分配慮し、省エネルギー化を進めます。

### 3.4 豊かな水循環の形成

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容          | 取組内容の詳細                                                                  | 担当課              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 節水行動の推進       | ○ 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間の啓発事業などを通して、節水や漏水防止対策の普及啓発に努めます。 | 料金サービス課          |
|               | ○ 公共施設における節水型機器・設備の導入を推進します。                                             | 各施設担当課           |
| 雨水利用と水の再利用の推進 | ○ 下水浄化センター処理水や雨水等の施設内における再利用の可能性について検討します。                               | 施設課管理室           |
|               | ○ 事業者には生産工程や装置の合理化による節水、水の循環利用や再利用など、水資源の有効利用の啓発に努めます。                   | 商工振興課<br>環境政策課   |
| 合理的な水利用の推進    | ○ 農業用水の有効利用を促進するため、土地改良区※、水利組合※等が行う既存の用排水路補修などへの補助・支援に努めます。              | 農政課              |
| 水資源の確保        | ○ 茨城県や那珂川流域市町村との連携のもとに、広域的な水源の確保に努めます。                                   | プロジェクト推進課<br>施設課 |
|               | ○ 県央広域工業用水道事業※を促進し、工業用水の確保に努めます。                                         | プロジェクト推進課        |
|               | ○ 渇水時等の水資源確保のため、地下水（深井戸）の利活用を図ります。                                       | 施設課              |

#### ■市民が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 家庭用小型雨水貯留槽※などにより、雨水の再利用に努めます。
- 雨水を地下に浸透させる施設の設置に努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 事業所における生産工程や装置の合理化による節水、水の循環利用や再利用など、水資源の有効利用に努めます。

### 3.5 人や環境にやさしい交通体系の確立

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容            | 取組内容の詳細                                                                                    | 担当課                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 環境に配慮した自動車利用の促進 | ○ 公用車は、計画的に低排出ガス車や次世代自動車（EV、FCV、PHV、ハイブリッド自動車など）の導入に努めます。                                  | 資産経営課<br>環境政策課<br>経営企画課 |
|                 | ○ 国や県などと連携のもと、次世代自動車の普及促進に努めます。                                                            | 環境政策課                   |
|                 | ○ 急発進、急加速、不要なアイドリング※などを控えるエコドライブ※の普及促進に努めます。                                               | 環境政策課                   |
|                 | ○ 自動車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用するよう普及啓発に努めます。                                               | プロジェクト推進課<br>環境政策課      |
| 道路交通の円滑化        | ○ 道路パトロールを強化し、道路の陥没などの不良状況、通行の安全などを確認します。                                                  | 道路管理課                   |
|                 | ○ 警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車等の排除等を促進します。                                                    | 生活安全課                   |
|                 | ○ 右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し、改善を図ります。                                                      | 生活安全課                   |
|                 | ○ 東中根高場線は、那珂川架橋及び未供用区間の整備促進を図ります。                                                          | 都市計画課                   |
| 公共交通機関の整備及び利用促進 | ○ JR 線は、県や関係市町村と連携し、利便性向上や利用しやすい運行ダイヤへの改善などを要請します。                                         | プロジェクト推進課               |
|                 | ○ ひたちなか海浜鉄道湊線は、運行ダイヤの見直しや利便性・安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者等と連携し観光客の誘導を図るなど、経営の安定と利用促進に努めます。 | プロジェクト推進課               |
|                 | ○ 乗合バスは、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の維持や確保に努めます。                                        | プロジェクト推進課               |
|                 | ○ 市民の足として、地域と市内拠点等を循環するコミュニティバス※を運行します。また、運行経路等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。                        | プロジェクト推進課               |
| 徒歩や自転車利用の促進     | ○ 歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車専用通行帯※など、移動手段に応じた通行空間の確保を図ります。                                   | 道路整備課<br>道路管理課<br>都市計画課 |
|                 | ○ 道路の交通の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などの整備を推進します。                                        | 生活安全課<br>道路整備課<br>道路管理課 |

|  |                                                                                              |                                                                               |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                                                                              | 都市計画課<br>区画整理事業課<br>区画整理一課<br>区画整理二課<br>那珂湊地区土地<br>地区画整理事務所                   |
|  | ○ 高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい道づくりに努めます。 | 道路整備課<br>道路管理課<br>都市計画課<br>区画整理事業課<br>区画整理一課<br>区画整理二課<br>那珂湊地区土地<br>地区画整理事務所 |
|  | ○ 観光客による広域レンタサイクルの利用を促すことで、観光地間の移動に伴う自動車利用の抑制を図り、環境負荷の低減につなげます。                              | 観光振興課                                                                         |

#### ■市民が取り組むこと

- 自動車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず不用なアイドリングを控えるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車や自転車の利用にあたっては、適切な場所に駐車・駐輪し、円滑な道路交通の維持・確保に努めます。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。
- 短距離の移動では、徒歩や自転車の利用に努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 社用車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどエコドライブを実践するとともに、その普及啓発に努めます。
- 自動車通勤者に対する相乗りの促進、ノーマイカーウィーク※の実施等、自動車利用の工夫を図ります。
- バス会社は、次世代自動車（ハイブリッドバスなど）や、より厳しい排ガス規制に適合したバスなど、環境にやさしいバスの導入に努めます。
- 公共交通機関は、1日乗車券など観光客へのサービスを充実します。
- 事業者は、社員の通勤等に際し、駅への送迎バスを運行するなど、バスや電車などの公

公共交通の利用促進をします。

- 自転車の修理・整備サービス等の向上を図ります。

**■滞在者が取り組むこと**

- 市内の観光等は、徒歩や自転車のほか、バスや電車など公共交通を利用します。

## アプローチ4 『生活環境』 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会

大気汚染、水質汚濁など市民生活に直接関わる環境問題（公害）の発生を未然に防止するとともに、その原因となる環境負荷を最小限に抑えることにより、健康で快適な毎日が過ごせるまちづくりを推進します。

### SDGs 該当目標



### 現状と課題

本市は、1950年代後半からの高度経済成長期に県下有数の工業都市として発展し、人口も急増してきました。これに起因する事業所などからの排煙や工業排水の増加による大気汚染や水質汚濁などの産業型公害※、人口増加に伴う生活排水の影響による水質汚濁などの生活型公害が進んだことで、公害に関する相談が増えました。

これに対処するため、国や県において各種公害に関する法令等が制定され、公害の起因となる作業、物質等を規制するための体制が整備されました。

本市では、こうした法令等に基づく事業所などへの立ち入り調査による監視観測体制の強化や、下水道の整備、合併処理浄化槽※への転換などにより、工業排水対策と生活排水対策を行ってきました。あわせて大気や河川、地下水、騒音などの測定を継続して行い、市域における環境問題（公害）を未然に防ぐとともに、その原因となる環境負荷を最小限に抑えるように努めています。

こうした結果、法令等が定める大気質や水質などの環境基準※を、基準値未満に抑えられましたが、一部の河川で環境基準値を超過するなどの課題が残っています。また、生活スタイルの多様化や地域の関わり方の変化などにより、従来とは異なる生活型公害が発生しています。特に、感覚公害※とも言われる、近所からの生活騒音や悪臭などの相談が増加しており、新たな課題となっています。

健康で快適な毎日が過ごせるよう、未解決な課題や新たな環境問題（公害）を解消するために、引き続き監視観測を行っていくとともに、事業者などと連携を図っていく必要があります。

## 4.1 大気環境の保全

### ■市が取り組むこと

| 取組内容            | 取組内容の詳細                                                                  | 担当課                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 大気汚染防止<br>対策の推進 | ○ 大気環境等の監視を続けるとともに、特定事業場※などへの立入調査を実施し、排出基準※の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。 | 環境政策課                           |
|                 | ○ 野外焼却行為(野焼き)の規制の周知・指導に努めます。                                             | 廃棄物対策課                          |
|                 | ○ 農家へ麦の種子を配布し播種を奨励することで、季節風による畑土の飛散防止に努めます。                              | 農政課                             |
|                 | ○ 公共交通機関の利用促進や公用車の次世代自動車への切替えなど、自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。                    | プロジェクト<br>推進課<br>資産経営課<br>企画経営課 |
|                 | ○ エコ通勤チャレンジウィークの普及啓発に努めます。                                               | プロジェクト<br>推進課<br>環境政策課          |
| 工場・事業場対策の推進     | ○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排出基準の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。               | 環境政策課                           |

### ■市民が取り組むこと

- 工場・事業場から排出される物質に関心を持ち、異常を感じたときは速やかに市に連絡します。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。

### ■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、大気汚染物質の排出に対する規制を遵守します。
- 工場・事業場では、敷地内の緑地確保や緑化に努めます。
- 農業では、麦などの播種により、畑土の飛散防止に協力します。

## 4.2 水環境の保全 《リーディングプロジェクト2(P.60～)関連》

## ■市が取り組むこと

| 取組内容               | 取組内容の詳細                                                                                 | 担当課          |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 生活対策の推進            | ○ 公共下水道※や農業集落排水施設※の整備を推進します。                                                            | 施設課          |
|                    | ○ 公共下水道や農業集落排水施設への接続が困難な地域には、合併処理浄化槽等の設置に係る費用を助成することにより、適正な汚水処理の促進を図ります。                | 環境政策課        |
|                    | ○ 合併処理浄化槽等の適切な管理を徹底するため、指導を行います。                                                        | 環境政策課        |
|                    | ○ 公共下水道供用開始区域において水洗化の普及啓発を図り、水洗化率※の向上に努めます。                                             | 料金サービス課      |
| 工場・事業場対策の推進        | ○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排水基準※の遵守確認や排水処理施設※の適切な管理をするように指導します。                           | 環境政策課        |
|                    | ○ 小規模事業所※に対する適正な排水処理施設の整備等を指導します。                                                       | 環境政策課        |
|                    | ○ 特定事業場への立入調査を実施するとともに、排水基準の遵守確認や除害施設※の適切な管理の指導に努めます。                                   | 料金サービス課      |
| 農業における汚濁負荷の低減      | ○ 農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法など環境保全型農業への転換を促進します。                                   | 農政課          |
|                    | ○ 家畜の排せつ物処理施設の適切な整備・管理を指導します。                                                           | 農政課<br>環境政策課 |
| 水質監視体制の充実          | ○ 公共用水域※、地下水の監視体制を充実し、水質保全に努めます。                                                        | 環境政策課        |
| 水道水の適正な水質管理と安全性の確保 | ○ 水道水における有機フッ素化合物（PFOA 及び PFOS）に関し、国の水質基準項目に基づく水質検査を実施し、その結果を公表することにより、水道水の安全性の確保に努めます。 | 施設課          |

■市民が取り組むこと

- 公共下水道・農業集落排水施設の整備区域では、速やかに下水道などに接続します。
- 調理くずの適正な処理や合成洗剤等の使用抑制、生分解性※の石けんの使用など、水質に配慮した取組を実践します。
- 合併処理浄化槽等の適正な維持管理のため、浄化槽法で定められている法定検査の受検に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 水質管理の徹底と適正な排水処理施設・除害施設の整備・維持管理を図り、排水基準等を遵守します。
- 水質保全に関する立入検査やデータ等の提供に協力します。
- ちゅう房排水の水質改善を図ります。
- 施肥の適正化や減農薬、有機栽培※等を進め、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 適正な家畜の排せつ物処理施設の整備を図るとともに、維持管理を徹底します。
- 有機フッ素化合物（PFOA 及び PFOS）が環境に与える影響についての理解を深め、関連する国の動向や規制について注視します。

### 4.3 騒音・振動・悪臭防止環境の保全

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容       | 取組内容の詳細                                                                        | 担当課             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 騒音・振動対策の推進 | ○ 幹線道路の自動車騒音※・振動の常時監視を行うとともに、用途地域※ごとに計画的に環境騒音を監視します。                           | 環境政策課           |
|            | ○ 工場・事業場に対し騒音・振動防止に関し、関係法令に基づき特定施設の適切な管理をするように指導します。                           | 環境政策課           |
|            | ○ 特定建設作業について、関係法令に基づき、適切な作業をするように指導します。                                        | 環境政策課           |
|            | ○ ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等からの生活騒音について、市報等を活用し、騒音低減の意識啓発を行います。                      | 環境政策課           |
|            | ○ 国道や県道などの特に交通量の多い幹線道路について、騒音対策に効果的な排水性舗装※の施工を要請・実施します。                        | 環境政策課<br>都市計画課  |
| 悪臭防止対策の推進  | ○ 悪臭防止法などに基づく規制や改善の指導を行うとともに、畜産施設及び排水処理施設の適正な管理や、野外焼却行為（野焼き）の規制について監視・指導に努めます。 | 環境政策課<br>廃棄物対策課 |
|            | ○ 水産加工業における悪臭防止のため、悪臭防止法や水質汚濁防止法の周知・指導をします。                                    | 環境政策課           |

#### ■市民が取り組むこと

- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。
- 生活騒音の発生防止に努め、近隣へ迷惑をかけないように心掛けます。
- 悪臭の防止に努めます。

#### ■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、騒音・振動に対する規制を遵守します。
- 建設工事における低騒音型・低振動型機械の使用に努めます。
- 深夜営業、カラオケ騒音などに対する規制を遵守します。
- 工場・事業場は、悪臭に対する規制を遵守します。
- 悪臭の防止に努めます。
- 農業では、堆肥の施肥等に伴う悪臭の防止に努めます。

#### 4.4 土壌・地盤環境の保全

##### ■市が取り組むこと

| 取組内容        | 取組内容の詳細                                                           | 担当課          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| 土壌汚染対策の推進   | ○ 土壌汚染やその土地の管理状況を把握し、監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。                       | 環境政策課        |
|             | ○ 土壌汚染の発生源の監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。                                 | 環境政策課        |
|             | ○ 市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び市土採取事業の規制に関する条例の適正な運用により、土壌汚染の防止に努めます。 | 環境政策課        |
|             | ○ 農薬・化学肥料の使用量削減を目指す持続性の高い農業生産方式の導入を促進します。                         | 農政課          |
|             | ○ ゴルフ場における農薬使用量削減の指導に努めます。                                        | 農政課<br>環境政策課 |
| 地盤沈下防止対策の推進 | ○ 過剰な地下水のくみ上げ防止、用排水循環利用等について、指導に努めます。                             | 環境政策課        |
|             | ○ 公共施設の駐車場等について雨水の地下浸透に配慮した整備を行います。                               | 各施設担当課       |

##### ■市民が取り組むこと

- 低農薬・有機栽培の農産物を購入します。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 宅地内において、雨水の地下浸透に努めます。

##### ■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、土壌の汚染防止に関する規制を遵守します。
- 農業では、低農薬・有機栽培を実践し、農薬・化学肥料の使用量削減に努めます。
- ゴルフ場では、農薬使用量の削減に努めます。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 駐車場等において、雨水の地下浸透に努めます。

## 4.5 有害化学物質等の未然予防

### ■市が取り組むこと

| 取組内容                | 取組内容の詳細                                                                                            | 担当課                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 有害化学物質等に関する情報収集・提供  | ○ 国等による化学物質・アスベスト※などの規制の動向や、毒性・環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、これらの物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。 | 環境政策課                  |
|                     | ○ 大気、水質、土壌中の有害化学物質等の監視・測定を推進します。                                                                   | 環境政策課                  |
|                     | ○ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）※や食品の安全性についての情報収集・提供に努めます。                                                      | 多文化共生課<br>環境政策課        |
|                     | ○ 化学物質過敏症※についての情報収集・提供に努めます。                                                                       | 健康推進課                  |
| 有害化学物質等の適正な管理・使用・処分 | ○ 市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。                                                                 | 各施設担当課                 |
|                     | ○ 非飛散性アスベスト※の適正な管理と施設解体時の適切な処分を行います。                                                               | 各施設担当課                 |
|                     | ○ 学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。                                                                  | 各施設担当課                 |
|                     | ○ 農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について遵守徹底するよう指導します。                                                            | 農政課<br>環境政策課<br>廃棄物対策課 |
| ダイオキシン類※の発生抑制       | ○ ダイオキシン類に関する情報収集・提供に努めます。                                                                         | 環境政策課                  |
|                     | ○ 公共用水域や土壌などでのダイオキシン類の監視・測定を実施します。                                                                 | 環境政策課                  |
|                     | ○ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却行為（野焼き）の規制の周知・指導に努めます。                                                             | 廃棄物対策課                 |
|                     | ○ ひたちなか・東海クリーンセンターの適切な運転管理を行うとともに、周辺の土壌について、ダイオキシン類の監視・測定を行います。                                    | 環境政策課<br>廃棄物対策課        |

### ■市民が取り組むこと

- 有害化学物質等に関して、正確な情報の把握に努めます。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。シックハウス症候群※などの化学物質過敏症に関心を持ち、健康を保つための対策を取り入れます。
- ダイオキシン類に関して、正確な情報の把握に努めます。
- ダイオキシン類を発生しやすい塩化ビニール製品等の使用を避けます。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。

■事業者が取り組むこと

- 有害化学物質等に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ※法）に基づき工場・事業場における有害化学物質の保管、使用、輸送、廃棄などの適正な管理を徹底します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。住宅建築の際には、ホルムアルデヒドなどの化学物質対策を取り入れます。
- 有害化学物質等を使用しない・発生しにくい製品の開発・販売に努めます。
- 低農薬・有機栽培等の農業に努めます。
- 有害となりうる化学物質を用いた製品は、製品の使用者に適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- ダイオキシン類に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。
- 大気、土壌などのダイオキシン類濃度の監視・測定結果を踏まえ、ダイオキシン類発生防止対策に取り組みます。

## 4.6 公害防止・環境管理体制の整備

### ■市が取り組むこと

| 取組内容           | 取組内容の詳細                                                                         | 担当課            |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 公害防止・環境管理体制の充実 | ○ 公害防止施設の設置・改善指導を行うとともに、融資斡旋と利子補給に努めます。                                         | 商工振興課<br>環境政策課 |
|                | ○ 公害苦情の相談体制を充実するとともに、事案の迅速な調査や指導により早期解決に努めます。                                   | 環境政策課          |
|                | ○ 市民の健康を守るとともに、生活環境の保全を図るため、関係法令・条例の適切な運用に努めます。                                 | 環境政策課          |
|                | ○ 公害発生のおそれのある事業所や施設等について公害防止の指導啓発を行い、必要に応じて公害防止協定の締結に努めます。                      | 環境政策課          |
| 中小企業への支援体制の整備  | ○ 中小企業等による環境経営の実践に向け、環境省が推奨する環境マネジメントシステム「エコアクション21」などの構築及び認証取得について、周知・啓発を行います。 | 環境政策課          |
|                | ○ 事業者間の交流や連携体制の構築に対し、支援に努めます。                                                   | 商工振興課<br>環境政策課 |

### ■市民が取り組むこと

- 各種公害の発見時には、速やかに市に連絡します。
- ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等の生活騒音を防止・低減するため、近隣に配慮した良識ある生活マナーを実践します。

### ■事業者が取り組むこと

- 環境管理計画等を策定し、環境管理目標の設定や担当部署・管理担当者を配置するなど、環境マネジメントシステムの確立を図ります。
- TCFD※、「エコアクション21」などへの参加や公害防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。
- 法令、条例等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリングの実施など各種公害に関する規制基準※を遵守します。
- 市との間で公害防止協定を積極的に締結します。
- 自主規制として各種公害に対する上乗せ基準を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- 最新の環境関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策を進めます。事業者団体等の実施する研修等へ積極的に参加するとともに、行政等の経済的支援を活用し、公害防止に積極的に取り組みます。
- 事業者間の交流・連携を強化し、情報やノウハウ等の交換に努めます。

## 4.7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視

## ■市が取り組むこと

| 取組内容                         | 取組内容の詳細                                                                                                           | 担当課                                                      |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進 | ○ 国・県で実施している空間放射線※の測定・放射性物質の検査に加え、市独自に行う空間放射線量の測定や農作物をはじめとする食品等の放射性物質の検査とその結果の公表、市民への放射線測定器の貸出しなど必要な対策を継続して実施します。 | 生活安全課<br>農政課<br>環境政策課<br>施設課                             |
|                              | ○ 放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した公共施設の除染により発生した剪定枝等について、引き続き適正な管理に努めます。                                      | プロジェクト推進課<br>資産経営課<br>生活安全課<br>スポーツ振興課<br>公園緑地課<br>教育政策課 |
|                              | ○ 指定廃棄物※に指定された焼却灰(ばいじん)については、指定廃棄物一時保管庫に、引き続き適正な保管に努めます。                                                          | 廃棄物対策課                                                   |
| 茨城県東海地区環境放射線監視委員会※への参画       | ○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行います。                    | 生活安全課                                                    |
|                              | ○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会が取りまとめた環境放射線監視季報については、図書館に配備します。                                                               | 生活安全課                                                    |

## ■市民が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

## ■事業者が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

## アプローチ5 『 パートナースhip 』 環境保全活動に参加できるまち

市だけでなく、市民や事業者などを含めたすべての主体が当事者意識を持って、気候変動や廃棄物問題、身近な自然の減少などの環境問題に対して一体となって取り組みます。

### SDGs 該当目標



### 現状と課題

世界では、「地球沸騰化」とも言われる気候変動をはじめ、生物多様性の損失、汚染といった「3つの世界的危機」に直面しており、国境を越えて被害が拡大し、国際社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。本市でも、先のアプローチで掲げたように様々な環境問題が発生しています。

こうした複雑化・多様化する環境問題の解決には、従来の行政主導型の取組だけでは十分な対応をすることが難しくなっており、市民及び事業者など本市を含む全ての人々が、市域で起きている様々な環境問題を「自らの課題」として理解し、向き合うことで、環境に配慮した行動に取り組み、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

そのため本市では、市民や事業者等に対し環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全活動に取り組むための学習機会や、日頃の活動の成果を発表する場の創出に努めてきました。

こうした中、「ひたちなか市第4次総合計画」では、市民、事業者、行政などが連携・協働する「共創」の理念が、将来都市像（「職住育共創のまち」）や、まちづくりの基本的な考え方（「ともにつくるまちづくり」）の核として位置づけられています。

今後は、市、市民、事業者が、環境問題に対してそれぞれの役割と責務をより深く認識したうえで、市総合計画に掲げられる「共創」の理念も踏まえ、パートナーシップを一層強化した持続可能なまちづくりに一体となって取り組んでいく必要があります。

## 5.1 環境情報の収集・提供体制の整備

### ■市が取り組むこと

| 取組内容                      | 取組内容の詳細                                                                                     | 担当課                   |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 環境情報収集<br>提供体制の整備         | ○ 国・県・市町村・事業者・各種団体との情報のネットワーク化を図り、各種環境情報について収集し、市公式ホームページを活用し、情報提供に努めます。                    | 環境政策課                 |
|                           | ○ 民間事業者等と協働し、市民が日常生活において利用する商業施設や公共スペース等を活用して、環境配慮行動を促進するための効果的な情報発信に取り組みます。                | 環境政策課                 |
|                           | ○ 環境報告書・広報等による環境情報の公表のほか、市公式ホームページを活用し、最新の環境情報の提供に努めます。                                     | 環境政策課                 |
| 環境情報発信<br>イベント等の<br>開催・支援 | ○ 環境講座、環境シンポジウム等のイベントを開催し、環境情報の発信を行います。                                                     | 環境政策課                 |
|                           | ○ 民間事業者や環境団体等と協働し、市民が気軽に参加できる体験型イベントを重視した「環境フェスタ」を開催することで、市民の環境問題に対する関心を高め、実践的な学びの機会を創出します。 | 環境政策課                 |
|                           | ○ 市民や民間団体が主催する情報発信イベントに協力・支援します。                                                            | 環境政策課                 |
|                           | ○ 学校や地域などにおける環境保全活動を積極的に推進するとともに、成果を発表し共有するための機会の充実に努めます。                                   | 幼児保育課<br>環境政策課<br>指導課 |

### ■市民が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に参加します。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識・理解を深めるとともに、市や民間団体等に情報を提供します。
- 環境フェスタ等に参加し、実践的な学びを実施します。
- 市民や民間団体等によるシンポジウムなど、情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。
- 環境情報発信イベント等を率先的に企画・運営します。
- 民間団体等で保有する環境に関するデータを市に提供します。

### ■事業者が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- 事業活動に関連する環境情報の収集・蓄積に努めます。
- 事業者又は事業者団体の保有する環境関連のデータや保全技術等の情報を提供します。
- 環境保全の取組について積極的に公開します。

- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う  
団体に参加・協力します。
- 環境フェスタ等に参加し、市民に実践的な学びを提供します。

## 5.2 環境教育・環境学習の推進・支援 《リーディングプロジェクト3(P.62～)関連》

## ■市が取り組むこと

| 取組内容            | 取組内容の詳細                                                                                    | 担当課                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 環境教育・環境学習の推進・支援 | ○ 市民、学校、地域、民間団体、事業者、市の役割を踏まえながら、各主体間の連携を図り環境教育・環境学習を推進します。                                 | 環境政策課<br>指導課                                     |
|                 | ○ 職員によるふれあい講座や出前講座などを充実します。                                                                | 環境政策課<br>廃棄物対策課                                  |
|                 | ○ 高等専門学校や大学、民間企業等と連携し、最新の環境技術に関する知見や体験型の学習機会を提供することにより、市民及び児童生徒の環境保全活動への関心を高め、主体的な行動を促します。 | 環境政策課                                            |
|                 | ○ 児童生徒が年間を通じて環境課題に取り組むことができる探究型の学習プログラムを充実させ、環境保全に向けた主体的（自発的）な探究活動を支援します。                  | 環境政策課                                            |
|                 | ○ 各コミュニティ組織の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。                                                 | 市民活動課<br>環境政策課                                   |
|                 | ○ 環境教育・環境学習を行うための教材、機会などの充実に努めます。                                                          | 生涯学習課<br>環境政策課<br>指導課                            |
|                 | ○ 地域の自然観察、農業の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会など体験型学習を行うための機会の充実に努めます。                                  | 農政課<br>環境政策課<br>廃棄物対策課<br>公園緑地課<br>指導課<br>施設課管理室 |
|                 | ○ 国営ひたち海浜公園における自然環境を生かした体験学習プログラムの充実を促進します。                                                | 環境政策課                                            |
|                 | ○ こどもエコクラブ※の活動を支援します。                                                                      | 環境政策課                                            |
| 環境教育を推進する人材の育成  | ○ 講師やリーダー等の人材を育成するため、県で開催する 워크샵等各種講習・研修への斡旋を図ります。                                          | 環境政策課                                            |

## ■市民が取り組むこと

- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域の環境保全活動を行う団体が主催する環境教育・環境学習等に積極的に参加します。
- 日常から自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育・環境学習を行います。
- 環境保全の取組を行う団体等の活動に積極的に参加し、地域的な環境教育・環境学習に

協力します。

- 市と連携し、環境教育・環境学習の企画・運営に参加します。

**■事業者が取り組むこと**

- 環境関連の知識・技術を高める研修、講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育・環境学習を充実します。
- 行政や環境保全の取組を行う団体等が主催する研修、講習等に積極的に参加します。
- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習機会を提供します。
- 各種講習や教育・学習機会に講師や技術者等を派遣します。

### 5.3 パートナースhipによる環境保全活動の推進

#### ■市が取り組むこと

| 取組内容                 | 取組内容の詳細                                                                                        | 担当課                 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 環境保全活動をパートナーシップにより推進 | ○ ひたちなか市の環境を良くする会などへの参加を募り、各主体間の連携により情報共有化を促進するとともに、市民が行う環境活動の活性化を図ります。                        | 環境政策課               |
|                      | ○ 民間事業者、高等専門学校、大学等との連携ネットワークを構築・活用し、多様な主体が協働して提供する体験型の環境学習プログラムを充実させることで、市民による環境保全活動の活性化を図ります。 | 環境政策課               |
|                      | ○ 市コミュニティ組織連絡協議会内の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員と連携し、環境に関するイベントの協働開催や環境問題関連の情報共有を行います。                   | 環境政策課               |
|                      | ○ 地域での環境保全活動を育成するための協働事業や、イベント等の企画や活動を支援します。                                                   | 市民活動課<br>環境政策課      |
|                      | ○ 商工会議所、農業協同組合や漁業協同組合等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援します。                                              | 農政課<br>商工振興課<br>水産課 |
| 広域連携による取組の推進         | ○ 環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会やいばらき県央地域連携中枢都市圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。              | 政策秘書課<br>環境政策課      |
|                      | ○ 周辺市町村及び県と連携し、エコ通勤チャレンジウィーク、エコライフチャレンジの普及啓発に努めます。                                             | 環境政策課<br>プロジェクト推進課  |

#### ■市民が取り組むこと

- コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全活動の企画・運営に取り組みます。
- 市や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

#### ■事業者が取り組むこと

- 環境保全に向けたネットワークづくりに参加・協力します。
- 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全活動に取り組みます。
- 市や環境保全に取り組む民間団体等と連携し、地域的な環境保全活動への参加や支援等を図ります。



## 第5章 リーディングプロジェクト

### 1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進）

本章は気候変動適応法第12条の「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

#### （1） 背景

##### ① 世界における気候変動の位置づけ

現在、気候変動に対する危機感が世界中に広がっています。2015年の国連サミット※において、国際社会共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択されました。この中には目標13（気候変動）のほか、目標7（エネルギー）や目標12（持続可能な生産・消費）など気候変動に関連した目標が設定されています。

IPCC※の第6次評価報告書（AR6）では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには、疑う余地がないと断定されました。実際に世界の平均気温は、1850～1900年を基準として2011～2020年に1.1℃上昇しています。また、人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域で多くの気象や気候の極端現象に影響を及ぼしており、自然と人々に広範な悪影響や関連する損失・損害をもたらしています。

さらに、温室効果ガスの排出が継続すると、多くのシナリオで2030年代前半までに平均気温上昇が1.5℃に到達すると予測しています。排出量が非常に多い最悪のケース（SSP5-8.5）では、21世紀末（2081～2100年）に世界の平均気温が（1850～1900年比で）4.4℃（3.3～5.7℃）上昇すると予測されており、気候変動がもたらすリスクが深刻化すると考えられます。

さらに、AR6は「全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている」と警告しており、この10年間に行う選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つと指摘しています。

そのため、日本を含む190を超える国と地域が締結したパリ協定は、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。

IPCC1.5℃特別報告書やIPCC第6次評価報告書（AR6）では、気温上昇が1.5℃と2℃とでは、極端現象の頻度や強度、生態系への影響に有意な違いがあることが示されており、1.5℃に抑える努力を追求することが世界的に急務であると認識されています。気候変動は、国際社会全体で取り組まなければならない大きな課題です。

## ② 気候変動が及ぼす日本への影響

令和6年（2024年）9月には、前線と台風から変わった低気圧の影響で、石川県能登地方を中心に記録的な大雨となりました。石川県では線状降水帯が発生し、輪島市、珠洲市、能登町に大雨特別警報が発表されました。総降水量が500mmを超えた地域もあり、死者・行方不明者が発生したほか、大規模な停電、断水、道路の寸断による多数の孤立集落が発生するなど、甚大な被害に見舞われました。

また、風水害だけでなく、乾燥による大規模火災のリスクも顕在化しています。令和7年（2025年）2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、約3,370ha（2月19日発生分を除く）を焼損し、死者1名、建物被害226棟という甚大な被害をもたらしました。消防庁の調査報告書では、出火原因の特定に至らなかったものの、特異的な気象条件が火災を空前の規模にまで拡大させた最大の要因であると分析されています。

具体的には、火災が発生した令和7年2月の月間降水量が観測史上最少であったこと、火災発生前の31日間まとまった降水（0.5mm以上）がなかったことに加え、直前8日間は降水がゼロであったことで、林内の可燃物が極度に乾燥、さらに火災直後には最大瞬間風速18.1m/sの強風が観測されました。このような「気候変動の影響」と考えられる気象条件により、初期の火災が爆発的に延焼拡大し、甚大な被害につながったと指摘されています。

これらの事例はいずれも人的・物的被害が甚大なものとなっており、近年、気候変動が原因と考えられる気象災害（風水害、大規模火災など）の頻発化・激甚化が進んでいます。

## ③ 気候変動が及ぼす市への影響

気候変動は、本市へも影響を及ぼしていると考えられます。

まず気温は、水戸地方気象台の気象観測記録によると、隣接の水戸市の年平均気温が明らかな上昇傾向にあり、その上昇幅は100年当たりで約1.4℃となっています。

（図1参照）

分野ごとの影響としては、自然災害分野では、水戸地方気象台の災害の記録によると、本市における風水害の1年当たりの発生件数は、1977年から2011年までの35年間では平均で0.4回でしたが、2012年から2023年までの12年間で同1.6回と、以前に比べて4倍になっています。（図2参照）

近年の風水害は激甚化しており、2019年の台風第19号では、河川の越水等により本市で床下浸水219件などの被害が発生しています。さらに、2023年の梅雨前線及び台風2号では、本市の累加雨量が200mmを超え記録的な豪雨となったほか、全国では1時間降水量が観測史上1位の値を更新した地点が見られました。

健康分野では、市内で6月1日から10月31日までの間に熱中症により緊急搬送された患者数が、2015年の60名に対し2023年は144名と、8年間で2.4倍に増加しています。

農業分野では、気候変動によると考えられる高温の影響が県内でも顕在化しています。茨城県の資料によると、令和5年（2023年）の7～8月の気温は観測史上最も高くなりました。

水稻においては、穂が出る時期に高温が続くと白く濁った粒(白未熟粒)が多く発生し、米の品質低下(1等米比率の低下)につながります。令和5年産米は、この高温の影響により1等米比率が現行検査制度開始以来、最も低くなりました。

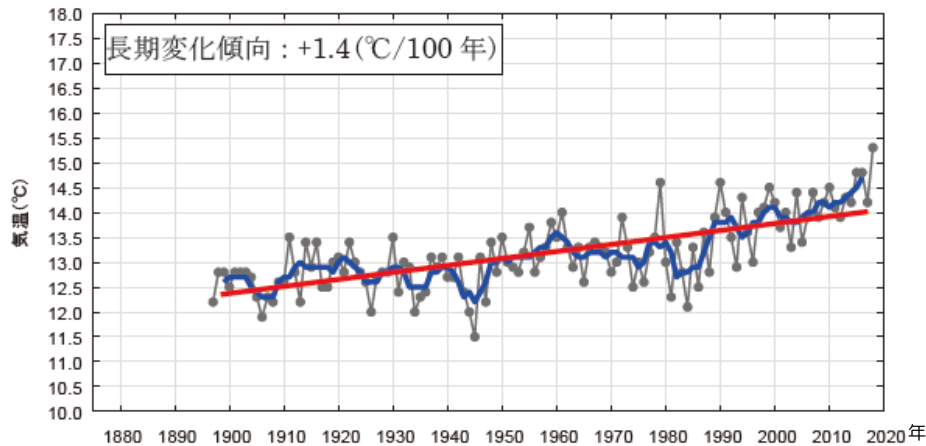


図1 水戸市の年平均気温の経年変化(1897年から2018年まで)



図2 本市で発生した災害(風水害)件数(1977年から2019年まで)

気候変動適応情報プラットフォーム※が公開している気候変動の将来予測(WebGIS)の予測によると、本市は2020年の平均気温が10-15℃に対して、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ(SSP5-8.5)化では、年平均気温15-20℃であり、年平均気温が約5℃上昇し、また1年のうち日降水量が50mm以上となる日数が、2020年に比べ、2090年では1.4倍に増えるとされています。(MRI-ESM2-0モデル使用)

このように本市においても、現在及び将来的にも、気候変動による気温上昇(猛暑日や熱帯夜の増加)や、大雨・短時間強雨の増加による自然災害分野、健康分野、農業分野への大きな影響が懸念されます。

## (2) 緩和策・適応策について

気候変動による影響に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、持続可能な社会づくりを推進するためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減等）に取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策（災害予防等）に、取り組むことが重要です。

国の緩和策としては、2050 年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること）の実現を目指すことが大方針として掲げられています。この実現に向け、2025 年（令和 7 年）2 月に最新の「地球温暖化対策計画」及び「第 7 次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。この新しい「地球温暖化対策計画」では、パリ協定に基づく日本の新たな NDC（国が決定する貢献）として、従来の 2030 年度 46%削減目標（2013 年度比）に加え、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）という野心的な中間目標が設定され、国連に提出されました。

この目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋として、「第 7 次エネルギー基本計画」において、2040 年度の新たなエネルギーミックス（電源構成）の見通しが示されました。安全性（Safety）を大前提に、エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率性の向上（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）を目指す「S+3E」の原則のもと、再生可能エネルギーを「最大電源」と位置づけ、4～5 割程度まで導入し、原子力（2 割程度）とともに脱炭素電源として活用する一方、火力発電の比率を 3～4 割程度まで引き下げるといった、具体的な方針が示されています。

また、適応策については、2023 年（令和 5 年）5 月に「気候変動適応法」が改正され、深刻化する気候変動影響への適応策が強化されました。この改正法に基づき、国は同月（2023 年 5 月）に「気候変動適応計画」を新たに閣議決定しました。この計画でも、気候変動影響評価報告書の中で示された 7 つの分野（「農業、林業、水産業」、「水環境、水資源」、「自然生態系、生物多様性」、「自然災害、沿岸域」、「健康」、「産業、経済活動」、「国民生活、都市生活」及び「分野横断的な施策」）における基本的な施策が示されています。



参考：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

市自らの事務・事業（事務事業編）については、「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」に基づき取組を推進しており、国の目標引き上げ（2030年度46%削減）や市のカーボンニュートラル表明（2021年3月）を受け、2024年（令和6年）3月に同計画を改定しました。この改定後の計画では、目標を従来の40%削減から引き上げ、2030年度までに、市庁舎・公共施設等からの温室効果ガスの排出を2013年度比で50%削減することとしています。

これと並行して、市全体の温室効果ガスの排出削減を推進するため、新たに「ひたちなか市地方公共団体実行計画（区域施策編）」（令和7年3月改定）を策定しました。区域施策編では、国の2030年度削減目標（2013年度比46%削減）と整合を図り、これと同等の削減を目指すこととし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野で削減目標を掲げました。また、長期的な目標として、2050年までに市域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）を目指します。カーボンニュートラルの実現は、市、市民、事業者の全てが意識を共有し、ともに取り組んでいく必要があります。そのため市は、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者への必要な支援や情報提供等に努めながら、持続可能な資源循環型の地域社会づくりを推進します。

また、国の気候変動適応計画及び茨城県の地球温暖化対策実行計画に掲げられている7つの分野の中でも、本市で特に影響が懸念される3つの分野「農業分野」、「自然災害分野」、「健康分野」を本計画に位置付け、市全体で取り組みます。

## 実施内容

### ◎ 緩和策

温室効果ガスの排出削減に関する施策（緩和策）については、別に定める「ひたちなか市地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、市・市民・事業者が一体となって推進します。

### ◎ 適応策

- 市民、事業者に対し、気候変動について学ぶ機会を提供し、気候変動に対する関心や意識の高揚を図ることにより、自発的な環境活動を促進します。
- 市民、事業者の自発的な環境活動の発表の機会や交流・連携の場を提供することにより、気候変動に対する関心や意識の更なる高揚を図ります。
- 気候に左右されず、安定して水稻やほしいもの製造ができるよう支援します。
- 農業における気候変動の影響や対策などを普及するために、国や県等が実施するセミナーなどの情報共有に努めます。
- 再生可能エネルギーの利用に加え、災害時の非常用電源としても有用な住宅用蓄電池※設置促進に努めます。
- ハザードマップ、災害対応マニュアルなどの整備により、市民や市職員が、災害が起きた際に迅速かつ的確に行動できるようにします。

- 感染症と自然災害が重なる複合災害への対応等を踏まえた上で、市、自治会、消防団、学校、福祉施設等の関係機関と連携し、地震・津波災害を想定した総合防災訓練を実施します。
- 円滑かつ迅速な避難を促進するため、防災情報のメール・SNS 配信サービスを展開し、気象庁が発表する「震度3以上の地震情報」、「津波情報」、「気象警報」、「台風情報」、「指定河川洪水予報（那珂川）」等の情報配信を実施します。
- 豪雨等による住宅への浸水被害や道路冠水などの水害を未然に防ぐため、中丸川流域における浸水被害軽減プランに基づき、雨水幹線整備事業及び大川改修事業等を実施します。
- 気候変動による水害リスクの増大に適應するため、国や県と連携して「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を推進し、堤防整備や河道掘削等のハード対策と、土地利用の工夫や避難体制の強化等のソフト対策を一体的に進め、洪水被害の防止・軽減を図ります。
- 熱中症や感染症など、今後発生すると予測されている健康被害に対し、市民、事業者が適正な行動がとれるように注意喚起や情報提供を行います。
- 平常時は「涼みどころ」として、また、気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の発令時には「クーリングシェルター」として活用できるよう、公共施設及び民間事業者に登録への協力を呼びかけます。
- 気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報が発令時に、防災無線や SNS を用いて、迅速に市民、事業者等に情報提供いたします。
- 熱中症による健康被害を未然に防ぐため、熱中症のリスクや具体的な予防方法、応急処置などをまとめて SNS 等を利用し、市民の予防意識の向上と適切な対策行動の実践を促します。
- 気候変動適応法に基づき、市社会福祉協議会等を熱中症対策普及団体として指定し、関係機関と連携しながら、特に配慮が必要な高齢者等へのきめ細かな普及啓発活動を推進します。

## 2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）

### （１） 背景・目的

本市では、「ひたちなか市水環境再生計画※」に基づき、家庭や事業所からの排水による水質汚濁の防止を図るため、公共下水道・農業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置等、汚水処理施設の普及や環境学習を推進するとともに、事業所に対し水質汚濁防止法等の公害関係法令による規制を行ってきました。その結果、市内のほとんどの河川がBOD※の環境基準を達成できました。

しかしながら、市第2次環境基本計画（前計画）「早戸川水質改善推進事業」において、目標値の環境基準値BOD5.0mg/ℓを達成できなかったことから、水質改善に向けた調査を行ったところ、N-BODが高い傾向にあることがわかってきました。

「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画※」の後継計画である「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住推進計画に基づき、引き続き水質汚濁のない河川環境の整備に取り組みます。

### （２） 実施内容

#### ○ 早戸川水質汚濁の原因究明

環境基準（BOD）を達成していないことから、原因を究明するとともに、数値の高くなる一因でもあるアンモニア等の流入が減るよう早戸川沿岸の公共下水道区域における整備を図ります。

#### ○ 環境負荷軽減活動の推進

「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住環境推進計画に基づき、くみ取り便槽※や単独処理浄化槽※など環境負荷の高い排水設備から、公共下水道等への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進し、河川環境基準点測定地点の透視度50度以上の達成率を維持し、河川環境の保全に努めます。

#### ○ 環境学習の推進

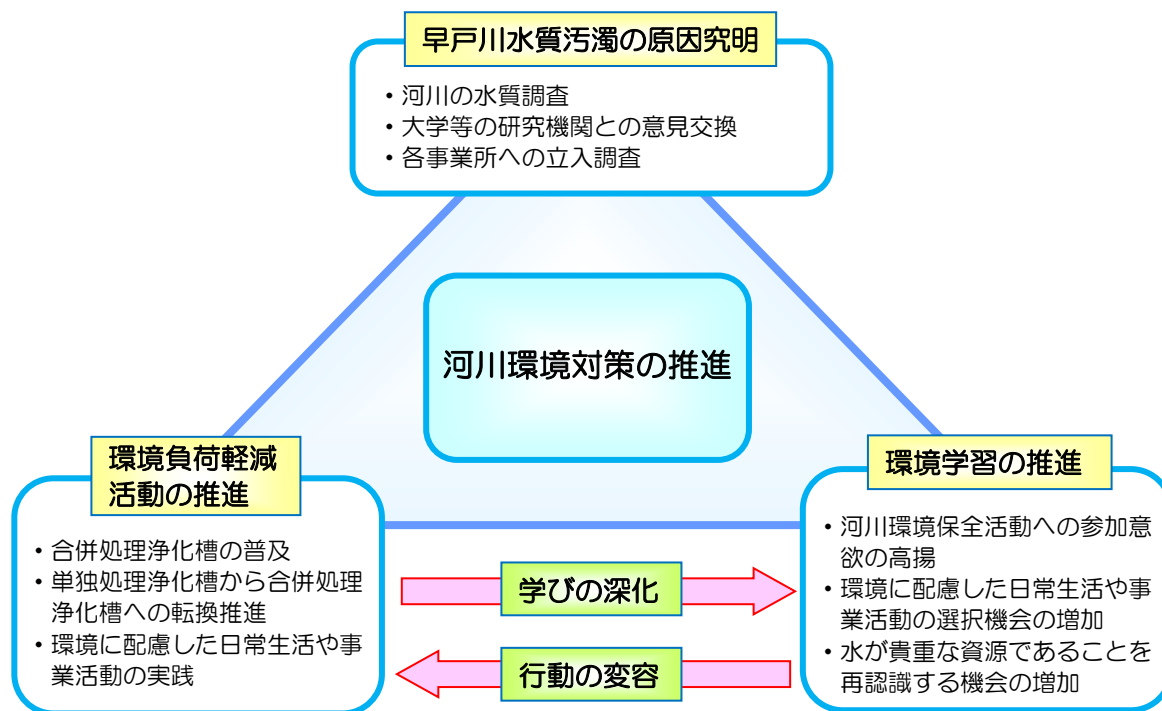
日常生活や事業活動による河川への影響を市民や事業者理解してもらうとともに、河川環境の保全のために、日常生活や事業活動でできることを考える機会を提供します。

### （３） 計画目標

| 目標                         | 現況値(2024年度) | 目標値(2030年度) |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 市域河川の環境基準(BOD)達成率(5河川6地点)  | 83%         | 100%        |
| 河川環境基準点測定地点の透視度50度以上達成率の維持 | 75%         | 75%以上       |

#### (4) 展望

市民・事業者に河川環境の保全に対する意識の高揚を図り、市民・事業者・市が協働して、市域における河川環境を保全します。



### 3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）

#### （1） 背景・目的

地球温暖化に起因する気候変動は世界的に大きな影響を与え、2024 年は観測史上最も暑い年であったと報告されました。我が国でも、同年に、夏の平均気温が過去最高を記録し、熱中症による救急搬送人員が調査開始以降で最多となるなど、市民生活に直結する影響が顕在化しています。

こうした危機的な状況に対し、国は 2050 年のネット・ゼロ（温室効果ガス排出量実質ゼロ）実現に向けた「地球温暖化対策計画」を策定しており、その達成には、産業界だけでなく、私たちの日常生活における取り組みが不可欠です。特に家庭部門においては、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 66%（2013 年度比）削減するという、非常に高い目標が設定されています。

しかし、国民の約 9 割が「脱炭素」という言葉を認知している一方で、具体的な行動に移している人は約 3 割にとどまるなど、「意識と行動のギャップ」が生じています。このギャップを埋めるため、国も「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等でライフスタイルの転換を後押ししています。

市ではこれまで、市民や事業者等への環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境活動に取り組むために必要となる知識の普及・向上の機会を創出してきました。特に、小中学生をはじめとする子どもたちに対しては、環境への意識や基礎的な習慣が身につく重要な時期であるため、生涯を通じて環境保全活動に取り組めるよう、教科書や資料による学習だけでなく、市域の豊かな自然環境を教材とした体験型の環境学習を推進してきました。

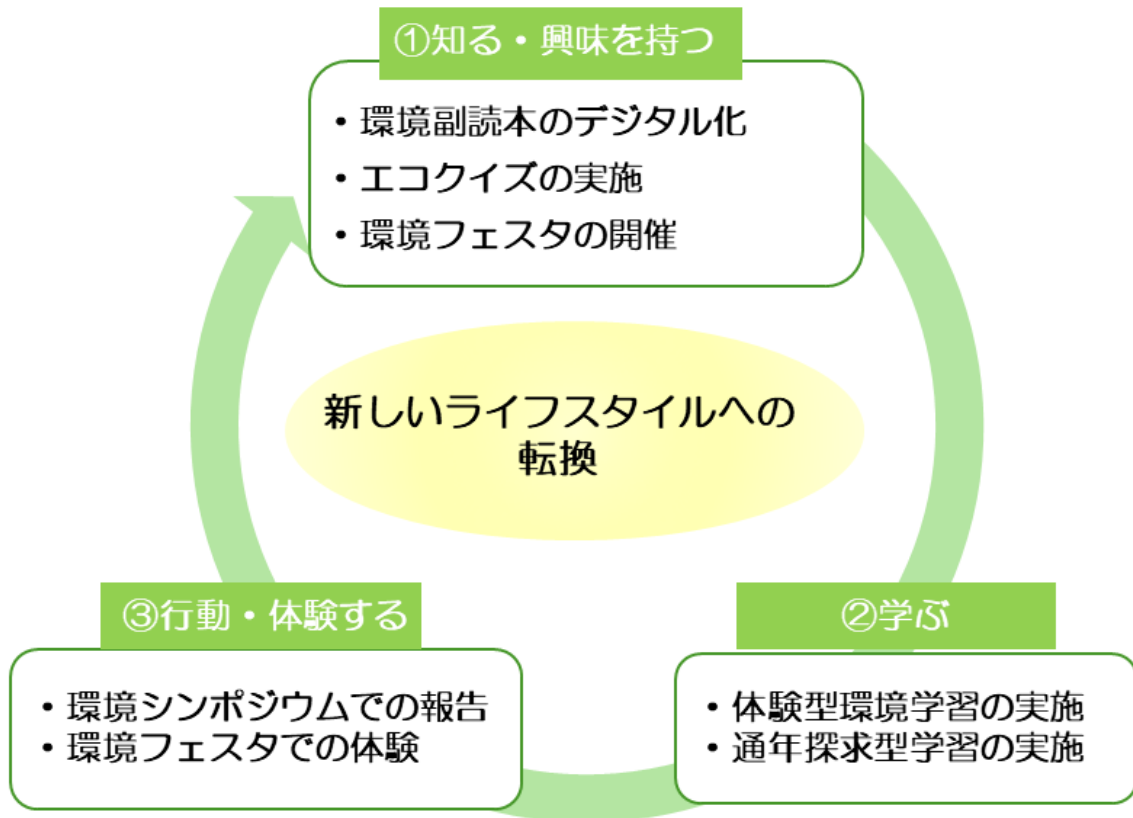
これらの施策により、本計画の改定にあたり実施したアンケートの結果では、環境に関する意識や興味関心は、ある程度醸成できたことが確認でき、第3次環境基本計画で実行した施策には一定の効果があったと考えられます。その一方で、実際に行動に移す際に、具体的な手法やどの行動が環境に良いかを判断することに難しさを感じている市民・児童生徒が約 7 割を占めるという結果になりました。これは、本計画で目指していた『学習機会の創出→実践→結果の発表→新たな学習機会の創出』という循環（サイクル）が十分に機能しなかったことを示しており、その最大の要因は「具体的な行動方法に関する情報・知識不足」によるものと考えられます。

この結果、市がこれまで行ってきた「啓発」や「体験型学習の提供」といった取組だけでは、市民一人ひとりの具体的な「行動変容」にまでつなげることは難しく、市の職員のみでサイクルを回すことには課題があったと分析しました。本改定では、これまでの取組を継続しつつ、さらに市民の行動変容を具体的に支援する「環境整備」へと市の役割を進化させる必要があると考えました。

そこで、市の最上位計画である第 4 次総合計画が掲げる「共創」の理念に沿った取組として、特に次代を担う子どもたちが「①知る・関心を持つ→②学ぶ・理解する→③行動・参加する」というプロセスを体験できる「好循環サイクル」の構築を推進します。

## (2) 展望

本改定で構築する「①知る・関心を持つ→②学ぶ・理解する→③行動・参加する」という新たな好循環サイクルを、市の最上位計画である第4次総合計画が掲げる「共創」の理念に沿った取組として、着実に推進します。これにより、市民一人ひとりが具体的な行動方法を身につけ、環境を意識したライフスタイルへの転換を実現します。



## (3) 具体的な施策

### ◎ 中核事業：次世代育成プログラム（官学産連携）

市民、特に次代を担う子どもたちを対象に、「知る」から「行動する」までのプロセスを一貫して支援します。

- サイクル①（知る・関心を持つ）：体験型のイベントである環境フェスタを開催するなど、日常で環境に触れ合う機会を創出することで、市民の環境への関心を維持・向上させることを目的とします。

- ・環境副読本のデジタル化：GIGA スクール構想で配備されたタブレット端末を活用できるよう環境副読本をデジタル化して、利便性を向上させます。
- ・環境フェスタの開催：従来の発表形式の環境シンポジウムを、市民が参加しやすい体験型ブースを主とした「環境フェスタ」へと転換します。
- ・エコクイズの実施：デジタル化した環境副読本の内容から作成した「エコクイズ」を児童・生徒向けに実施します。また、クイズの中に保護者向けの設問を一部含めることで、家庭内でのコミュニケーションを促すとともに、保護者自

身も参加できる「大人向けエコクイズ」も別途実施し、親子の環境意識の醸成を図ります。

- サイクル②（学ぶ・理解する）：アンケート調査で明らかになった「具体的な行動方法に関する情報・知識不足」という課題を解消し、市民の「意識」を「行動」へ移すための実践的な学びの場を提供することを目的とします。
  - ・体験型学習の実施：既存の「出前講座」を、市職員による講義だけでなく、民間企業等と連携した実験などの体験型プログラムを組み込んだ講義へと進化させます。
  - ・探究型学習の実施：希望者を対象に、民間企業や学校等と連携した通年型の「探究型学習」の場を提供します。
- サイクル③（行動・参加する）：サイクル②で学んだ成果を発表・共有する場を設けることで、参加者の達成感を醸成し、更なる行動意欲の向上につなげるとともに、多世代・多主体間の交流を促進することを目的とします。
  - ・環境フェスタ（環境シンポジウム）の機能拡充：「環境フェスタ」において、サイクル②で実施した「探究型学習」の成果発表の場である「環境シンポジウム」を開催するほか、企業・学校・団体などのブース出展などを通じ、多世代・多主体間の交流を促進します。
- 基盤事業：市民・事業者が環境配慮行動を実践しやすい環境を整備するため、事業者への支援と市民への効果的な情報提供を行います。
  - ・事業者支援：商工会議所と連携し、市内企業の環境活動に関するニーズを把握するとともに、国（経済産業省や環境省等）の補助金説明会を企画・実施します。
  - ・市民への情報提供：包括協定を締結している BtoC（市民向け）企業と連携したポップアップ広告等の活用や、市のホームページを通じて、省エネの方法など具体的な情報提供に努めます。

#### （4） 具体的な目標値

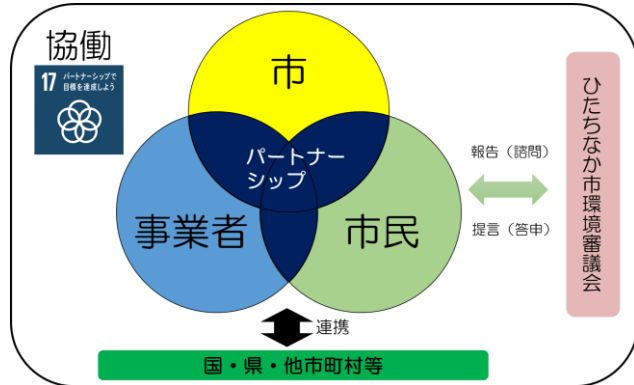
| ターゲット | 項目                    | 現状    | 2030 年度目標          |
|-------|-----------------------|-------|--------------------|
| サイクル① | クイズ参加者                | -     | 累計 3,000 名         |
| サイクル② | 体験型環境学習の参加人数          | 8 回   | 累計 33 回×30 人=990 名 |
| サイクル② | 探究型学習参加チーム数           | -     | 累計 10 チーム          |
| サイクル③ | 環境に配慮した行動方法を知っている人の割合 | 約 37% | 約 50%              |



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

市民、事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識した上で、主体的に本計画に取り組むことを目指します。本計画は市、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図ります。



#### ○ 市民の役割

市民及び市民団体（各コミュニティ組織の環境部会、ひたちなか市の環境を良くする会など市域における環境保全の取組を行う団体、滞在者等。）は、日常生活での資源やエネルギーの消費の抑制、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

#### ○ 事業者の役割

事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、各種法令等を遵守し、市などの環境施策に積極的に協力することが望まれます。

#### ○ 市の役割

市は、本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して支援します。

さらに、市は、国、県、他の地方公共団体、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。

#### ○ ひたちなか市環境審議会

市民や事業者等の代表、学識経験者で構成するひたちなか市環境審議会において、本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針等についての提言を行います。

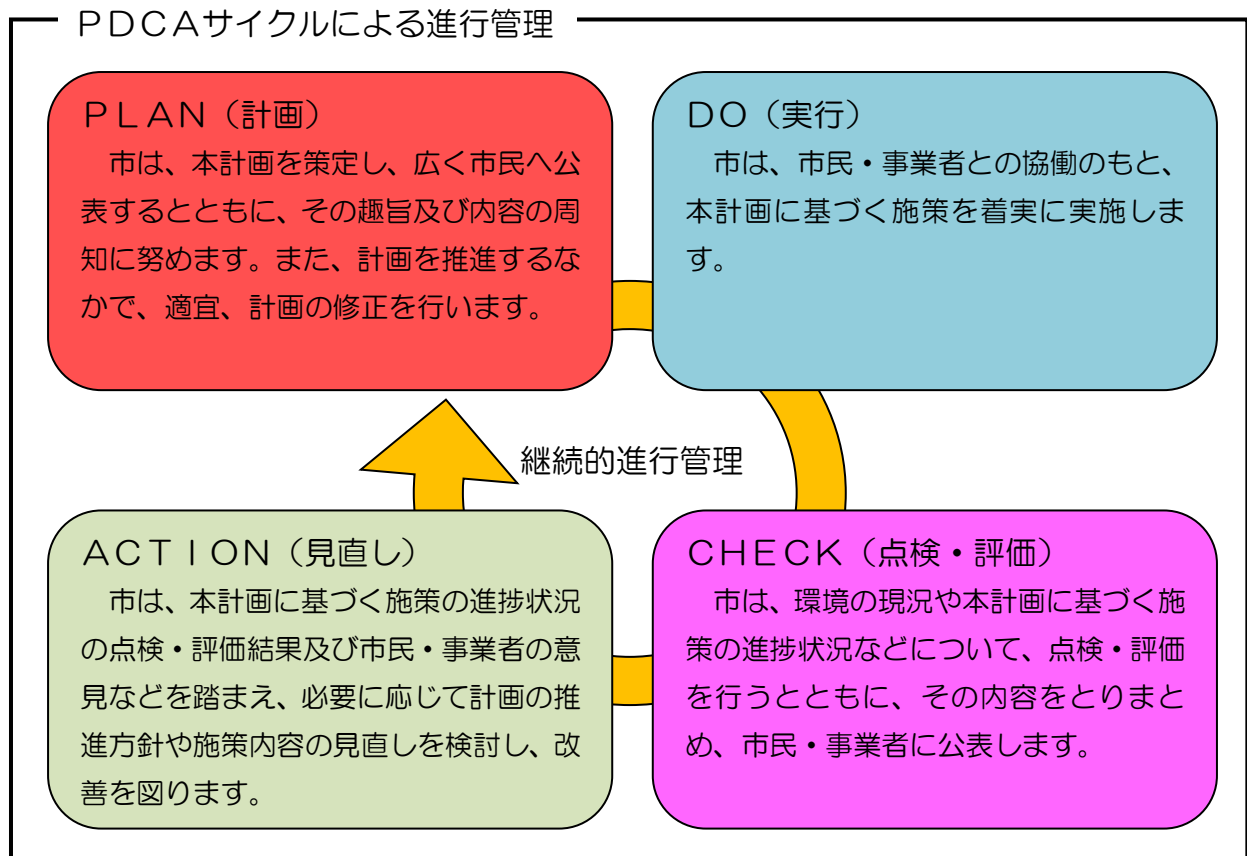
#### ○ 周辺自治体等との連携

河川や海域の水質保全や廃棄物対策、地球環境問題など複雑・多様化する現在の環境問題に対して、広域的な視点に立ち、周辺自治体や県、国との連携と協力のもとに、効果的な施策を展開します。

## 2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、PDCA「計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)」を繰り返すことによって進行管理を行います。

なお、本計画の進捗状況や検証は、常に市民などに公開するとともに、ひたちなか市環境審議会に意見聴取を行います。



## 3 各種計画との連携

本計画は、本市の環境の保全等に関する分野別計画です。本計画と本市の総合計画及び他の分野別計画との間では、環境の保全等に関する部分についての整合が図られている必要があります。そのため、他の分野別計画においても、本計画の基本的な方針に沿って策定・推進します。また、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

## 参考資料

- 参考資料 1 ひたちなか市環境基本条例・・・・・・・・・・P67
- 参考資料 2 ひたちなか市環境審議会諮問書・答申書・・・・・・・・P69
- 参考資料 3 ひたちなか市環境審議会委員名簿・・・・・・・・・・P70
- 参考資料 4 ひたちなか市第3次環境基本計画（改定）の検討経過・・・・P71
- 参考資料 5 環境に対する市民・事業者の意識・・・・・・・・・・P72
- 参考資料 6 環境に配慮した市民・事業者の行動・・・・・・・・・・P88
- 参考資料 7 用語の解説・・・・・・・・・・P105



## 参考資料1 ひたちなか市環境基本条例

### ひたちなか市環境基本条例

平成12年3月31日

条 例 第 1 5 号

私たちのまち「ひたちなか」は、雄大な太平洋と詩情溢れる那珂川とに囲まれ、中生代白亜紀層をはじめとする豊かな自然環境と虎塚古墳に代表される歴史的遺産を有し、県内有数の工業都市として、かつ、水産都市として、これまで着実な歩みを続けてきた。そして、太平洋に向け開かれた国際港湾公園都市として新たに発展しようとしている。

私たちひたちなか市民は、この恵み豊かな環境を損なうことなく、将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

ここに、私たちは、この恵み豊かな環境を保全し、快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを再認識し、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念及び基本的施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（環境の保全等に関する基本理念）

第2条 環境の保全等に関する基本理念は、次のとおりとする。

- （1） 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されること。
- （2） 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めること。
- （3） 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施すること。
- （4） 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施すること。

（市の責務）

第3条 市は、環境の保全等に関する基本理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（滞在者の責務）

第6条 観光旅行等で本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

（環境の保全等に関する基本的施策）

第7条 市は、環境の保全等に関する基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- （1） 良好な自然環境の保全及び創造に寄与するため、生態系の保護その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施策を策定し、及び実施すること。
- （2） 良好な生活環境の保全及び創造に寄与するため、市域の緑の創造、地域の環境美化の促進その他市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に必要な施策を策定し、及び実施すること。
- （3） 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（環境調査）

第9条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（市民活動への支援等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

（国等の措置要請）

第11条 市長は、良好な環境を保全し、及び創造するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 参考資料2 ひたちなか市環境審議会諮問書・答申書

### ひたちなか市環境審議会諮問書

ひたちなか市諮問第8号

令和7年7月23日

ひたちなか市環境審議会

会長 小松崎秀人 殿

ひたちなか市長 大谷 明

ひたちなか市第3次環境基本計画の改定について（諮問）

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. ひたちなか市第3次環境基本計画の改定について

### ひたちなか市環境審議会答申書

令和8年2月18日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市環境審議会

会長 小松崎秀人

ひたちなか市第3次環境基本計画の改定について（答申）

令和7年7月23日付け、ひたちなか市諮問第8号をもって、本審議会に諮問のあった件について、前計画の進捗状況や達成状況、昨今における環境の変化などを考慮し、慎重に審議した結果、別添「ひたちなか市第3次環境基本計画改定（案）」としてまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

#### 1 体験と探究を重視した環境学習の推進

将来を担う子どもたちが環境問題を自分事として捉えられるよう、学校教育における「探究型学習」と連携した体験型の講座を充実されたい。あわせて、子どもから大人まで幅広い世代の環境意識が向上するよう、市民が気軽に参加し、実践につなげられる施策を展開されたい。

#### 2 客観的分析に基づく河川環境の保全

市域の河川環境については、定期的な測定結果を維持するだけでなく、その数値の背景にある原因分析を丁寧に行われたい。科学的な根拠に基づき、環境負荷を軽減するための具体的な活動を継続的に進められたい。

#### 3 変化する環境情勢への適応と情報発信の強化

近年、熱中症リスクが高まっている現状を踏まえ、クーリングシェルターの適切な運用など、市民の安全を守る適応策を推進されたい。また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、市民や事業者がメリットや具体的な活用方法を正しく理解できるよう、情報の周知と提供に努められたい。

## 参考資料3 ひたちなか市環境審議会委員名簿

## ひたちなか市環境審議会委員名簿

(順不同)

|                                 | 役 職 名                                      | 氏 名    | 備 考 |
|---------------------------------|--------------------------------------------|--------|-----|
| 学<br>識<br>経<br>験<br>者           | 国立大学法人 茨城大学 人文社会科学野長<br>人文社会科学部 現代社会科学野 教授 | 原口 弥生  |     |
|                                 | 独立行政法人国立高専機構<br>茨城工業高等専門学校 教授              | 小松崎 秀人 | 会長  |
|                                 | 一般社団法人ひたちなか市医師会<br>理事                      | 間瀬 憲多朗 |     |
|                                 | 一般社団法人ひたちなか薬剤師会<br>理事                      | 中原 和彦  |     |
|                                 | 一般社団法人茨城県環境管理協会<br>理事長                     | 森島 康   |     |
|                                 | ひたちなか市立那珂湊第二小学校<br>校長                      | 鎮目 真実  |     |
|                                 | 茨城県県民生活環境部環境政策課<br>課長                      | 市村 雄一  |     |
| 関<br>係<br>団<br>体<br>役<br>職<br>員 | (株)日立製作所ビルシステムビジネスユニ<br>ット 部長代理            | 岩田 竜一  |     |
|                                 | 日本労働組合総連合会茨城県連合会<br>常陸野地域協議会 事務局長          | 深谷 寿一  |     |
|                                 | 常陸農業協同組合<br>常務理事                           | 小林 美雪  |     |
|                                 | ひたちなか商工会議所<br>会頭                           | 柳生 修   |     |
|                                 | ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会<br>会長                  | 川又 武司  |     |
|                                 | ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会<br>会長                  | 吉田 実   |     |
|                                 | ひたちなか市ボランティア連絡協議会<br>副会長                   | 田所 淑子  |     |
|                                 | 湊エコライフの会<br>会長                             | 白土 登記子 |     |
|                                 | ひたちなか市の環境を良くする会<br>会長                      | 小川 和昭  |     |

任期：2024年7月31日～2026年3月31日

## 参考資料4 ひたちなか市第3次環境基本計画（改定）の検討経過

### ひたちなか市第3次環境基本計画（改定）の検討経過

| 開催日          | 会議等名称                                  |
|--------------|----------------------------------------|
| 2025年7月23日   | 第1回ひたちなか市環境審議会<br>ひたちなか市第3次環境基本計画改定 諮問 |
| 2025年10月27日  | 第2回ひたちなか市環境審議会                         |
| 2025年12月16日  | 第3回ひたちなか市環境審議会                         |
| 2025年12月25日～ | パブリックコメント実施（翌年1月23日まで）                 |
| 2026年 2月18日  | ひたちなか市第3次環境基本計画（改定）にかかる答申              |
| 2026年 3月31日  | ひたちなか市3次環境基本計画（改定）について（決定）             |



2026年2月18日  
小松崎会長（写真中央）より答申を受ける。

## 参考資料5 環境に対する市民・事業者の意識

市第3次環境基本計画を見直すにあたって、市民、児童生徒、市内事業者の環境に関する意識を把握するために、アンケートを実施いたしました。アンケートの設問内容は、環境に関する意識、行動変容を確認するような内容としました。アンケートは、市第3次環境基本計画策定時（2020年度実施）に導入したWEBアンケート方式を引き続き採用し、発送時の運輸に係る温室効果ガス排出削減やアンケート用紙の紙削減に努めました。周知方法は、市報や市ホームページのほか、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒とその保護者に対してはアプリを利用し、関係事業者等には、ひたちなか商工会議所の協力で、当該会議所のホームページに掲載しました。その結果、2,147件の回答をいただきました。

### ○ 対象者

- ・市内に居住している方、通学・通勤をしている方
- ・市内小学校5年生及び義務教育学校5年生
- ・市内中学校2年生及び義務教育学校8年生
- ・市内事業者

### ○ 実施期間

市民・児童・生徒 令和7年6月18日(水)～令和7年7月2日(水)

事業者 令和7年7月10日(木)～令和7年7月24日(木)

### ○ 結果

・市民、児童・生徒の環境に関する興味関心においては、おおむね市第3次環境基本計画策定時よりも多くの方の興味関心が増加したことが分かりました。

・一方で、行動手法や効果がわかりにくいために、環境に良い行動を実行に移すことができない場合があると明らかになりました。

### ◎ 改定の方向性

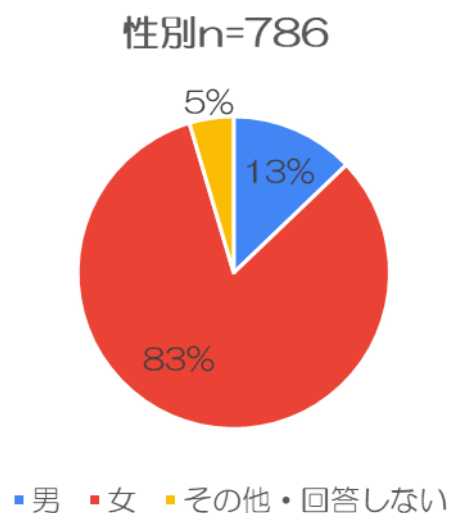
以上の評価結果から、改定の方向性としては、計画の目指す環境像や基本的な体系は、現行計画の考え方を引き続き堅持し、その取組を推進します。併せて、社会情勢の変化を踏まえて各種情報を最新化するとともに、特に優先度の高い課題である重点的な取組（リーディングプロジェクト）の見直しを行い、環境保全行動の実践を促す施策の充実を図ります。

## アンケート調査結果

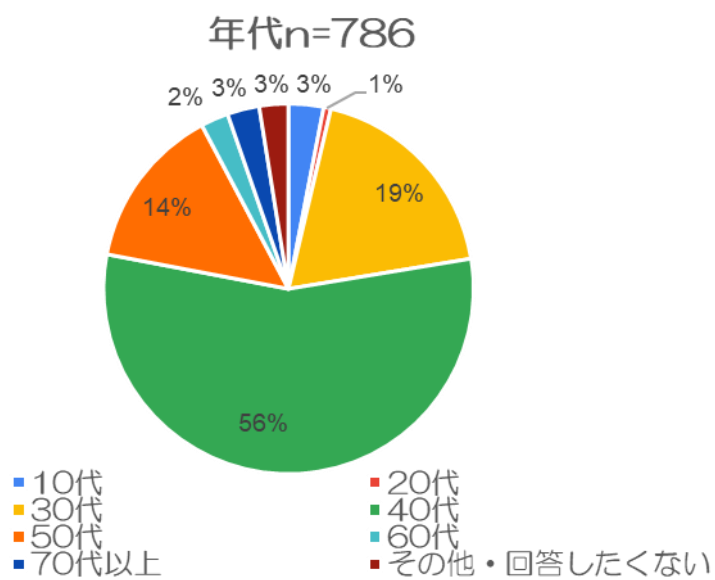
(1) 市内に居住している方、通学・通勤をしている方 n=786

### ①基礎情報

#### 性別

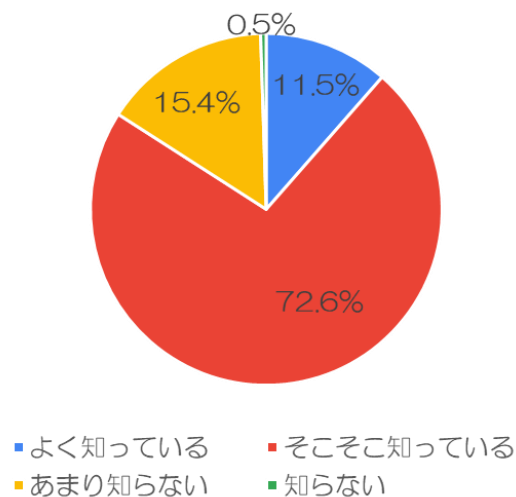


#### 年代

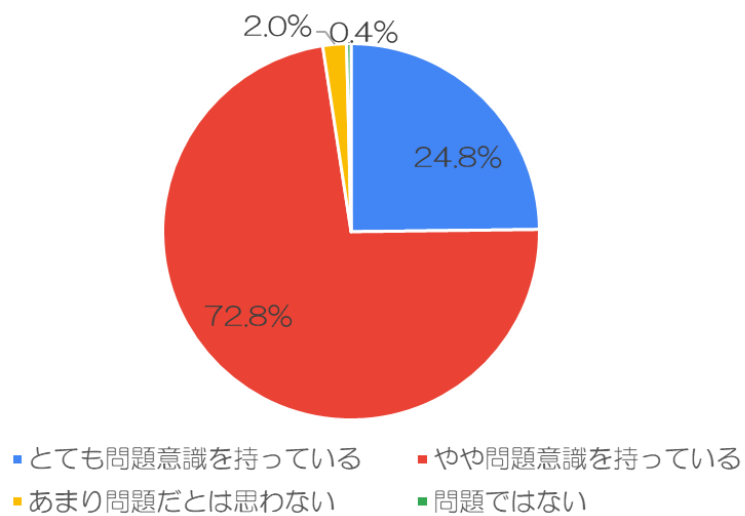


②設問

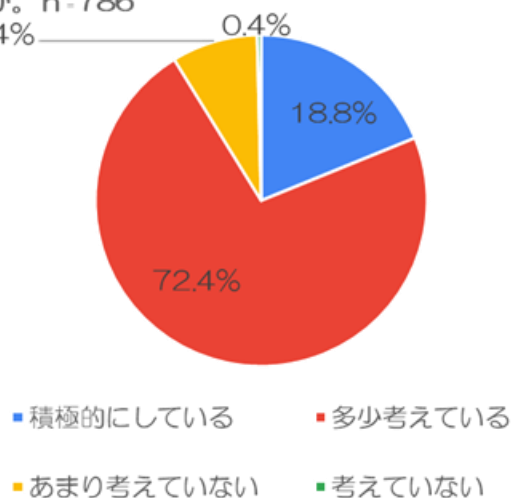
Q1 地球に起きている環境問題を知っていますか  
n=786



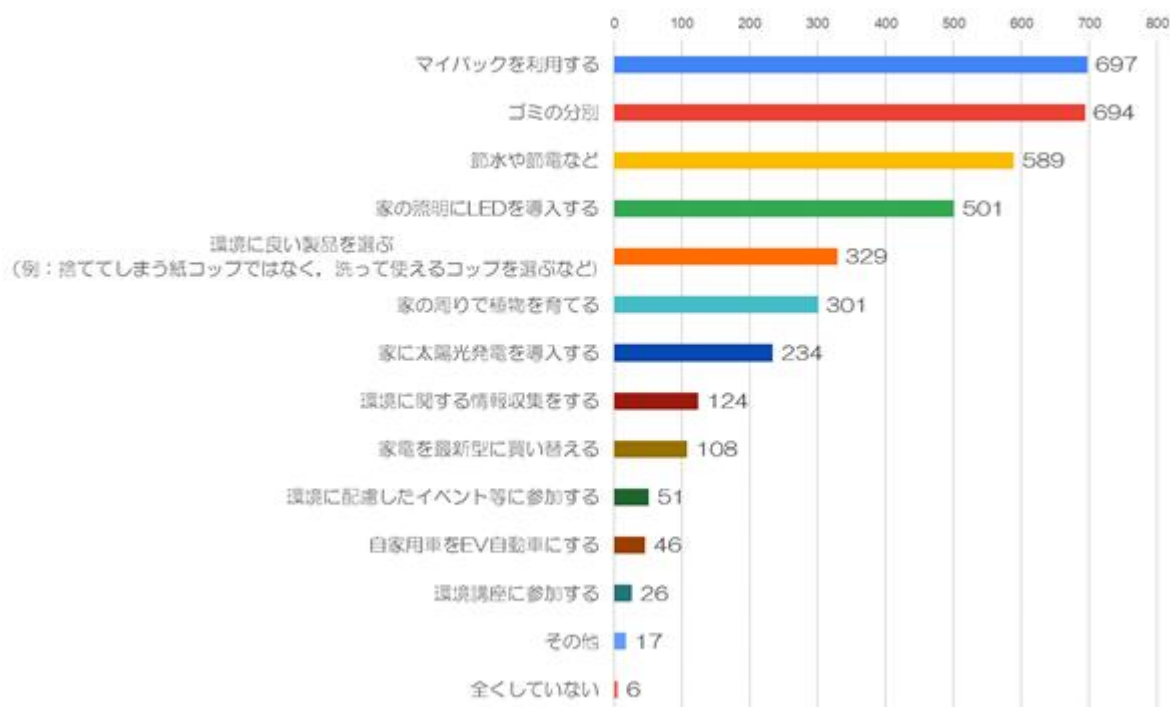
Q2 環境問題に対して、どの程度の問題意識を持っていますか。  
n=786



Q3日頃から環境に配慮した行動をしようと心がけていますか。n=786



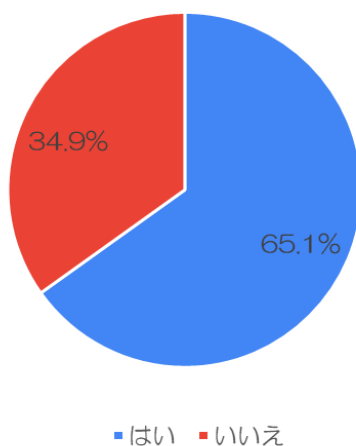
Q4具体的にどのような環境を意識した行動をしていますか。複数回答



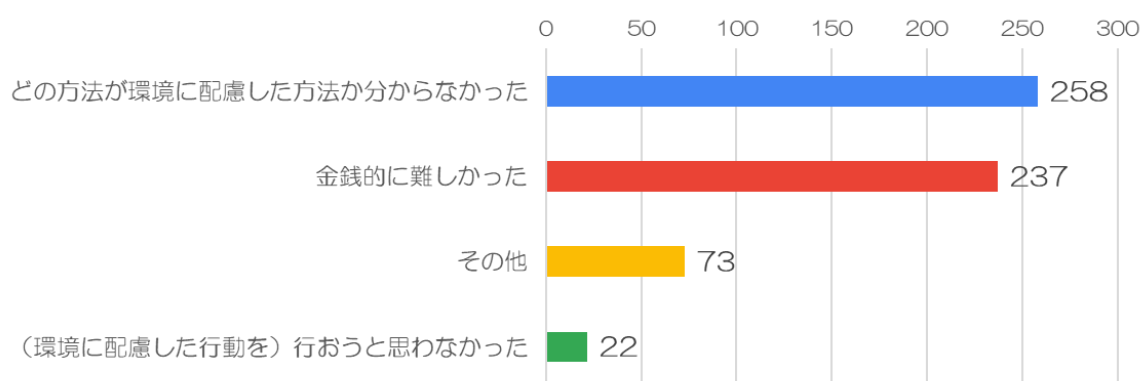
Q5環境に配慮した行動をする理由を教えてください。複数回答



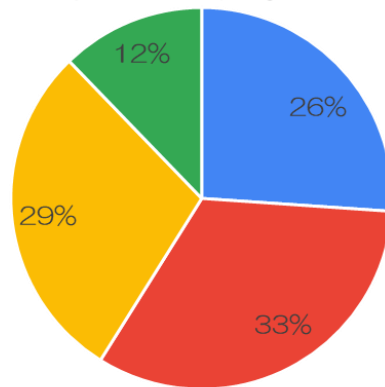
Q6 環境に配慮した行動をおこなおうとしたけれど、できなかったことはありますか。n=786



Q6-①環境に配慮した行動ができなかった理由を教えてください。複数回答

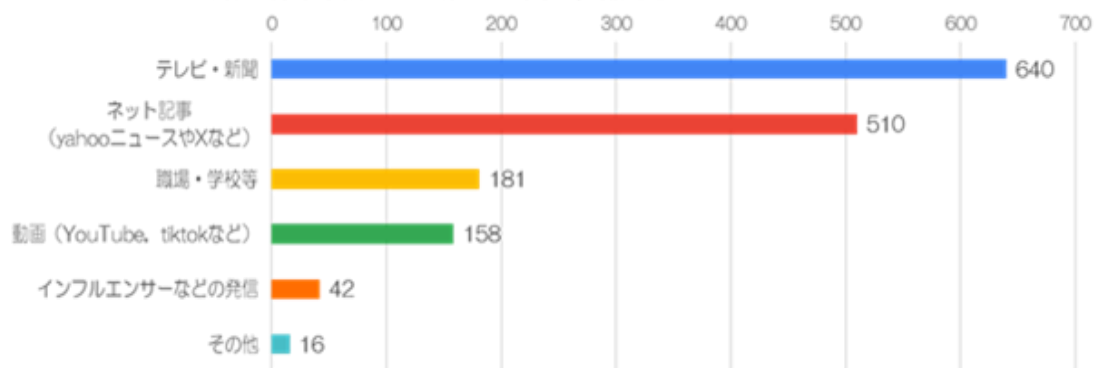


Q7普段から環境に関する情報を見聞きしていますか。n=786



- 週1回は見聞きしている
- 月に2～3回は見聞きしている
- 月に1回は見聞きしている
- ほとんど聞かない

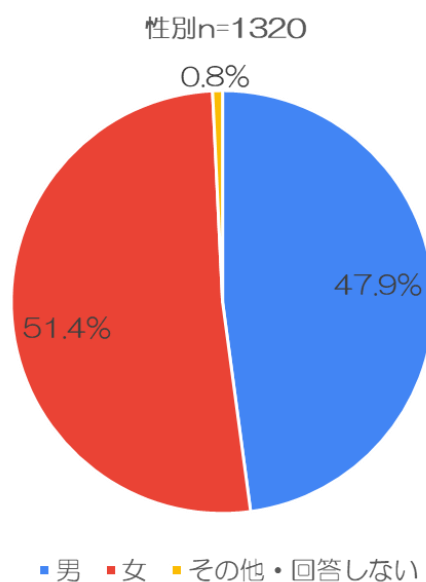
Q8環境に関する情報はどこで入手していますか。複数回答



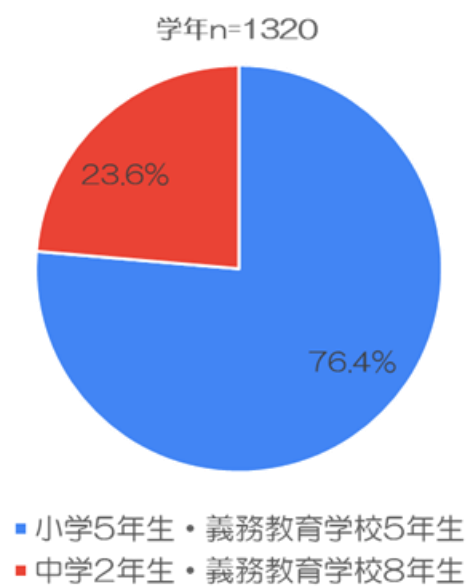
(2) 小学5年生・義務教育学校5年生、中学2年生・義務教育学校8年生 n=1320

①基礎情報

性別

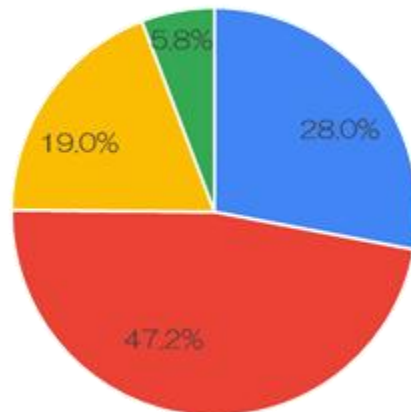


学年



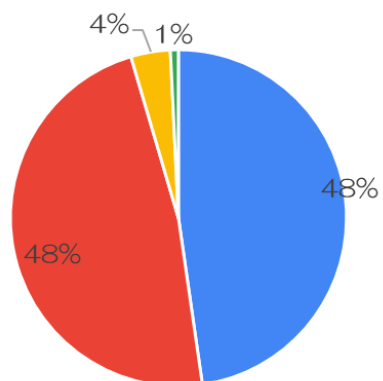
②設問

Q1 地球に起きている環境問題を知っていますか。  
n=1320



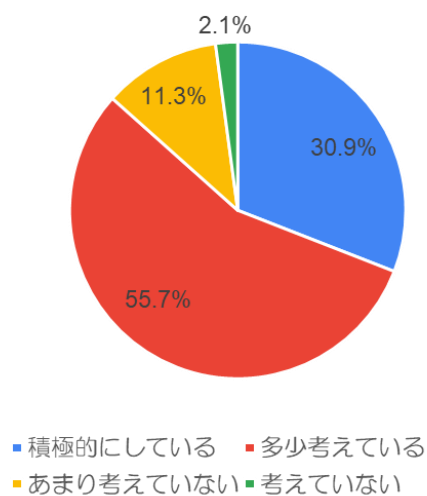
■よく知っている ■そこそこ知っている ■あまり知らない ■知らない

Q2 環境問題に対して、どの程度の問題意識を持っていますか。n=1320

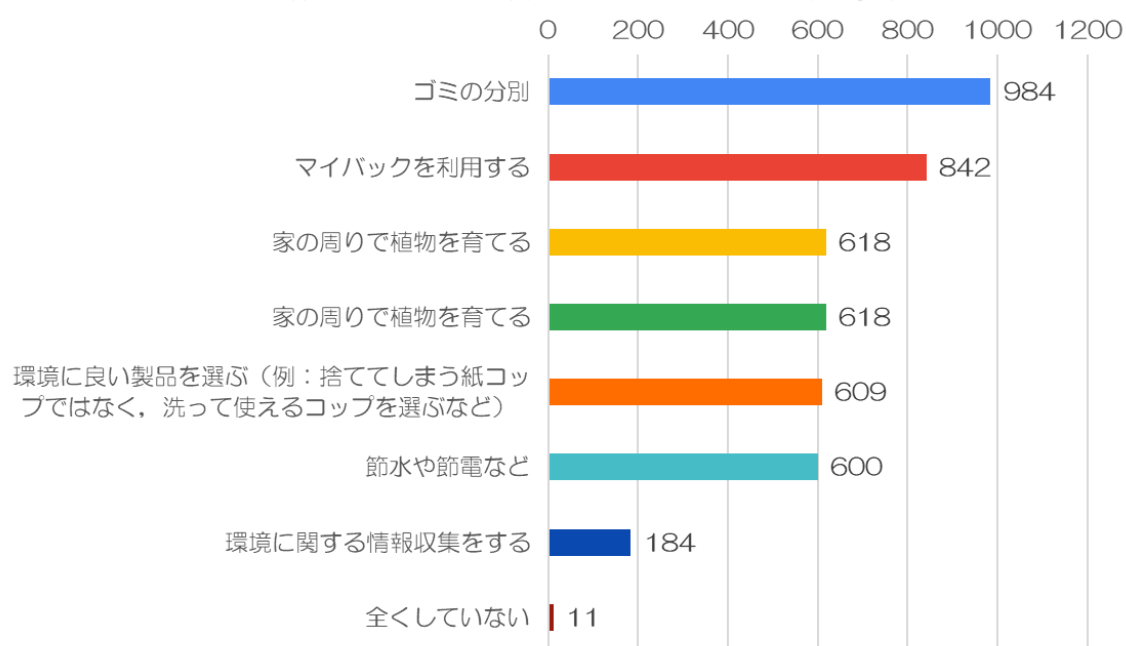


■とても問題意識を持っている ■多少持っている  
■あまり問題だとは思わない ■問題ではない

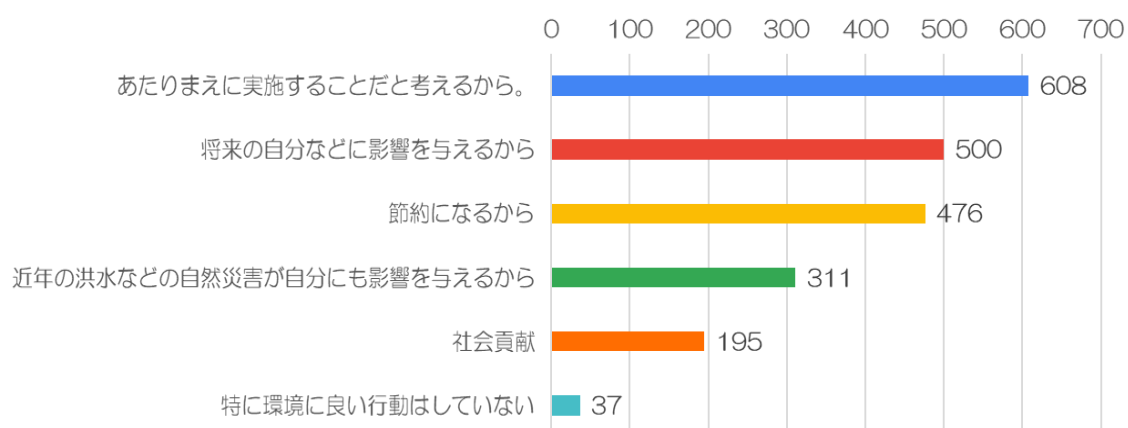
Q3日頃から環境により行動をしようと心がけていますか。n=1320



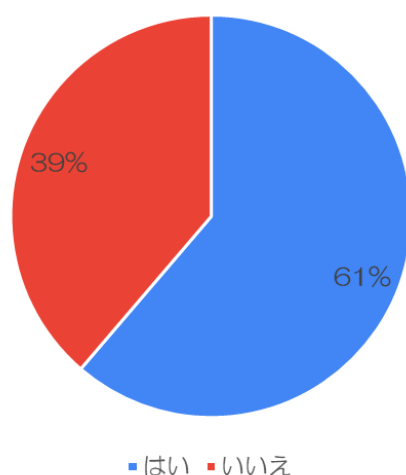
Q4具体的にどのような環境に良い行動をしていますか。複数回答



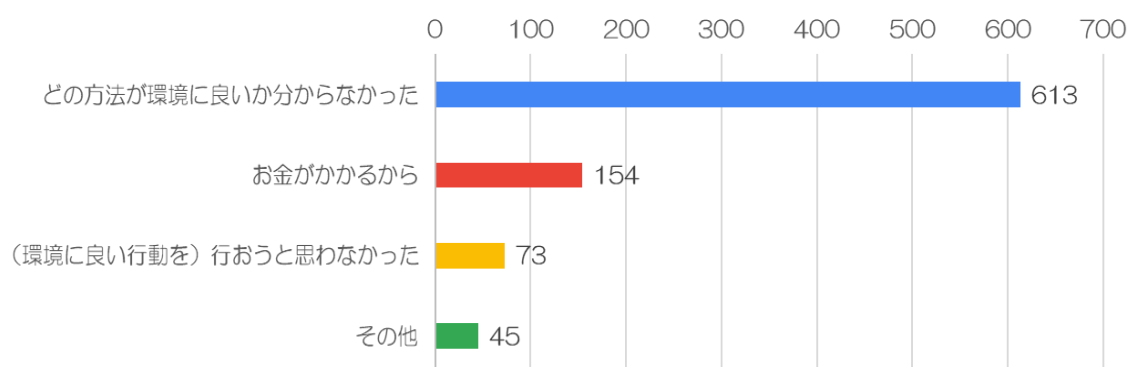
Q5環境により行動をする理由を教えてください。複数回答



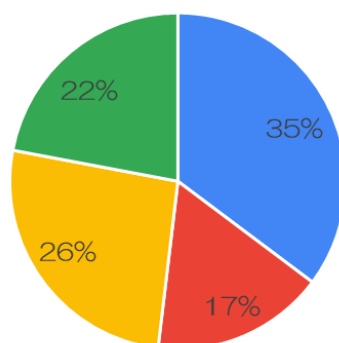
Q6環境に良い行動を行おうとしたけれど、できなかった  
ことはありますか。n=1320



Q6-1環境に良い行動が出来なかった理由を教えてください。複数回答

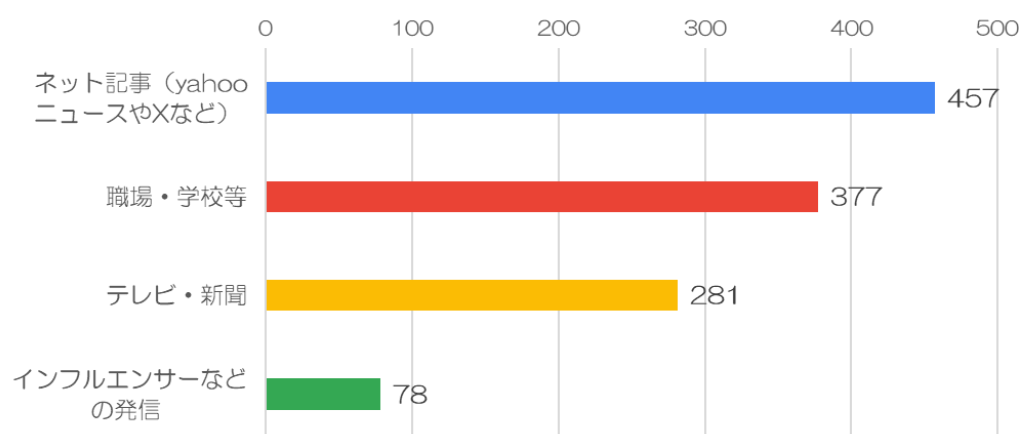


Q7普段から環境に関する情報を見聞きしていますか  
n=1320



- 月に2～3回は見聞きしている ■ ほとんど聞かない
- 週1回は見聞きしている ■ 月に1回は見聞きしている

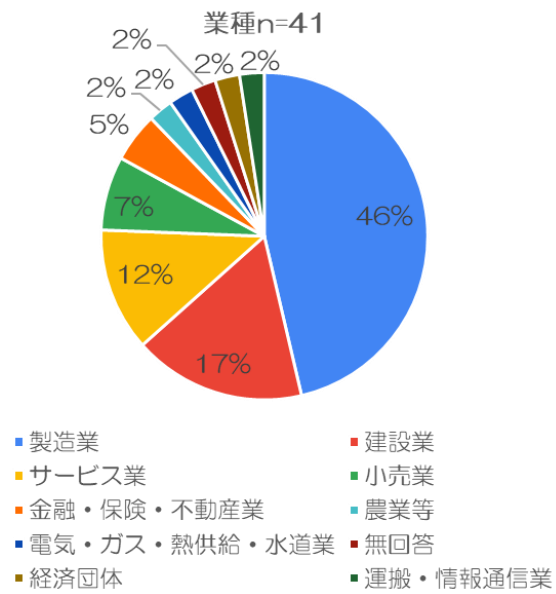
Q8環境に関する情報はどこで入手していますか。複数回答



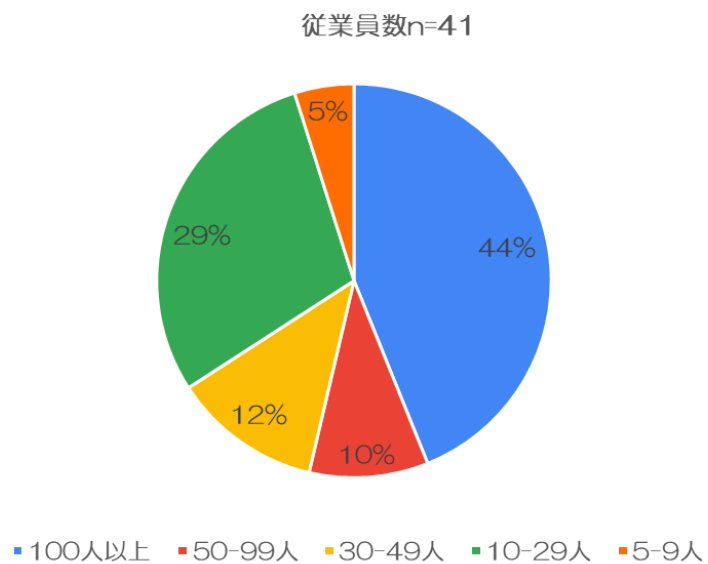
(3) 事業者 n=41

①基礎情報

業種

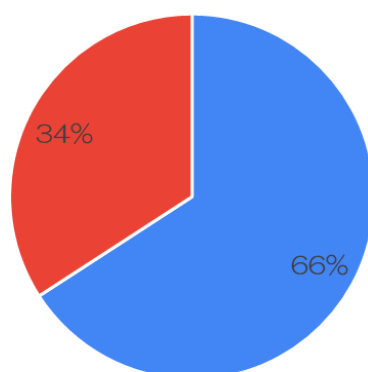


従業員数



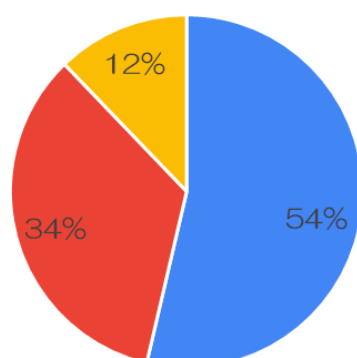
## ②設問

Q1 環境問題に対して、どの程度の問題意識を持っていますか。n=41



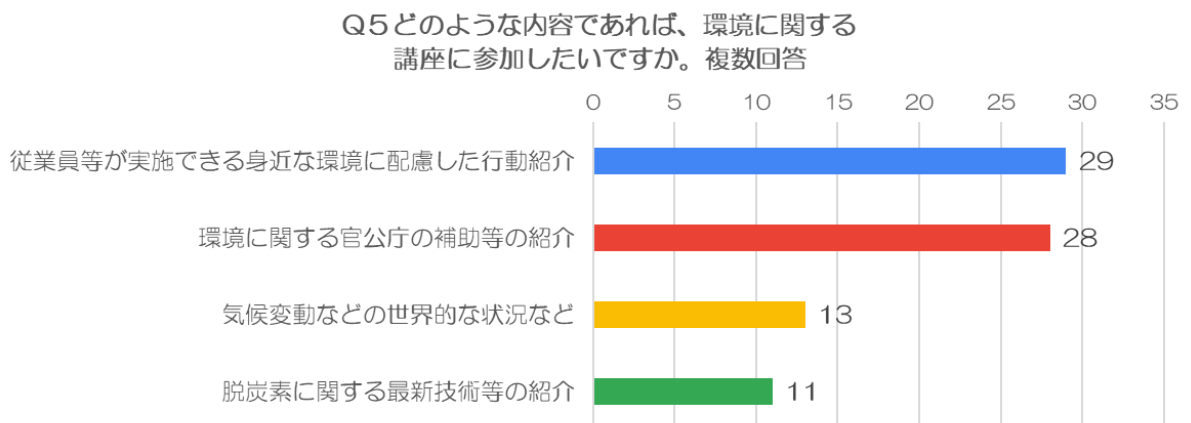
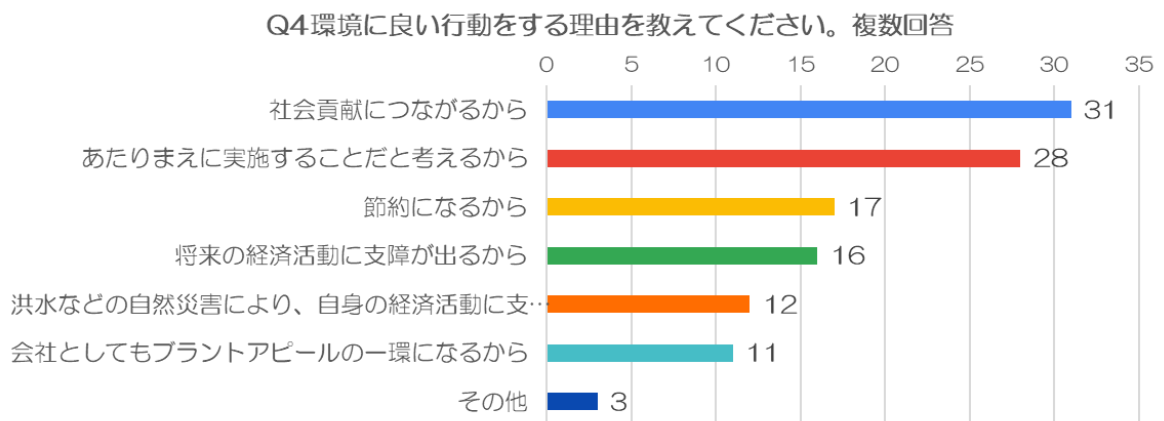
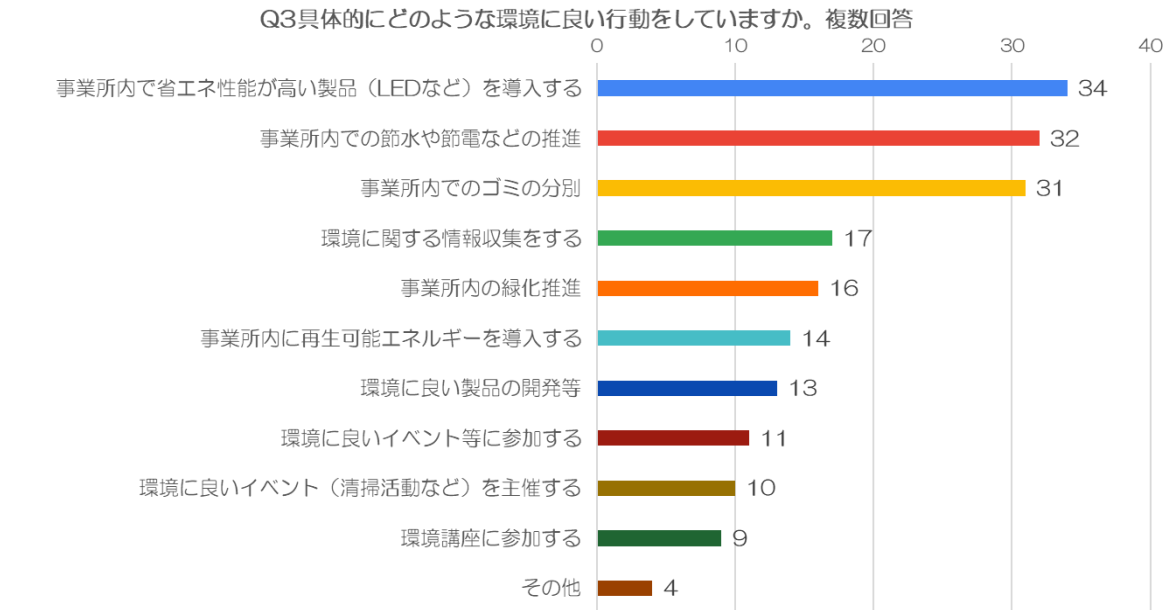
■ とても問題意識を持っている ■ 多少持っている

Q2 環境問題に対して、良い行動を実施していますか。n=41

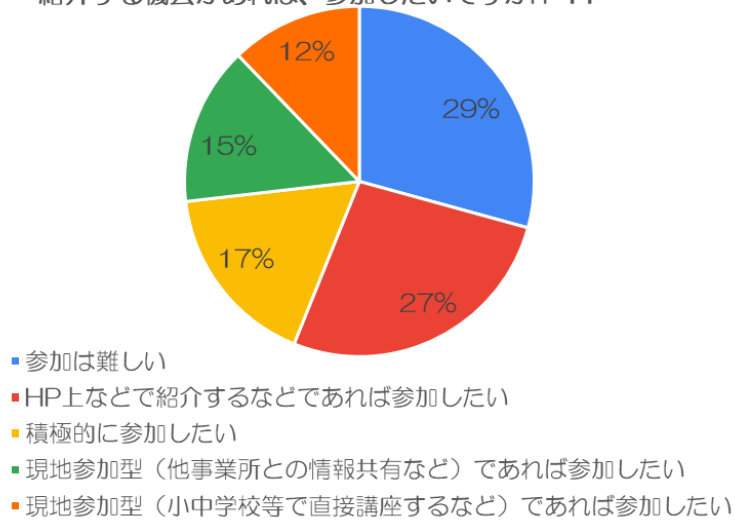


■ 積極的にしている ■ 多少している ■ あまりできていない

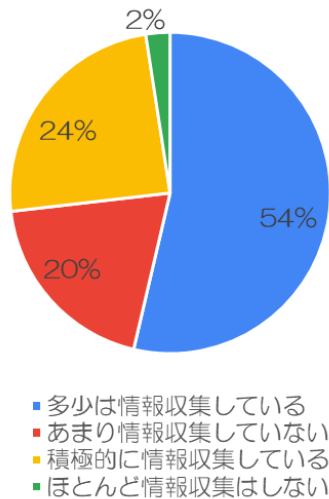
参考資料5 環境に対する市民・事業者の意識



Q6貴事業所が実施している環境に配慮した行動や製品を紹介する機会があれば、参加したいですかn=41



Q7日ごろから環境に関する情報収集を実施していますか。n=41



Q8環境に関する情報はどこで入手していますか。複数回答



## 参考資料6 市民・事業者の環境に配慮した行動

### 1 環境配慮指針の目的

都市・生活型公害や、地球環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動などと深く関わっています。

このような環境問題の根本的な解決を図っていくには、第4章、第5章で示したように、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要なため、環境に配慮した行動を実践するための参考として、環境配慮指針及びその具体例を示します。

### 2 環境配慮指針の構成

#### (1) 主体別配慮指針

市民・事業者の方の日常生活や事業活動の中で実践できるような環境配慮指針を、第4章のアプローチ別に示します。

| 項目                                | 市民  | 事業者 |
|-----------------------------------|-----|-----|
| アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然 | P88 | P88 |
| アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境    | P89 | P89 |
| アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会        | P91 | P92 |
| アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会          | P95 | P96 |
| アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち             | P98 | P98 |

#### (2) 事業別配慮指針

事業活動をより環境に配慮したものに変えていくためには、それぞれの事業活動の特性に合わせた行動が必要です。ここでは、環境配慮指針を本市の主な事業分野別に示します。

|             |        |          |        |
|-------------|--------|----------|--------|
| ● 農業及び漁業    | (P100) | ● 廃棄物処理業 | (P103) |
| ● 建設業       | (P101) | ● 運輸・流通業 | (P104) |
| ● 製造業       | (P101) | ● その他の産業 | (P104) |
| ● 卸売・小売・飲食業 | (P103) |          |        |

## 主体的環境配慮指針

### アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然

#### 市民の環境配慮指針

##### 1. 身近な自然、水辺環境の保全

- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ることや、捕獲・収集をしません。
- 釣り糸は、放置せずにきちんと持ち帰り、野生動物を守ります。
- 動植物を大切にします。
- 保護動物を使用した商品の購入はしません。

##### 2. 環境に配慮した農業の振興

- 農産物直売所の利用や契約栽培の活用等、地場産品を積極的に購入します。
- 農家との交流イベント等に参加し、消費ニーズの提示、新しい調理法の紹介など地場産品の普及啓発に協力します。
- 市や関係団体と連携し、市民と農家の交流イベント等を企画・運営します。

##### 3. ひたちなか地区における開発と保全の調和

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動に積極的に参加します。
- 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘や樹林地などの自然環境を生かした観察施設を積極的に利用します。
- 国営ひたち海浜公園の豊かな自然環境を活用した親子自然教室、ネイチャーウォーキングや環境学習などの体験学習プログラムに積極的に参加します。

#### 事業者の環境配慮指針

##### 1. 身近な自然、水辺環境の保全

- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校事業に参加・協力します。
- 開発事業においては、既存の植生や地形をできるだけ活かす計画・事業としたり、自然への影響が小さい工法を採用するなど種や生態系の保全に努めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

##### 2. 環境に配慮した農業の振興

- 有機農法・低農薬農法の導入、環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など、環境保全に配慮した農業を実践します。
- 地場産の飼料作物の利用など、地域内で生じた窒素やりんなどを活用した循環型農業の構築に取り組みます。

##### 3. ひたちなか地区における開発と保全の調和

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動を支援します。
- 国営ひたち海浜公園で実施している体験学習プログラムを従業員やその家族に周知します。

## アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境

### 市民の環境配慮指針

#### 1. ゆとりや潤いのある都市景観の形成

- 周辺の自然環境を壊さないように十分配慮し、建物を建築します。
- 街の景観を損なわないように建物を建築します。
- 隣家への日照などに配慮し、建物を建築します。

#### 2. 花と緑に包まれた都市の形成

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 環境保全団体などが実施する地域の緑を守る活動に積極的に参加します。
- 緑の保存と緑化の推進条例を遵守し、家庭内の植栽を図ります。
- 市が配布する記念樹や家庭緑化樹などにより、家庭内の緑化を図ります。
- 建築協定等の制度を活用し、生け垣などを整備します。
- 庭、ベランダなどの緑化を進めます。
- 落ち葉、生ごみなどをたい肥化し、身近な緑を育てます。

#### 3. 歴史的文化的資源の保全及び継承

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 埋蔵文化財の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財の保護に協力するとともに、無形民俗文化財の伝承に努めます。

#### 4. 暮らしのマナーやモラルの向上

- たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどの投捨てはしません。
- 地域における環境美化活動に積極的に参加・協力します。
- 空き地、空き家の適正管理に努めます。
- 犬のふんは持ち帰り、処分します。
- ペットは適切に飼育、管理等を行い、最後まで面倒をみます。
- 深夜にカラオケなどを行いません。
- ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に十分注意します。
- テレビやステレオなどの音量は通常時から小さくし、深夜に利用するときはヘッドホンなどを使用します。
- 集合住宅では、足音や飛び跳ね音に注意します。

### 事業者の環境配慮指針

#### 1. ゆとりや潤いのある都市景観の形成

- 工場などを建設するときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮します。
- 隣家への日照などに配慮します。
- 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮します。

#### 2. 花と緑に包まれた都市の形成

- 市民憲章やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。

- 緩衝緑地※の整備に協力します。
- 積極的に屋上緑化※に取り組みます。

### 3. 歴史的・文化的資源の保全及び継承

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深めます。
- 埋蔵文化財の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。

### 4. 暮らしのマナーやモラルの向上

- 良好な工場環境を保持するための組織をつくれます。
- 光害※を防止するため、照明の時間帯、場所、照明方法に配慮するなど屋外照明の適正化を進めます。
- 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはしません。
- トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意します。
- バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にします。

## アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会

### 市民の環境配慮指針

#### 1. 地球環境の保全

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 市などが開催する、気候変動について学ぶ機会を活用し、温室効果ガスが地球環境に及ぼす影響を把握します。
- 節電などの省エネルギーを心がけ、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- 特定フロン等のオゾン層破壊物質を使用していない冷蔵庫やエアコンなどのノンフロン製品を購入します。
- 特定フロン等のオゾン層破壊物質を使用している冷蔵庫やエアコンなどを廃棄するときは、特定フロン等を回収するよう業者に依頼します。
- 古紙の分別回収と再生紙の利用を進めます。
- 紙製品を購入するにあたっては、環境に配慮したものを選択し、適正な使用に努めます。

#### 2. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- 不必要なものを買わないようにします。
- マイバックなどを持参します。
- 過剰包装や本のカバーは断ります。
- トレイなどの包装・容器を使用している商品をできるだけ買わず、ばら売りや量り売りで買います。
- リターナブル瓶※の飲料、詰替え可能な製品などを買います。
- 使い捨て製品はできるだけ買わず、繰返し使用できる製品、長期間使用できる製品を購入します。
- 物は大切にし、できるだけ長く使うようにします。
- 故障があった場合は修理して使い、安易な買換えは控えます。
- 必要がなくなったものでもまだ使えるものは、リサイクルショップ、フリーマーケットなどを活用してリデュースに努めます。
- 買換え等で不要となる電化製品は、販売店等に適切に引き取ってもらいます。
- 空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出すなど、ごみは細かく分別して、決められた日・場所に出します。
- ごみを資源物として出す場合は、軽く洗うなど、異物を混入させないようにします。
- 生ごみは、コンポスト容器や電動生ごみ処理容器※等を使ってたい肥化します。
- 生ごみは、水を十分に切ってから出します。

#### 3. 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

- 電化製品を購入する際は、省エネルギータイプの製品を選びます。
- テレビを見る時間を1日1時間短くし、見ていないときは消します。
- 節電タップを導入し、待機電力を削減します。
- エアコンの温度設定は控えめに（基本は冷房28℃、暖房20℃）、フィルターの掃除を定

期的に行います。

- カーテンやブラインド、すだれなどを使って冷暖房の効率を上げます。
- 冷蔵庫には食品を詰め込みすぎないようにし、ドアの開閉は少なく手早く行います。
- 熱い食品などを冷蔵庫に入れるときには、冷ましてから入れます。
- 洗濯はまとめて洗います。
- 掃除機の集塵袋やフィルターはこまめに掃除します。
- 使っていない部屋の灯りは消し、照明は蛍光灯からLEDに変えます。
- 生活サイクルを朝型に変え、夜間の照明、冷暖房の使用を減らします。

#### 4. 豊かな水循環の形成

- 米のとぎ汁は、植木・草花への水やりなどに利用します。
- 節水型の機器の導入を検討します。
- 洗顔、歯磨き、ひげ剃りなどの時に、水を流しっぱなしにしません。
- 食器洗いは水を溜めて行い、水を流しっぱなしにしません。
- 洗濯はできるだけまとめ洗いをし、節水コースなどを選択します。
- お風呂の残り湯は洗濯などに利用します。
- 洗車にはバケツを利用し、ホースなどで水を流しっぱなしにしません。
- 雨水を溜め、植木・草花への水やりなどに利用します。

#### 5. 人や環境にやさしい交通体系の確立

- 自動車の利用を控えるとともに、エコドライブに努めます。
  - 次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選び、利用します。
  - マイカーの使用を控え、できるだけ電車・バスなどの公共交通機関を利用します。
  - 近いところはできるだけ徒歩や自転車で行きます。
  - 車で出かけるときは、用事を一度で済ませたり、相乗りをしたり工夫します。
  - 自動車の運転にあたっては、エコドライブに努め、排出ガスの量をできるだけ少なくします。
- 一駐停車中のアイドリングをしません。
  - 一急発進、急加速、急停車をしません。
  - 一無駄な荷物は積まず、経済速度、適切なタイヤ圧で走行します。
- 定期的な自動車の点検・整備を行います。

### 事業者の環境配慮指針

#### 1. 地球環境の保全

- 工場や事業場における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 原材料や製造・輸送過程での温室効果ガスの排出を削減します。
- 市などが開催する、気候変動について学ぶ機会を活用し、温室効果ガスが地球環境に及ぼす影響を把握します。
- 再生可能エネルギーの利用や次世代自動車の導入、ばい煙除去設備の整備など、事業活動に伴う酸性雨の原因物質を含むばい煙等の排出を抑制します。

- オゾン層保護のため、特定フロン等のオゾン層破壊物質を使用している冷凍冷蔵庫やルームエアコン・カーエアコンなどを廃棄するときは、特定フロン等を回収してから廃棄するよう業者に依頼します。
- 生産ラインのノンフロン化を進めます。
- 特定フロン等を使用しない製品の製造を進めます。
- 特定フロン等を使用している機器の漏えい防止措置などを徹底します。
- 紙を無駄なく使用するとともに、再生紙や間伐材などの熱帯の木材を利用していない環境に配慮した紙製品の購入や開発・販売に努めます。
- リサイクル原料や再生紙を使用した製品、エコマーク製品等を選んで購入（グリーン購入）します。
- 用紙使用量の削減を進めます。
  - －両面コピーの徹底、ミスコピーの防止
  - －会議資料等の簡素化、最小限部数等の徹底
  - －資料の共有化、掲示板、電子メールの利用推進
  - －使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用推進

## 2. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- 3Rしやすく環境負荷の少ない製品の製造・販売を推進します。
- 事業上使用する製品については、使い捨て製品はできるだけ買わず、繰り返し使用できる製品、長期間使用できる製品などを購入します。
- 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直し、使う体制を整備します。
- 過剰包装製品やごみとなる容器の製造・販売をできるだけ控えます。
- 物は大切に、できるだけ長く使用します。
- トナーカートリッジや洗剤などは詰替え可能な製品を選びます。
- 再使用またはリサイクルのルートが確立しているものを購入します。
- 故障があった場合は、極力修理して使い、安易な買換えは控えます。
- 事業所内で計画的な3R等を推進します。
- 事業活動によって生じた産業廃棄物等を適正に処理します。
- 分別回収ボックスを設置するなどして、ごみの分別と資源化を徹底します。
- 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出します。
- 自社製品、販売品の自主回収及び適正処理に努めます。
- 生ごみは、コンポスト容器や電動生ごみ処理容器等を使ってたい肥化します。
- ごみの投捨て防止など、環境美化に関するマナーを守ります。

## 3. 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

- 定期的にエネルギー使用量を把握します。
- 省エネルギー、省資源に関する担当部署を設置します。
- 昼休み、勤務時間外の不必要な電灯の消灯を徹底します。
- O A 機器等は不使用時には電源を切ります。
- 空調設備の設定温度は控えめにし（基本は冷房28℃、暖房20℃）、設備の点検や整備を

定期的に行います。

- 机やOA機器などを効率的に配置するとともに、カーテンやブラインドなどを使って冷暖房の効果を上げます。
- トップライト※などの自然光を活用します。
- 計画的・効率的な業務執行による時間外勤務の減少、営業時間の合理化などにより、夜間の照明、冷暖房の使用を減らします。
- エレベーターの利用を控え、階段を利用します。
- 省エネルギー型のOA機器、照明器具等の導入を検討します。
- 太陽光熱等、再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。
- 工場廃熱などの未利用エネルギーの有効利用を進めます。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。
- ガス湯沸器を長時間使用しないときは口火を消します。
- ガスコンロのバーナーは、こまめに掃除します。
- 遠方の会議への参加などは、オンライン会議などを活用し、なるべく自動車などを使用しないように努めます。

#### 4. 豊かな水循環の形成

- 自動水栓や節水型のトイレなど、節水型の設備の導入を検討します。
- 食器洗いや洗車などで、水を流しっぱなしにしません。
- 一度利用した水の再利用化を図ります。
- 雨水を溜め、草花への水やりや洗車などに利用します。

#### 5. 人や環境にやさしい交通体系の確立

- 通勤や業務において、できるだけ電車・バスなどの公共交通機関を利用します。
- 近いところはできるだけ徒歩や自転車の利用をします。
- 車で出かけるときは、用事を一度で済ませたり、相乗りしたりするなどの工夫をします。
- 共同輸配送システム※の導入など、物流の合理化を図り、車両走行量を削減します。
- 社用車は、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を積極的に選びます。
- 自動車の運転にあたっては、エコドライブに努め、排出ガスの量をできるだけ少なくします。
  - ― 急発進、急加速、空ぶかしをしません。
  - ― 駐停車中のアイドリングをしません。
  - ― 無理・無駄な荷物は積まずに、経済速度、適切なタイヤ圧で走行します。
- 定期的な自動車の整備点検を行います。
- 社内におけるノーマイカーウィークなどを実践します。

## アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会

### 市民の環境配慮指針

#### 1. 大気環境の保全

- 工場・事業場から排出される物質に関心を持ち、異常を感じたときは速やかに市に連絡します。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。

#### 2. 水環境の保全

- 食器や鍋などの汚れは拭き取ってから洗います。
- 天ぷら油などは使い切るか、油凝固剤で固めてからごみに出すなど適切に処理をします。
- 流しに調理くずを流さないよう、三角コーナーや水切りネットを利用します。
- 洗剤、シャンプーなどは環境にやさしいものを必要な時に適量だけ使用します。

#### 3. 騒音・振動・悪臭防止環境の保全

- 家庭菜園などでは、悪臭を発生させないように肥料の扱いなどに注意します。
- 動物などを飼うときは、ふん尿などをきちんと処理します。
- 悪臭の発生源となる生ごみは、水切りをして決められた日・場所に出します。
- 廃棄物などの自家焼却、野外焼却行為(野焼き)などをしません。
- 自動車などの空ぶかしや無駄なアイドリングはしません。
- 深夜にカラオケなどを行いません。
- ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に十分注意します。
- テレビやステレオなどの音量は通常時から小さくし、深夜に利用するときはヘッドホンなどを使用します。
- 集合住宅では、足音や飛び跳ね音に注意します。

#### 4. 土壌・地盤環境の保全

- 低農薬・有機栽培の農産物を購入します。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 宅地内において、雨水の地下浸透に努めます。

#### 5. 有害化学物質等の未然予防

- ダイオキシン類を発生しやすい塩化ビニール製品等の使用を避けます。
- 廃棄物などの自家焼却、野外焼却行為(野焼き)などをしません。
- 環境ホルモン、アスベスト、化学物質過敏症などに関する、正確な情報の把握に努めます。

#### 6. 公害防止・環境管理体制の整備

- 各種公害の発見時には、速やかに市に連絡します。
- ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等の生活騒音を防止・低減するため、近隣に配慮した良識ある生活マナーを実践します。

#### 7. 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

## 事業者の環境配慮指針

### 1. 大気環境の保全

- 工場・事業場は、大気汚染物質の排出に対する規制を遵守します。
- 工場・事業場では、敷地内の緑地確保や緑化に努めます。
- 農業では、麦などの播種により、畑土の飛散防止に協力します。

### 2. 水環境の保全

- 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- 洗剤は自然に分解しやすいものを必要な時に適量だけ使用します。

### 3. 騒音・振動・悪臭防止環境の保全

- 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置します。
- 作業時などに悪臭を発生させないよう従業員などへの技術的指導を徹底します。
- 悪臭防止のための調査や研究を推進します。
- 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはしません。
- トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意します。
- バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にします。
- 防音施設などを整備します。
- 低騒音・低振動型の機器の導入を検討します。
- 施設の管理を徹底します。

### 4. 土壌・地盤環境の保全

- 工場・事業場は、土壌の汚染防止に関する規制を遵守します。
- 農業では、低農薬・有機栽培を実践し、農薬・化学肥料の使用量削減に努めます。
- ゴルフ場では、農薬使用量の削減に努めます。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 駐車場等において、雨水の地下浸透に努めます。

### 5. 有害化学物質等の未然予防

- 工場・事業場からの排出ガスを適正に管理します。
- 廃棄物などの自家焼却、野外焼却行為(野焼き)などをしません。
- 有害物質を発生させる恐れのない製品、原材料等を使用します。
- ごみ焼却時にダイオキシン類を発生する塩化ビニール製の製品の購入は控えます。
- 簡易焼却炉などでのごみ焼却をやめてダイオキシン類の発生抑制に努めます。
- 事業活動に伴って生ずるアスベストの排出又は飛散を防止するための措置を講じます。

### 6. 公害防止・環境管理体制の整備

- 環境マネジメントシステムの確立を図ります。
- TCFDなどへの参加や公害防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。
- 法令、条例等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリングの実施など各種公害に関する規制基準を遵守します。

- 市との間で公害防止協定を積極的に締結します。
- 自主規制として各種公害に対する上乗せ基準を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- 最新の環境関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策を進めます。事業者団体等の実施する研修等へ積極的に参加するとともに、行政等の経済的支援を活用し、公害防止に積極的に取り組みます。
- 事業者間の交流・連携を強化し、情報やノウハウ等の交換に努めます。

**7. 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視**

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

## アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち

### 市民の環境配慮指針

#### 1. 環境情報の収集・提供体制の整備

- 環境問題について家族や友人など身の周りの人と話し合います。
- 環境問題に関するニュースや新聞記事、市の提供する情報を調べます。
- 地球環境問題と私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べます。
- グループで環境学習会を開催します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする、市域における環境保全の取組を行う団体が開催する環境学習会などに参加し、積極的に情報交換します。

#### 2. 環境教育・環境学習の推進・支援

- 休日などに家族で家の周りの清掃などを行います。
- 環境家計簿などを付けます。
- 環境に関する国際協力活動へ積極的に参加します。
- グループで環境保全活動を行います。
- 行政や事業者が行う環境施策に積極的に提言します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に、積極的に参加します。

#### 3. パートナーシップによる環境保全活動の推進

- 国際社会における環境問題への認識と理解を深めるとともに、国際交流・活動等に協力します。
- コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全活動の企画・運営に取り組みます。
- 市や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

### 事業者の環境配慮指針

#### 1. 環境情報の収集・提供体制の整備

- 環境に関する情報を調べ、社員に提供します。
- 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催します。
- 社員が市や環境関連団体などが主催する環境学習会へ参加できるよう体制を整備します。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ協力・支援します。
- 職場でできる環境保全活動を実践してみます。
- 環境保全活動を企画してみます。
- 地域で行う環境保全活動へ参加・支援します。

#### 2. 環境教育・環境学習の推進・支援

- TCFDなどへの参加に向けて取り組みます。
- 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成します。
- 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めます。
- 環境保全のための担当部署や専任者を配置します。

- 地域の環境資源に配慮し、環境に配慮した事業活動を展開します。

### 3. パートナーシップによる環境保全活動の推進

- 国際社会における環境問題への認識と理解を深めるとともに、国際交流・協力活動等に参加します。
- 環境保全に向けたネットワークづくりに参加・協力します。
- 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全活動に取り組みます。
- 市や環境保全に取り組む民間団体等と連携し、地域的な環境保全活動への参加や支援等を図ります。

## 事業別環境配慮指針

### 農業及び漁業

#### 1. 環境保全型農業の推進

- 有機農法や低農薬農法の導入を検討します。
- 環境負荷の少ない農業資材や機械を利用します。
- 動植物の生息機能を高めるようにします。
- 水源かん養機能を高めるようにします。
- 良好な田畑の景観を保全します。
- 生ごみのたい肥化などを活用した有機栽培を進めます。
- 農薬や化学肥料への依存を減らします。
- 悪臭発生防止のため、たい肥などをきちんと管理します。
- 消費者のニーズ等を踏まえ、安心できる作物等を提供します。

#### 2. 農地や海などの有効活用と交流の推進

- グリーンツーリズム※を推進し、都市部の人々との交流を深めます。
- 空き農地は、市民の農業体験の場などに活用します。
- 消費者に環境保全型農業をPRします。
- マリンツーリズム※を推進し、都市部の人々との交流を深めます。
- マリンスポーツなどのレジャーの推進に努めます。

#### 3. 廃棄物の有効利用と適正処理

- ビニールハウスなどのビニールや資材などの廃棄物は自家焼却せず、適正に処理します。
- リサイクルできるものについては、リサイクルします。
- 漁船などを廃船するときは、冷凍・冷蔵庫などに使用されていたフロン類の回収を業者に依頼します。

#### 4. 環境に配慮した漁業の推進

- 海の持つ公益的機能を理解し、環境に配慮した漁業を進めます。
- 資源管理型のつくり育てる漁業を推進します。
- 海の清掃などで漁場の美化を進めます。

## 建設業

### 1. 環境・人にやさしい建築物づくりの推進

- 敷地内における自然面の保全、雨水浸透※・雨水利用システム※や中水道※システムの導入など、地域の水循環を保全します。
- 環境共生型住宅※の開発及び普及拡大に努めます。
- 環境に配慮した設計をし、周辺の緑化を図ります。
- 省エネルギー型の建築物づくりを進めます。
- 太陽光利用システムなどの再生可能エネルギーの導入を進めます。
- コージェネレーションシステムの導入を進めます。
- 空調設備などには、ノンフロン型のシステムを採用します。
- 建築物などの色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにします。
- 地下水の汲み上げを抑制するとともに、有害な化学物質による地下水汚染の防止に努めます。
- アスベストを含む建設資材を使用せず、またそれらの適正な管理と施設解体時の適正な処分に努めます。

### 2. 環境負荷の少ない建設資材などの活用

- 建設資材は、再生品や再利用可能なものを使用します。
- 型枠用熱帯木材などの使用を削減します。

### 3. 工事に伴う粉じんや騒音・振動の発生防止

- 建設作業などを実施するときは、騒音・振動の少ない建設機材などを使用します。
- 周辺の住民から苦情がでないように工事内容を住民に説明し、理解を得るようにします。
- 廃材や鉄筋などの廃棄物は、適正に管理します。

### 4. 工事に伴う廃棄物の適正処理、建設副産物の有効利用

- リサイクルが可能な建設副産物などは有効利用します。
- 建設廃材や残土などは、減量化、適正処理に努めます。
- リサイクルできない廃棄物は、適正に処理します。

## 製造業

### 1. 環境にやさしい製品の開発・製造

- エコマーク、グリーンマーク※などの環境ラベル※製品を開発・製造します。
- 再生紙を利用した製品を開発・製造します。
- 電化製品などは省エネルギー型製品を開発・製造します。
- フロン類などのオゾン層破壊物質・温室効果ガスを使用しない製品を開発・製造します。
- ダイオキシン類を発生しない製品を開発・製造します。
- 自然界で分解される素材を活かした製品を開発・製造します。

### 2. ごみの減量化、リサイクルに適した製品の製造・開発

- リサイクルが容易な素材を使用した製品を開発・製造します。

- ごみになる量が少ない製品を開発・製造します。
- 部品の共通規格化・交換化、長期間の保管など、持続的に使用可能な製品を開発します。
- 安価で修理する体制を整備します。
- 詰替可能な製品を製造・開発します。
- 製品の梱包に際しては簡易包装に努めるとともに、リサイクルしやすい梱包材を活用します。

### 3. 製造工程における環境配慮の推進

- ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境への負荷を把握し、低減します。
- 製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する自主的な管理目標を設定し、定期的に測定調査を行うなど、適正管理に努めます。
- 製造工程から排出される廃棄物を減量・リサイクルします。
- 製造工程の効率化、廃熱の有効利用など省エネルギー対策を進めます。
- 廃棄物を資源として利用する産業と協力します。
- 製造工程で使用する化学物質などは適正に管理し、廃棄するときは適正に処理します。
- 低騒音・低振動型の機器の導入を検討します。
- 未利用エネルギーの活用や再生可能エネルギーの導入を検討します。

### 4. 水質汚濁防止のための排水処理や浄水対策の推進

- 排水の管理体制を整備します。
- 排水処理施設の整備充実を図ります。
- 定期的に排水の水質調査を実施します。
- 地下水汚染防止のための排水対策を推進します。

### 5. 工場・事業場における悪臭防止対策の徹底

- 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置します。
- 作業時などに悪臭を発生させないよう従業員などへの技術的指導を徹底します。
- 悪臭防止のための調査や研修を推進します。
- 悪臭防止に関して、積極的に行政へ協力します。

### 6. 大気汚染防止対策の充実

- ベンゼンやトリクロロエチレンなどの有害化学物質の排出を抑制します。
- 大気汚染の防止に係る高効率な設備の導入を検討します。
- 施設の管理を徹底します。
- 作業時などに大気汚染を発生させないよう従業員などへの技術的指導を徹底します。
- 大気汚染防止のための測定や調査・研究を推進します。
- 原材料、製品などの輸送手段は、鉄道、船舶などを利用します。

## 卸売・小売・飲食業

### 1. 環境にやさしい商品の販売

- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベル商品を販売します。
- 農産物は地場産のものや有機栽培のものを進んで販売します。
- リサイクル製品や省エネ商品を販売します。

### 2. 容器包装の減量化とリサイクルの推進

- 包装紙や使い捨て容器の使用を減らします。
- 容器持参者への詰替え売りや量り売りをします。
- トレイ、ペットボトルなどの分別回収ボックスを設置します。
- チラシ、ポスターに再生紙を使用します。
- 使用済みの段ボール箱をリサイクルします。
- 包装材に再生紙を使用します。
- ポリエチレン製のレジ袋を削減します。
- 廃棄物処理の担当者を配置します。
- 廃棄物の保管場所を設置し、きちんと管理します。

### 3. 飲食におけるごみの減量化、リサイクル

- 割り箸や食べ残し、調理くずなどを分別し、リサイクルを進めます。
- 生ごみの発生を抑えるために、食材の効率的な利用を図ります。

### 4. 周辺環境に配慮した営業活動

- 自動車騒音、排出ガスによる大気汚染の影響を軽減するように駐車場の設計、配置に配慮します。
- 深夜・早朝の配達車からの騒音に十分注意します。
- 看板・建物などは、周辺の景観に十分注意します。
- ネオンサインの時間制限等による省エネルギー・省資源を徹底します。
- カラオケや拡声機などを使用するときは、音量や時間帯に十分注意します。

## 廃棄物処理業

### 1. 廃棄物の適正管理

- 廃棄物を一時保管するときは、流出・飛散などがないよう管理を徹底します。
- 廃棄物処理に関する情報を公開します。

### 2. 廃棄物の適正処理

- 再利用可能なものは地域のリサイクルバザーなどに協力します。
- フロン類などのオゾン層破壊物質、温室効果ガスを使用している冷凍・冷蔵庫やエアコンなどを処理するときは、適正に回収・処理します。
- 有害物質等は適正処理を徹底します。

### 3. エネルギーの有効利用

- 廃棄物の焼却に伴って発生する廃熱などを有効利用します。

## 運輸・流通業

### 1. 環境に配慮した自動車の利用

- 物流施設へ出入りする自動車は、周辺に著しい大気汚染、騒音、振動等の影響を及ぼさないようにします。
- 業務用車については、最新規制適合車やアイドリングストップ装置を積極的に導入します。
- 利用用途を考慮し、次世代自動車など環境に負荷の少ない車を導入・使用します。
- 荷物の積下し時のアイドリングストップを徹底します。
- 時間待ち、客待ち時のアイドリングストップを徹底します。
- 適正速度を守ります。
- 従業員へのエコドライブを徹底します。

### 2. 効率的な物流

- 共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めます。
- 配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図ります。
- 過積載しないように十分注意します。
- 輸送車用の最短走行ルートを選定します。

## その他の産業

- 研究機関などでは、化学物質、放射性物質などについての保管、使用などの適正な自主管理を徹底します。
- 化学物質の廃棄に際しては、物質の性状に応じて適切に処理・処分します。
- 看板などの設置は、周辺の景観と調和するように配慮します。
- 使用する溶剤は、有機塩素系から環境への負荷の少ないものへ転換します。
- 宣伝用のチラシやパンフレットなどは、できる限り再生紙を利用し、必要最小限の使用に努めます。

## 参考資料 7 用語の解説

| 索引 | 用語                      | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア行 | アイドリング                  | アイドリングとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。駐車時や停車時に自動車のエンジンを止めること（アイドリングストップ）で温室効果ガス排出量、大気汚染、騒音等の抑制効果が期待される。また、エンジンの作動の停止及び始動を自動で行う機能（アイドリングストップ機能）を有する装置をアイドリングストップ装置といい、この装置を搭載している自動車をアイドリングストップ自動車という。                                                                                                                       |
| ア行 | アスベスト                   | アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる、天然の鉱物繊維の総称である。代表的なものはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）の3種類がある。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の特性があり、安価な工業材料であることから、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があると言われている。アスベストは、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散すること、吸い込む事が大きな問題となっており、肺がん、中皮種などを引き起こすおそれがある。製造、使用などは原則禁止されており、一部代替が困難な工業部品に使用が認められていたが、2006年までに全面使用禁止となった。 |
| ア行 | いばらき県央<br>地域連携中枢<br>都市圏 | 相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化を図る取り組みである。経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持する。                                                                                                                                                                         |
| ア行 | 一等米                     | 整粒値（被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物以外の米の割合）が70%以上、水分量が15.0%程度で被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物がそれぞれ検査基準を満たした米のこと。                                                                                                                                                                                                                                |

| 索引 | 用語                | 解説                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア行 | 茨城港常陸那珂港区         | 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入を実現するために国が選定した港湾の一つである。北関東自動車道の整備と併せ、北関東地域における東西方向の新しい物流ルートを形成し、首都圏における物流の合理的再編と当地域の発展に大きく貢献する、広大な背後地を有する国際的な海上物流拠点である。                                |
| ア行 | 茨城県気候変動適応センター     | 2019 年 4 月 1 日に気候変動適応法に基づき設置された、全国で初めて大学を事業者とする気候変動適応センターのこと。都道府県や市町村に対して、気候変動適応計画の策定とともに、必要な情報の収集や助言を行う拠点として活動する。                                                         |
| ア行 | 茨城県景観形成条例         | 潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土を創出するため、平成 6 年に定められた条例である。大規模な建築など景観に大きな影響を及ぼす行為の規制誘導をしている。事前の届出を義務付けることで、地域の特性を尊重し周辺景観と調和した、美しく風格のある郷土の実現に寄与することを目的とする。                                |
| ア行 | 茨城県東海地区環境放射線監視委員会 | 東海・大洗地区における原子力施設周辺の監視を民主的に行うため、第三者監視機構として設置され、放射線監視計画の策定、監視結果の評価、公表を行っている。                                                                                                 |
| ア行 | 茨城県央地域定住自立圏       | 水戸市を中心にひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村によって構成されている定住自立圏を指す。人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市と近隣市町村が 1 対 1 で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の 3 つの観点から、連携する取組を行っている。 |
| ア行 | 雨水浸透設備（施設、槽）      | 雨水を自然にしみこむように備えつけたもの。                                                                                                                                                      |

| 索引 | 用語         | 解説                                                                                                                                                               |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア行 | 雨水利用システム   | 屋根に降った雨水を沈殿・ろ過処理した後、雨水貯留槽に溜めて、飲み水以外の生活雑用水等に利用すること。                                                                                                               |
| ア行 | エコカレッジ     | 環境問題についての興味を持ち、環境保全活動を進んで実践するリーダーを養成するため開催する講座である。地域での環境保全の活動を通して、地球温暖化や気候変動、生物多様性、SDGs などについて楽しく学ぶ。修了者は、茨城県地球温暖化防止活動推進員への応募要件の一部を満たすことができる。                     |
| ア行 | エコドライブ     | 無駄な燃料消費や騒音などの少ない、環境にやさしい適切な運転マナーのこと。タイヤ空気圧の適正化、円滑な発進、アイドリングストップなどがある。                                                                                            |
| ア行 | エコファーマー    | 「茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、茨城県知事の認定を受けた農業者のこと。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付している。                                                               |
| ア行 | エコマーク      | 様々な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている。 |
| ア行 | エコライフチャレンジ | 茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンの取組のひとつ。県央地域が一体となって、家庭での電気使用量から、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素（CO2）を、どれだけ減らすことができるか挑戦する取組のこと。                                                               |
| ア行 | 大洗県立自然     | 大洗県立自然公園（涸沼及びその周辺、大洗海岸、平磯・磯崎・阿                                                                                                                                   |

| 索引 | 用語            | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 公園保護<br>管理協議会 | 字ヶ浦の海岸部) の保護、保全意識の普及・啓発などを目的として茨城県及び関係市町で構成する組織。                                                                                                                                                                                                                       |
| ア行 | オーナー制度        | 生産者と直接契約し、特定の農法や農地から生産される作物を購入する制度のこと。有機農法など環境保全型農業の振興、農作業への参加、棚田や谷津田の維持など、購入や交流を通じて農業振興や農地保全を支援する仕組みとして普及しつつある。                                                                                                                                                       |
| ア行 | 屋上緑化          | ビルの屋上などを活用して植栽などの緑化を行うこと。屋上緑化を行うには重量制限や防水対策、風対策、乾燥対策等の通常の緑化技術とは異なる工夫が必要であり、比重の軽い土の使用、水漏れ防止シート等が必要となる。                                                                                                                                                                  |
| ア行 | 汚水処理人口<br>普及率 | 公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の各汚水処理人口の普及状況を、人口を用いて統一的に表現することについて、環境省、国土交通省、農林水産省で合意した指標のこと。                                                                                                                                                                      |
| ア行 | オゾン層破壊        | オゾン層は、地表から約 10 km～50 kmの成層圏に存在し、皮膚ガンや白内障の原因となる有害な紫外線(UV-B)を吸収し、地球上の生物を保護している。フロンなどの物質は、化学的に安定しており、大気中に放出されると分解せずに成層圏に達し、太陽からの強い紫外線を浴びて分解して塩素原子等を放出し、酸素原子と結合してオゾン層を破壊することが問題となっている。酸素原子と結合しオゾン層を破壊する塩素や臭素を含むCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)や臭化メチルなどをオゾン層破壊物質という。 |
| ア行 | 温室効果ガス        | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどの赤外線を吸収する気体をいう。地表から宇宙空間への赤外線の放射を吸収するため、温室効果ガスの濃度が高くなれば地球の気温も高くなる。                                                                                                                                                                          |

| 索引 | 用語           | 解説                                                                                                                                                                                            |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | 海岸クリーン運動     | きれいな海を守るため、ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会市民憲章実践部会が主催する海岸清掃のこと。                                                                                                                                           |
| 力行 | 外来種          | それまで生息していなかった場所に、人間の活動に伴って人為的に持ち込まれた動植物等のこと。                                                                                                                                                  |
| 力行 | 海洋プラスチックごみ汚染 | 適切に処理されず、環境中へと流出したプラスチックごみが海へと流れつき、海洋を汚染すること。                                                                                                                                                 |
| 力行 | 化学物質過敏症      | 環境中に存在する微量な化学物質の曝露を通じてアレルギーや中毒等を引き起こす、従来の疾病概念では説明のできないメカニズムで、頭痛、吐き気、だるさ、めまい、集中力や思考力の低下など様々な症状を呈することが指摘されている。原因、症状などは十分に解明されていない。現在、国において調査研究が進められており、代表的なものにシックハウス症候群がある。本態性多種化学物質過敏状態の通称のこと。 |
| 力行 | 化石燃料         | 石油、石炭、天然ガスなどの天然資源をいい、動植物の遺骸が海底などにたい積し、その上に泥や砂などがたい積し、長い年月をかけバクテリアや熱の働きによって生成されたもの。                                                                                                            |
| 力行 | 合併処理浄化槽      | トイレの汚水と、台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は、2000年以降設置できなくなっている。                                                                                                                |
| 力行 | 家庭用小型雨水貯留槽   | 建物の雨どいにつないで、屋根に降った雨を貯めるタンクのこと。貯留した雨水は、散水や洗車等への使用や、災害などの非常時の生活用水に利用できるほか、雨水の集中的な流出を抑える効果から都市型洪水の防止にもつながる。                                                                                      |
|    |              |                                                                                                                                                                                               |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | カーボンリサイクル | 二酸化炭素を炭素資源と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用することである。二酸化炭素を原料としてプラスチックやコンクリート等の化学品・鉱物、あるいは合成燃料を製造することで、大気中への二酸化炭素排出を抑制しつつ、地球温暖化対策と資源の有効活用を同時に図ることができる。                                                                                                                                                                                               |
| 力行 | 感覚公害      | 人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害（環境汚染）の総称のこと。具体的には、悪臭、騒音、振動などがある。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 力行 | 環境家計簿     | 環境省等が発行している家庭向けの環境管理シートのこと。電気、ガス、水道などの光熱費、食料容器の使用量やごみの量等を家計簿の要領で記入することで、家庭からのCO <sub>2</sub> の排出量が算出でき、環境負荷の状況や浪費を把握できる。                                                                                                                                                                                                                   |
| 力行 | 環境基準      | 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた基準。環境基準は行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。また、第5章2「持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）」で環境基準（BOD）の達成を目標としている市域の5河川は、中丸川、本郷川、大川、新川及び早戸川としている。本来、本郷川と大川は、環境基準地点の参考データを得るための補助地点であり、環境基準を適用するものではない。しかし、河川環境対策は本市にとって重要な課題であるため、補助地点である本郷川と大川も、環境基準地点に準じて計画目標に位置付けるものとする。 |
| 力行 | 環境共生型住宅   | 地球環境を保全する観点から、エネルギー、資源、廃棄物等の面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した住宅。                                                                                                                                                                                                                                 |

| 索引 | 用語                    | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | 環境負荷                  | 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 力行 | 環境放射線                 | 人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射線の3種類がある。                                                                                                                                                                                                             |
| 力行 | 環境保全型農業               | 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、農薬の使用軽減・不使用等による土づくり等を通じて、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。                                                                                                                                                                                                              |
| 力行 | 環境ホルモン<br>(内分泌攪乱化学物質) | 環境中に放出された化学物質の中には、体内に入って体内のホルモンと同じような作用や、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものがある。これらの化学物質は「内分泌かく乱化学物質」と呼ばれるが、ホルモン様の作用を示すことから、「環境ホルモン」とも呼ばれている。                                                                                                                                                                 |
| 力行 | 環境マネジメントシステム          | 企業・事業所等の組織が経営活動の一環として法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に目的、目標を定め環境保全に取り組むための仕組みをいう。環境保全に関する方針、目標、計画を策定し(P l a n)、これを実行し、記録し(D o)、その実行状況を点検し(C h e c k)、システムを見直し、改善する(A c t i o n)というサイクルを体系的継続的に実行していくことにより、環境負荷の低減を図る。環境マネジメントシステムは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。 |
| 力行 | 環境ラベル                 | 製品の環境面の情報を提供するもので、エコマークなど一定の基準に基づいて環境に配慮した製品を認定するもの、事業者が自ら製品の環境情報を自己主張するもの、ライフサイクルアセスメント(L C A)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。                                                                                                                                                                        |

| 索引 | 用語                       | 解説                                                                                                                                                                                                |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | 緩衝緑地                     | 大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地を分離遮断するために設けられる都市計画上の緑地のこと。                                                                                              |
| 力行 | 間伐材                      | 間伐とは、木の過密化を解消し適度な光を入れ、森林を育てるための間引き作業をいい、そこでできた木材を間伐材という。従来、有効な利用が考えられなかったスギやヒノキ、カラマツ等の間伐材も細かい角材にして集成し、テーブルの天板やイスに利用されている。                                                                         |
| 力行 | 気候変動影響評価報告書              | 気候変動適応法に基づき、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価を報告するもの。各分野における気候変動影響の概要に加えて、気温や降水量などの観測結果と将来予測、影響の評価に関する今後の課題や現在の政府の取組をまとめている。              |
| 力行 | 気候変動適応計画                 | 気候変動対策の緩和策と適応策のうち、気候変動適応法に基づき、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策をまとめた計画。この計画では、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。 |
| 力行 | 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） | 気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また正の影響を活用した社会構築を目指す気候変動適応策を進めるために参考となる情報を、分かりやすく発信するための情報基盤のこと。                                                                                                            |
| 力行 | 規制基準                     | 工場・事業場からの騒音、振動、悪臭を排出する場合の許容限度。                                                                                                                                                                    |

| 索引 | 用語         | 解説                                                                                                                                                        |
|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | 共同輸配送システム  | 複数の顧客の貨物を物流業者が一括管理して集配することにより、輸送の効率化を図るシステム。                                                                                                              |
| 力行 | 京都議定書      | 1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書のこと。先進国は2008年から2012年までの期間における温室効果ガスの削減目標（先進国全体で1990年比5%、日本は6%の削減）を設定している。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効した。 |
| 力行 | 空間放射線      | 空間を飛び交っている放射線のこと。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などが含まれる。                                                                                                       |
| 力行 | クーリングシェルター | 法律上の名称は指定暑熱避難施設である。適当な冷房設備を有すること、熱中症特別警戒情報が発表されたときは住民等に開放することができると等の要件を満たし、市町村長が指定した施設である。極端な高温から命を守るため、危険な暑さから逃れて涼むことができる緊急的な一時避難場所として機能する。              |
| 力行 | 汲み取り便槽     | 便器下に据え付けられた便槽にし尿を貯留し、定期的に人力あるいは機械によって汲み取る形式の便槽のこと。                                                                                                        |
| 力行 | グリーン購入     | 製品やサービスを購入する際、価格や品質、利便性、デザイン面だけにとらわれず、環境への負荷のより少ないものを優先して購入すること。                                                                                          |
| 力行 | グリーンツーリズム  | 農山漁村地域で自然、文化、農林水産業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。                                                                                                              |
| 力行 | グリーンマーク    | 環境ラベルの1つで、トイレットペーパー、ノート、コピー用紙などのうち、古紙を再生利用した紙製品につけられている。                                                                                                  |

| 索引 | 用語          | 解説                                                                                                                                        |
|----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力行 | 県央広域工業用水道事業 | 新たに工業開発が見込まれる県央地域（ひたちなか市外 7 市町村）を給水区域として、企業に対し安定的に工業用水を供給する事業のこと。                                                                         |
| 力行 | 建築協定        | 一定の区域内において、関係権利者全員の合意のもとに、建築物の敷地、構造、用途、形態や意匠などに関する基準について定める協定のこと。                                                                         |
| 力行 | 公害防止協定      | ひたちなか市公害防止条例に基づき、公害防止の観点から、法律及び条例による規制を補完するものとして、市と企業が締結する協定。                                                                             |
| 力行 | 公害防止計画      | 環境基本法又は茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく計画で、現に公害が著しい地域等において、公害防止上特別な配慮を必要と認める地域の生活環境の保全等のため策定する公害防止に関する地域計画。県条例に基づく場合は地域公害防止計画という。                    |
| 力行 | 公共下水道       | 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。また、下水道法の規定に基づき、公共下水道が整備され、下水処理施設等で汚水を処理することができる地域のことを公共下水道供用開始区域という。 |
| 力行 | 公共公益施設      | 学校、官公庁、図書館、公民館等をいう。その他、駐車場、幼稚園、集会所、老人ホーム、診療所等も含まれる。                                                                                       |
| 力行 | 公共用水域       | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。                              |
| 力行 | コージェネレ      | 1 つのエネルギー源から電気と熱など 2 つ以上の有効なエネルギー                                                                                                         |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                           |
|----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ーション化     | を取り出して効率的に利用するシステムのこと。例えば、石油や天然ガス等を燃やして得た熱を動力や電気に変換し、その廃熱（未利用熱）を冷暖房や給湯などの熱源として利用すること。時間帯や季節ごとの電力需要格差を縮小する設備のことを電力負荷平準化設備という。 |
| 力行 | 国連サミット    | 国連主催の国際会議。本計画中では、ニューヨークの国連本部において2015年9月に開かれた環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議のことを示す。                                                 |
| 力行 | こどもエコクラブ  | 子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている団体。          |
| 力行 | ごみ減量化計画   | 将来のごみの減量目標を定め、それを実現するための行動計画。                                                                                                |
| 力行 | ごみ処理基本計画  | 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の更なる取組みを、市民、事業者、行政が協働して推進するため、“資源循環型のまちづくり”についての基本的な計画目標を定めたもの。計画期間は2014年度から2023年度まで（10年間）。              |
| 力行 | コミュニティバス  | 主に市町村が主体的に関わり、既存のバス事業者だけではカバーしきれないきめ細やかな路線を設定し、利用者のニーズ、利便性を考慮した乗り合いバスのこと。                                                    |
| サ行 | 再生可能エネルギー | エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能なエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用している。                                         |

| 索引 | 用語       | 解説                                                                                                                                            |
|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サ行 | 産業型公害    | 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭など事業活動に伴って発生する公害のこと。                                                                                         |
| サ行 | 酸性雨      | 工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取り込まれて強い酸性を示す雨のこと。一般にはpHが5.6以下のものをいう。                                                                     |
| サ行 | 資源化率     | 総資源化量を総排出量で除した数値。総資源化量とは、資源化したごみの量をいう。具体的には、缶、ビン、ペットボトル、古紙等を資源化した量のほかに、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の量、焼却残渣のスラグ化等を行い再利用した量等を合計したもの。                |
| サ行 | 次世代自動車   | ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などのこと。地球温暖化の原因となるCO <sub>2</sub> の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車の総称。 |
| サ行 | 自然エネルギー  | 太陽光、風力、水力など自然をエネルギー源として利用したもの。石油や石炭などのいわゆる化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、主に太陽が照りつづける限り枯渇の心配がないことから、再生可能エネルギーともいわれる。                                     |
| サ行 | 自然環境保全地域 | 自然環境保全法及び茨城県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。本市では、釜上自然環境保全地域と多良崎城跡緑地環境保全地域が指定を受けている。                                              |
| サ行 | 自然共生サイト  | 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する仕組みである。2030年までに陸と海の30%以上を健全                                                                                 |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                                                                                |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |           | な生態系として効果的に保全しようとする目標の達成に向けた施策。認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域を、OECMとして国際データベースに登録する。                                                                                                      |
| サ行 | 自然公園区域    | 自然公園法に基づき、すぐれた自然の風景地を保護し、その利用を図ることを目的に地域を指定するもので、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類からなる。本市では、平磯から阿字ヶ浦海岸までが、茨城県自然公園条例に基づく大洗県立自然公園区域として指定されている。                                                  |
| サ行 | 持続可能な社会   | 環境への負荷が少なく、自然と人間及びその活動との共生が確保された社会。                                                                                                                                               |
| サ行 | シックハウス症候群 | 住宅やビルにおいて、建材等に使われる化学物質等により室内の空気が汚染され、不快感やアレルギーなどの体調不良が生じることを「シックハウス症候群」という。原因物質として、合板の防腐剤等に使われるホルムアルデヒドのほか、接着剤、防腐剤、溶剤などに含まれる化学物質があり、厚生労働省を中心に化学物質の指針値等が定められている。ハウスシック症候群と呼ぶこともある。 |
| サ行 | 指定河川洪水予報  | あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報である。気象庁と国土交通省または都道府県の機関と共同して発表する。流域面積が大きく、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川が対象となり、住民の避難行動や市町村長による避難指示発令等の判断基準となる。                                      |
| サ行 | 自動車騒音     | 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車の運行に伴い発生する騒音。                                                                                                                                            |
| サ行 | 自転車専用通行帯  | 車両通行帯のうち、自転車専用の通行帯のこと。この通行帯が設置してある場合、自転車は原則この通行帯を通らなければならない、自                                                                                                                     |

| 索引 | 用語           | 解説                                                                                                                                             |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 転車以外は原則通れない通行帯を指す。                                                                                                                             |
| サ行 | 事務・事業（事務事業編） | 地方公共団体の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減等のための計画である。庁舎における照明のLED化や公用車の電動化等が含まれる。地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すことが求められ、地域への波及効果が期待される。      |
| サ行 | 市民憲章         | 市民自らの手を通して潤いと安らぎのある住み良いまちづくりや、限りない可能性を秘めた子どもたちを育むふるさとづくりの方向を示す羅針盤であり、規範となるもの。                                                                  |
| サ行 | 市民農園         | サラリーマンなど農業者以外の人が小区画の農地を利用して、野菜や花を育てる農園。市民農園整備促進法では、主として都市住民の利用に供される農地。                                                                         |
| サ行 | 斜面緑地         | 台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地等の緑が連続して個性的かつ良好な自然環境を形成しているもの。                                                                                             |
| サ行 | 循環型社会        | 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、資源や物をできるだけ社会の中で循環（再使用、再生利用）させ、新たな資源の利用や廃棄物の発生を最小限にとどめた、環境負荷の少ない持続可能な社会のこと。                                              |
| サ行 | 循環型農業        | 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である。堆肥等の有機質資材の施用による土壌の保水性等の向上や、温室効果ガスである一酸化二窒素の発生削減等を通じて地球温暖化防止に貢献する。 |
| サ行 | 小規模事業所       | 排水量が少なく、水質汚濁防止法の生活環境項目に関する排水規制                                                                                                                 |

| 索引 | 用語         | 解説                                                                                                                                           |
|----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |            | が適用されない小規模な事業所（小規模排水事業所）。                                                                                                                    |
| サ行 | 除害施設       | 公共下水道に工場等からからの排水を放流する際に、下水道法や下水道条例で定める水質基準に適合させるために排水を処理する施設。                                                                                |
| サ行 | 蒸気タービン発電   | 蒸気の膨張力を利用した発電方式である。重油や液化天然ガス、石炭などを燃やした熱で高温・高圧の蒸気をつくる。この蒸気を使って蒸気タービンの羽根車を回し、タービンにつないだ発電機を動かして発電する。火力発電のほか、原子炉で発生した熱を利用する原子力発電や地熱発電においても用いられる。 |
| サ行 | 食品ロス       | 本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では2019年度に、約612万トンの食品ロスが発生したと推計されている。                                                                                |
| サ行 | 消防環境ネットワーク | 特定非営利活動法人消防環境ネットワークのこと。消防用設備等の設置、変更、維持管理、回収等を行いガス系消火剤の放出を抑制するための管理を行うとともに、再利用可能な消火剤、部品等の回収や再利用の普及活動を行い、もって地球環境保全に寄与することを目的として設立された。          |
| サ行 | 水源かん養      | 森林の土壌が水質浄化する機能と、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化することで、洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能のことをいう。                                                                        |
| サ行 | 涼みどころ      | 極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指す。熱中症特別警戒情報が発表されたとき等に、外出中の住民等が一時的に暑さをしのぎ、休息を取ることができる避難場所として一般に開放される。                |

| 索引 | 用語           | 解説                                                                                                                       |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サ行 | 水洗化率         | 汚水を使所から直接公共下水道に流す方式や自宅に設置している合併処理浄化槽等で処理する（共同浄化槽により汚水処理をしている場合を含む。）住宅の割合。                                                |
| サ行 | 水利組合         | 用排水路を管理する地域住民が任意に設立している組織。                                                                                               |
| サ行 | 生活排水         | 日常生活に伴って排出される台所、洗濯場、浴室、便所等からの排水をいう。                                                                                      |
| サ行 | 生物多様性        | 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。                                               |
| サ行 | 生分解性（微生物分解性） | 空気中では分解しないが、土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されるもの。しかし、数か月かかるものや一定条件下でなければ分解が始まらないもの等があり、すべてが自然界で分解されるわけではない。                   |
| サ行 | ゼロエミッション     | ある産業（事業所）から排出される廃棄物を別の産業（事業所）の原料として使用することなどにより、全体としての廃棄物の量（最終処分量）をゼロまで減らすこと。                                             |
| タ行 | 第3次総合計画後期計画  | 地方自治法に基づき策定する、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための地方自治体の最上位の指針であり、行政運営に係る各部門別の計画や事業等の基本となる計画。2021年度から2025年度までを計画期間としている。               |
| タ行 | 第7次エネルギー基本計画 | 政府が策定するエネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。少なくとも三年ごとに、検討が加えられ、必要があると認めるときは、これを変更する。現在議論が進められている次期計画では、エネルギーの安定供給の確保と、脱炭素化の両立を大前提としたエ |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |           | エネルギー政策の在り方が重要な論点となっている。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| タ行 | ダイオキシン類   | ごみ等の燃焼により非意図的に発生するポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDO）類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）類の総称で、これらのうち 29 種類に毒性があるとされている。人工の毒物としては最大の毒性を持ち、動物実験などにより発ガン性、催奇形性などが確認されているが、私たちが日常摂取しているピコグラムのレベルではほとんど問題とはならない。国では「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、環境基準値及び焼却炉等に対する排出規制等を定めている。この計画書におけるダイオキシン類は、同法に定めているものを対象としている。 |
| タ行 | 太陽光発電システム | 太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えて利用するシステムや装置。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| タ行 | 単独処理浄化槽   | トイレの汚水のみを処理する浄化槽のこと。台所や風呂の排水は浄化槽を通さずそのまま河川等に流れ込み、水質汚濁の原因となることから、2000年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽は新たに設置できなくなった。単独処理浄化槽の使用者は、浄化槽法により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することに努めなければならないとされている。                                                                                                                               |
| タ行 | 地域制緑地     | 良好な自然的環境等の保全を図ることを目的に、法律等で指定する緑地で、その土地利用を規制する一定の土地の区域。風致地区や緑の保存地区などに指定された山林、草地、水辺地等がある。                                                                                                                                                                                                          |
| タ行 | 地域制緑地保全計画 | 都市緑地法に基づき、緑の消失に歯止めをかけ、市域に残る緑を守り、次代へ引き継ぐため、すでに指定された風致・緑地の継続した保全保護と、保護緑地として未指定の緑地の保全方針や保全内容についてまとめた計画。                                                                                                                                                                                             |

| 索引 | 用語                        | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タ行 | 地域における<br>きれいな水環境<br>推進計画 | 地域再生法に基づき、住み続けたい・住みやすい居住環境の構築を目指し、汚水処理人口の向上と生活排水の浄化による一部河川の水質改善を図るための計画。ひたちなか市水環境再生計画を引き継いだ新たな計画で、計画期間は2020年度から2024年度まで。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| タ行 | 地球温暖化                     | 大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が上昇し、地球の気温が上昇すること。気候変動や海面上昇等が起こり、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| タ行 | 地球温暖化対策計画                 | 地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第19条に基づき策定する、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を規定する計画を地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）という。、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第21条に基づき策定する、市町村の事務及び事業に関わる、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を地球温暖化対策推進計画（事務事業編）という。本市では、地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）を本計画の第5章に、地球温暖化対策推進計画（事務事業編）を第3次エコオフィス計画に位置付けている。 |
| タ行 | 地区計画                      | 各地区の特性に応じたきめ細かい環境整備を行うため、地域内の道路、公園の配置や建物の用途、大きさ、デザインなどについて地域住民の合意のもとに、都市計画法に基づき定める計画。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| タ行 | 蓄電池                       | 1回限りではなく充電して何回でも使用できる電池のこと。現在は、リチウムイオン電池が主流で、家庭用にも普及し始めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| タ行 | 地産地消                      | 「地場生産―地場消費」を略した言葉で、県内・市内でとれた新鮮                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 索引 | 用語                  | 解説                                                                                                                                                |
|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                     | で安心できる農林水産物をできるだけ地域で消費しようという目的のもと使用される。                                                                                                           |
| タ行 | 中核国際港湾<br>茨城港常陸那珂港区 | 茨城県から栃木県を経て群馬県へ至る北関東自動車道の整備と併せ、北関東地域における東西方向の新しい物流ルートを形成し、首都圏における物流の合理的再編と当地域の発展に大きく貢献していくものと期待されている、最新鋭の国際海上コンテナターミナルを有する常陸那珂港区のこと。              |
| タ行 | 中水道                 | 下水道の処理水など一度使った水を浄化した水を中水といい、中水を水洗トイレなどに利用する水道を中水道という。飲料水には適さない。浄化から再利用までを含めて中水道システムという。                                                           |
| タ行 | 適応策                 | 気候変動の影響を軽減したり、順応して快適に暮らすための対策のことである。原因物質である温室効果ガス排出量を削減するための緩和と車の両輪となる。極端な高温による農作物の品質低下への対応、熱中症リスクを低減するための暑熱回避、自然災害の激甚化に備えた治水対策等、被害を回避・軽減する取組を指す。 |
| タ行 | 低排出ガス車              | 一酸化炭素などの排出ガスを抑制するよう開発された自動車、あるいは一酸化炭素ガス等の発散を防止する装置を備えた自動車で、国土交通省により定められた排出ガス低減性能基準を満たすことにより、認定を受けることができる。                                         |
| タ行 | 締約国会議               | 気候変動枠組条約の締約国による会議。COP（Conference of Parties の略）のこと。                                                                                               |
| タ行 | 出前講座                | 学校に市職員が直接出向いて環境に関する授業を行い、児童及び生徒たちの環境に関する意識又は知識を向上させる事業。                                                                                           |
| タ行 | デコ活                 | 二酸化炭素を減らす脱炭素と、環境に良いエコを含む“デコ”と活                                                                                                                    |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                          |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |           | 動・生活を組み合わせた新しい言葉である。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である。           |
| タ行 | 電動生ごみ処理容器 | 大きく分けて、生ごみを乾かして減量する乾燥式と、微生物で分解するバイオ式の 2 タイプがある。乾燥式は処理時間が短い反面、電気で乾燥させるため、消費電力がやや多い。バイオ式は、消費電力は少ないが、処理時間が長く、1 日から 1 週間かかる。    |
| タ行 | 天然記念物     | 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）や地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）のうち特に学術上価値の高いもの。                                                 |
| タ行 | 電力負荷平準化設備 | 時間帯や季節ごとの電力需要格差を縮小する設備のこと。電気は常にピーク需要にあわせて設備を建設しなければならないため、格差の拡大は設備の利用率を低下させるので、平準化する取組を行う必要がある。                             |
| タ行 | 特定外来生物    | 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から、専門家の意見を聴き、指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。 |
| タ行 | 特定事業場     | 公害を発生するおそれのある施設（特定施設）を設置する工場又は事業場のこと。                                                                                       |
| タ行 | 都市公園      | 都市公園法において定義された施設で、国又は地方公共団体が設ける公園又は緑地のこと。                                                                                   |

| 索引 | 用語           | 解説                                                                                                             |
|----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タ行 | 都市景観ガイドライン   | 良好な都市景観の形成を推進するため、公共施設、公共空間の質的向上やデザインの向上とともに、自然的・歴史的景観の保全、民間建築や屋外広告物などの規制・誘導の方針を検討するもの。                        |
| タ行 | 都市・生活型公害     | 自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。            |
| タ行 | 土地改良区        | 土地改良法に基づき、一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的とし設立される法人のこと。                                                                   |
| タ行 | トップライト       | 屋根や天井に設けられた天窓を通じて自然光を上方から採光することをいう。                                                                            |
| ナ行 | 那珂川水系水質保全協議会 | 那珂川及び那珂川に流入する河川並びにこれらの河川に流入する公共用水域をいう。また、那珂川水系の水質汚濁防止及び水質保全意識の普及・啓発を目的として県内関係市町で構成する組織を那珂川水系水質保全協議会という。        |
| ナ行 | 生ごみ処理容器      | 生ごみを発酵・乾燥処理し、たい肥をつくるために使われる容器。コンポスト容器ともいう。                                                                     |
| ナ行 | 二酸化炭素        | 呼吸や化石燃料などの燃焼によって生ずる無色無臭の期待で、赤外線を吸収する温室効果ガスのひとつ。近年、化石燃料の大量消費と森林伐採によって大気中の二酸化炭素濃度が増えてきており、地球温暖化への影響が大きな問題となっている。 |
| ナ行 | 農業集落排水施設     | 農業振興地域内の農村集落において、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図るために設置する、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設のこと。                                            |

| 索引 | 用語         | 解説                                                                                                                                             |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ナ行 | 農業振興地域整備計画 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。                                                                                       |
| ナ行 | ノーマイカーウィーク | 地球温暖化防止、大気汚染防止、省エネルギー・省資源などのため自家用車の利用を控え、公共交通機関、自転車、徒歩の利用に取り組む週間のこと。                                                                           |
| ナ行 | ノンフロン製品    | オゾン層を破壊しない、かつ、地球温暖化効果の低い物質を使った製品をいう。特定フロン等に替わってHFCなどの代替フロンが使用されるようになったが、HFCは温室効果ガスであるため、これらに替わって登場したもの。                                        |
| ナ行 | 熱中症対策普及団体  | 気候変動適応法に基づき市町村長が指定する法人である。地域において熱中症対策に関する住民等への普及啓発や広報活動、住民からの相談対応や助言などの事業を行う。熱中症弱者に対する見守りや声かけ、指定暑熱避難施設の確保に関する協力等を通じ、きめ細やかな熱中症予防の地域ネットワークを構築する。 |
| ナ行 | 熱中症特別警戒情報  | 広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される情報である。具体的には、県内すべての観測地点で暑さ指数が三十五に達する場合等に発表され、自発的な熱中症予防行動の実施や、クーリングシェลターの開放等による被害の軽減が求められる。    |
| ハ行 | ばい煙        | 燃料、その他の物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物で、人の健康又は生活環境に関わる被害を生ずるおそれがある物質をいう。                                                                         |
| ハ行 | 排水基準       | 工場・事業場から公共用水域へ排出される水の汚染の許容限度の基準のこと。                                                                                                            |

| 索引 | 用語        | 解説                                                                                                                       |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八行 | 排水性舗装     | 雨天時の路面の自動車スリップ防止などのため、舗装に隙間を開け、その隙間に水を吸収させ路肩に排水する舗装。自動車の走行音を低減する効果もある。                                                   |
| 八行 | 排水処理施設    | 工場・事業場からの排水や下水を生物的処理、科学的処理などにより浄化する施設。公共用水域へ排出する際に、排水を排出基準以下となるよう浄化する施設のこと。                                              |
| 八行 | 排出基準      | 工場・事業場において、ばい煙等を大気中に排出する場合の汚染の許容限度。                                                                                      |
| 八行 | ハイブリッド自動車 | 2種類以上の動力源を持ち、エネルギー効率や走行性能を高めた自動車。現在、国内で市販されているハイブリッド自動車は、ガソリンエンジン又はディーゼルエンジンと電気モーターを組み合わせたものである。                         |
| 八行 | ハザードマップ   | 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと                                                       |
| 八行 | ハロン       | 塩素の一部が臭素に置き換わった物質である。消火剤として使用されたが、オゾン層を破壊する物質であることから、モントリオール議定書において平成6年以降の生産等が全廃された。現在は大気中への放出を抑制するため、既存設備の適正な管理が行われている。 |
| 八行 | バリアフリー    | 高齢者や障害者などが社会参加するうえで、障害（バリア）となるものが除去され、誰もが自由に社会参加できるようなシステムづくりのこと。                                                        |
| 八行 | 光害        | 都市化の進展による屋外照明の増加、照明の過度な使用、深夜営業店の増加などによりもたらされる夜間照明に伴う環境保全上の支障                                                             |

| 索引 | 用語              | 解説                                                                                                                                    |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                 | のこと。天体観測等への障害として声が高まり、まぶしさに伴う不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響等も指摘されている。                                                               |
| 八行 | ビオトープ           | 「bio（命）」と「topos（場所）」の合成語で、「生物の生息空間」を意味する。人工や自然を問わず、生き物が生息する場所を指す。生物多様性の維持や、都市住民と自然とのふれあい創出等を目的に、都市域に人工的に生物が共存するために作り出した空間として整備される。    |
| 八行 | 非飛散性アスベスト       | アスベスト成形板など、製品・建材中に含まれるアスベストがセメント等により固化されており、直ちに大気中に飛散するおそれのないもの。                                                                      |
| 八行 | 地方公共団体<br>実行計画  | 都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとされている。これに基づき同市が独自に定める計画で、地域全体の取り組みを推進する区域施策編と、市役所自身の業務に関する事務事業編で構成される。 |
| 八行 | 風致地区            | 都市計画法に基づき、都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区のこと。                                              |
| 八行 | 不法投棄 1 1<br>0 番 | 各都道府県が不法投棄対策の通報先として設置したフリーダイヤルのこと。                                                                                                    |
| 八行 | ふれあい講座          | 市民等の要望に応じて市の職員を派遣し、行政の仕組みや事業等について説明や講習をする制度。                                                                                          |
| 八行 | フロン             | 炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称で、クーラーや                                                                                                        |

| 索引 | 用語       | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |          | 冷蔵庫等の冷媒、半導体や精密部品の洗浄、エアゾール製品の噴射材などとして使われてきた。中でも、オゾン層破壊への影響が大きいフロン(CFC-11、12、113、114、115)を特定フロンといい、これに HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を加え特定フロン等という。破壊程度の高い特定フロンについては平成7年末で生産全廃となっている。特定フロンに替わりオゾン層を破壊しない代替フロンの使用が進められているが、代替フロンは二酸化炭素の数千から数万倍の温暖化効果があることが分かり、平成9年の地球温暖化防止京都会議において削減の対象とされた。また、フロンの類似物質で、臭素を含むフルオロカーボンをハロンといい、優れた消火剤として使用されてきたが、オゾン層破壊能力が高いため、現在は使用禁止となっている。” |
| 八行 | 文化財愛護団体  | 文化財の保持者や所有者、あるいは文化財の保護に携わったり、活用に関わりのある人や団体から構成されている文化財の愛護活動を行う団体。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 八行 | 分別収集     | ごみを種類、品目別に分けて排出し、その種類ごとにまとめて収集すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 八行 | 平地林      | 低地をはじめ、火山・山地の山麓や、丘陵や台地など、比較的低標高の緩傾斜地に存在する森林のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 八行 | 保安林      | 水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全等の公共目的を達成するための森林法に基づいて指定された森林のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 八行 | 保存樹木     | 市域の美観風致を維持するため、保存が必要と認められ、所有者の同意を得て指定する樹木のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 八行 | ホルムアルデヒド | 揮発性の有機化合物の一種で、建材や家具の接着剤などに使われる物質である。シックハウス症候群の原因物質の一つであり、鼻咽頭                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 索引 | 用語          | 解説                                                                                                                                          |
|----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |             | 粘膜の刺激、喘息発作、頭痛などを引き起こすことがある。このため建築基準法により、内装の仕上げの制限や、換気設備の設置の義務付けといったシックハウス対策が規定された。                                                          |
| マ行 | 埋蔵文化財       | 土地に埋蔵されている文化財の総称であり、住居跡・古墳等の遺跡と石器・土器などの遺物とに大別される。                                                                                           |
| マ行 | マイバッグ持参運動   | 資源節約、ごみの排出抑制の観点から、買い物などの際にレジ袋や過剰包装を断り、マイバッグ（繰り返し使える個人専用のバッグ・袋）を利用する運動のこと。                                                                   |
| マ行 | 街かどはないっぱい運動 | 街かど花いっぱい運動や花とふれあいのふるさとづくりなどを実施し、ゆとりや潤い、快適性を実感できる花と緑に包まれた都市づくりを目指す取り組みである。花づくりを通して地域のふれあいの輪を広げ、美しいまちづくりを進めることで、自分たちの住む地域に愛着を持っていただくことを目的とする。 |
| マ行 | マリンツーリズム    | 海の自然やその土地の文化、人々との交流を通して海域の振興や環境教育にも役立てる観光・旅行形態のこと。                                                                                          |
| マ行 | 水環境再生計画     | 地域再生法に基づき、河川の水質改善を進め、豊かな水環境の保全を図るため、市の污水处理施設を総合的に整備することにより、污水处理人口普及率を向上させ、効率的に地域の生活環境を改善するための計画。2015年度から2019年度までの計画。                        |
| マ行 | 水辺の楽校       | 河川改修と合わせ、河川の持つ機能を生かしながら、自然教育の場や集団生活の場の形成を図るプロジェクトのこと。                                                                                       |
| マ行 | 緑の保存地区      | ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例に基づき、地域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域に指定された                                                  |

| 索引 | 用語       | 解説                                                                                                                                                                     |
|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |          | 地区のこと。                                                                                                                                                                 |
| マ行 | 未利用エネルギー | これまで利用されていなかったが有効に利用できるエネルギーのこと。下水や工場などから出る排熱や大気との温度差のある河川水や海水などをいう。                                                                                                   |
| マ行 | 無形民俗文化財  | 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、わが国の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。                                                                                    |
| マ行 | メタネーション  | 水素と二酸化炭素を反応させ、天然ガスの主成分であるメタンを合成する技術である。合成されたメタンは既存の都市ガス導管や燃焼機器等のインフラをそのまま活用できるため、追加的な社会的コストを抑制しながら、熱需要等の電化が困難な分野におけるガス体エネルギーの脱炭素化を進めることができる。                           |
| ヤ行 | 有害化学物質等  | 人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質に、化学物質以外で人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質（天然鉱物であるアスベストなど）を加えた有害物質の総称。 |
| ヤ行 | 有害紫外線    | 紫外線は、波長により A、B、C の 3 種に大別され、波長が短いもののほど生物への影響があるといわれている。最も波長の短い C 波はオゾン層でほとんどが吸収されるため、一般的には半分程度しか吸収されない B 波を有害紫外線という。オゾン層の破壊により地表に到達する B 波が増え、皮膚がんや白内障などの増加が懸念されている。    |
| ヤ行 | 有機栽培     | 一般に、農薬や化学肥料等に頼らず、たい肥などの自然界の資源や                                                                                                                                         |

| 索引 | 用語   | 解説                                                                                                                                        |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      | 植物本来の生態を生かしながら農作物を栽培する方法。これまで特に明確な規定は無く、有機を称した様々な栽培方法の作物が市場に出回っていたが、農林水産省により「有機農作物及び特別栽培農作物の表示ガイドライン」が策定され、表示基準が定められた。                    |
| ヤ行 | 有機農法 | 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。                                           |
| ヤ行 | 谷津田  | 台地や丘陵地が浸食されて形成された谷あいの低地にある田んぼのことである。谷津田などの水田、ため池、水路が、カエル類、トンボ類、魚類など、水生生物の重要な生息場所になっている。これらの動植物の生息・生育環境である里地里山を構成する重要な要素として保全が図られている。      |
| ヤ行 | 遊休農地 | 農地法において、「1.現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2.その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1.の農地を除く）」と定義される農地のこと。        |
| ヤ行 | 優良農地 | 土地改良などにより基盤が整備され、土壌、水利条件ともに良好である農地のこと。                                                                                                    |
| ヤ行 | 遊水地  | 洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を減少させるために設けた区域である。洪水の一部を遊水地に貯留させることで、下流の河川水位を低下させ、家屋の浸水被害等を防ぐ。平常時には、自然環境の保全のほか、公園、グラウンド等のスポーツ施設として広く利用され、地域の憩いの場となっている。 |

| 索引 | 用語                 | 解説                                                                                                                                      |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヤ行 | ユニバーサルデザイン         | 高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすることである。バリアフリーが事後的な対応であるのに対し、最初から使いやすさを配慮して計画する点で異なっている。 |
| ヤ行 | 用途地域               | 都市計画において、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分した地域のこと。                                                                                             |
| ラ行 | ライフサイクルアセスメント（LCA） | 原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法のこと。                                                                       |
| ラ行 | リターナブル瓶            | 利用し終わったあと回収され、洗浄等の処理で再度原型のまま再利用される容器のことで、溶かしたり作り直したりする必要がなく、より環境に与える負荷が低い。ビールや酒、ソフトドリンク等のビン類に多く導入されている。                                 |
| ラ行 | リモートワーク            | 従業員がオフィスに出社することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。                                                                                                   |
| ラ行 | 累加雨量               | 降り始めからその時間までに降った雨の量の合計値のことである。長雨が続けてこの雨量が大きくなると、地盤が緩むため、土砂災害の危険性が高まる。気象庁が発表する大雨警報や大雨注意報などの防災気象情報を判断するための重要な指標の一つとして用いられている。             |
| ラ行 | 緑地確保基準             | ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例に規定する工場等の敷地面積に対する緑化率のこと。                                                                                              |
| ラ行 | 緑地環境保全             | 茨城県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性                                                                                                          |

| 索引         | 用語              | 解説                                                                                                                                              |
|------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 地域              | の確保のために指定された地域のこと。本市では、多良崎城跡緑地環境保全地域が指定を受けている。                                                                                                  |
| ワ行         | ワットチェッカー        | パソコンや家電製品などの消費電力を調べる計測器のこと。                                                                                                                     |
| 数字・アルファベット | 3R              | リデュース（ゴミの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）のことをいい、頭文字を取った略語。                                                                                           |
| 数字・アルファベット | BOD（生物化学的酸素要求量） | BOD(Biochemical Oxygen Demand)の略称のこと。水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素量をいう。一般に BOD が大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BOD は河川の水の汚濁状況を表すのに用いられる。           |
| 数字・アルファベット | CCUS            | 「Carbon dioxide Capture、Utilization and Storage」の略で、二酸化炭素を回収・貯留し、有効活用する技術である。回収した二酸化炭素を地中深くの安定した地層の中に貯留するだけでなく、分離・回収した二酸化炭素を新たな製品やエネルギーとして利用する。 |
| 数字・アルファベット | FCV             | 充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車である。走行時に二酸化炭素や排出ガスを出さない。また、電気自動車と比べて短時間での充填が可能であり、カーボンニュートラルの実現に向けた次世代自動車としての普及が期待されている。       |
| 数字・アルファベット | GIGA スクール構想     | 1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することである。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を育成するための、我が国の教育のスタンダードであり教育インフラとなる。       |

| 索引         | 用語                    | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 数字・アルファベット | HFC                   | ハイドロフルオロカーボン(HFC:Hydro fluoro carbon)の略称のこと。代替フロン的一种としてエアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されている。塩素、臭素を含まないため、オゾン層は破壊しないが、温室効果ガスの一つであり、京都議定書に基づく削減対象となっている。                                                                                                                                            |
| 数字・アルファベット | IPCC (気候変動に関する政府間パネル) | 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略称こと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。IPCC が 5～6 年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめたもののうち、2013 年に公表されたものを第 5 次評価報告書という。 |
| 数字・アルファベット | OECM                  | 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域である。国立公園などの保護地域ではない地域のうち、里地里山や企業のもりなど、民間等の取り組みによって結果として自然が守られている地域が該当する。自然共生サイトとして国に認定されることで、OECM として国際データベースに登録される。                                                                                                                                           |
| 数字・アルファベット | PHV                   | 搭載したバッテリーに外部から給電できるハイブリッド車である。バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させるか、ガソリンでエンジンを動かして走る。近距離では電気自動車としてモーターのみで走り、長距離等ではガソリンとモーターを併用して走ることで、電気自動車の弱点であった航続距離を克服している。                                                                                                                                   |
| 数字・アルファベット | PM2.5                 | PM (Particulate Matter) の略称のこと。大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}$ (マイクロメートル) = $1\text{mm}$ の 1000 分の 1) 以下の非常に小さな粒子のことで、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物 ( $\text{SO}_x$ ) などの                                                                                     |

| 索引         | 用語               | 解説                                                                                                                                                   |
|------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                  | <p>大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられる。</p>                                              |
| 数字・アルファベット | PRTR(環境汚染物質移動登録) | <p>有害性のある化学物質の環境への排出量や移動量について登録して公開する仕組みのこと。行政庁が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含む移動量を把握・集計し、公表する。</p>                                        |
| 数字・アルファベット | TCFD             | <p>「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の略称のこと。G20の要請を受け、金融安定理事会により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された。</p> |

